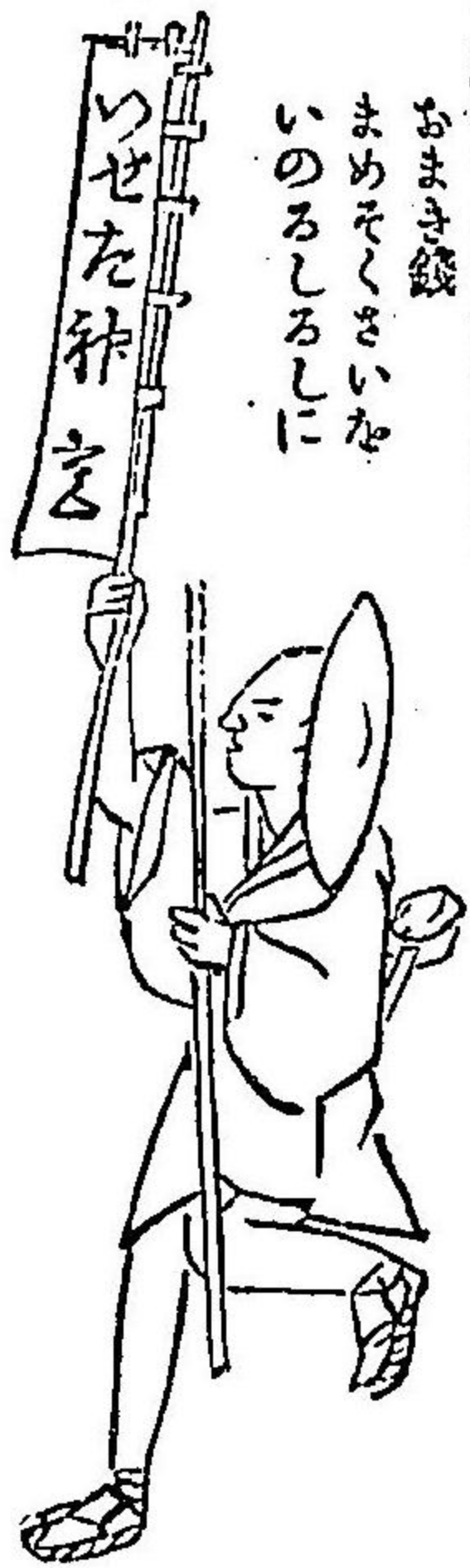


かぬ糊こはきもの著て、おしよぼからげに三尺帯を
びめ、古扇かた手に手まさぐりて、貰ひ受たる錢貫さ
しに通したるを提げ、門にていとねんごろに會釋な
し、乙聲にて立石熊之丞お久しぶり、關東の名人明石
志賀之助殿、何とやらかどやら、その跡は角力の故實
にてもあらん歟、微音にいひて所々はり上ていふは、
右の立石熊之丞お久しぶりをくりかへし〜いふに
ぞありける、これも竹馬の比にてくわしくもおぼへ
ず、

鳩の目は伊勢の外外

おまき錢
まめそくさいを
いのるしるしに



伊勢大神宮

同じ比にてありける、きたなげなる盲人、破れ笠竹の
杖をつき、古き木綿の幟に伊勢天照皇大神宮としる
したるを高々ごさごさ、げ、腰に柄杓さして何事かつぶ

やき、町々を修行しあるけり、志しの者ありて一二錢
をもらすれば、誠によるこぼしげに受けて、かの幟い
ご高々ごさごさ、げ、のぼりの棹を杖もてた、きながら、
只今のお心ざし、伊勢天照皇大神宮様へあげ〜
〜奉るでござりまする、まめ〜
〜息災お守り被成て下さりませとて、おご
りもてあるくにありける、

ハオチヨ
鼻於千世一時夢
三十二文水上泡



おちよ舟(朱書)船まんぢう寛政の所造
はありしと云今は絶てなし

同じ比にてありける、舟まんぢうてふもの、真似な
るべし、三十餘りの男、いと危末に紙にて張立たる宮
舟、今見る腰付馬の如にして半身を出し、舳の方には
これもきたなげに拵たるお福女の人形、手拭をきせ
たるを立せ、おのれはごもの方にやれ手拭かぶり、船
頭の如く臈をおすまねして、

エ、おちよ引よつていきねいなアコウぼちや〜
のおちよ引だによ引コウそこに立てあるごの辻番
からぼうが出るによ引コウ雨がふるか風がふけば
の永久橋の下へ付るはナアコウよつていきねいな
アコウぼちや〜のおちよ引

長太郎坊主

同じ比に長太郎坊主とて、江戸町々のはやりものに
て、きたなげなる盲目、しかも片目飛出たるにてあり
けるが、つれ引まごひ腰に破れ薦まきて、古笠打
かむり、竹の二本杖つきて、子供を相手に何事をか
つぶやき、町中をのしりあるくるせものにてあり
ける、今見るめく〜めくらにて、明くれ子供たちの
ためになぶりものさるゝを、おのれがわざとせり、

只今御笑章

ないて見つ

腹立て見つ

除夜の雪



子供またこれになれて、古わらじ馬の沓やうのもの
うち付、或はあらぬはもて破れ笠のはしにく〜りそ
へなごして、はて〜はむさきものなんご鼻にぬり
手足にぬり、引こかされて打倒れなんごして、泣わめ
きの〜しる折もありけり、

エ、目も見へぬものを、なさけないがきめらだ、此
よふにいたづらをするがきめらを産んだ親のつら
が見たい、アレまた杖をひつたくら〜よこしやアが

れく、いかに目くらだといつてむごい事をする
がきめらだ、なんば目は見へなるでもみんなつら
は覺へて居るぞよ、
なんごいとはさけたる物にて、時折にはおとなしく
叶ひませぬめくらに御ほうしやとて、二本杖にすが
りあるきけるが、おのれ獨りさみしき折なんごは、
こゝらの町にはがきごもはないか、いたづらをす
るがきめらはおらぬか、
なごよびあつめ、西へおひ東へはしり、ひとへに狂
人の如くありける、

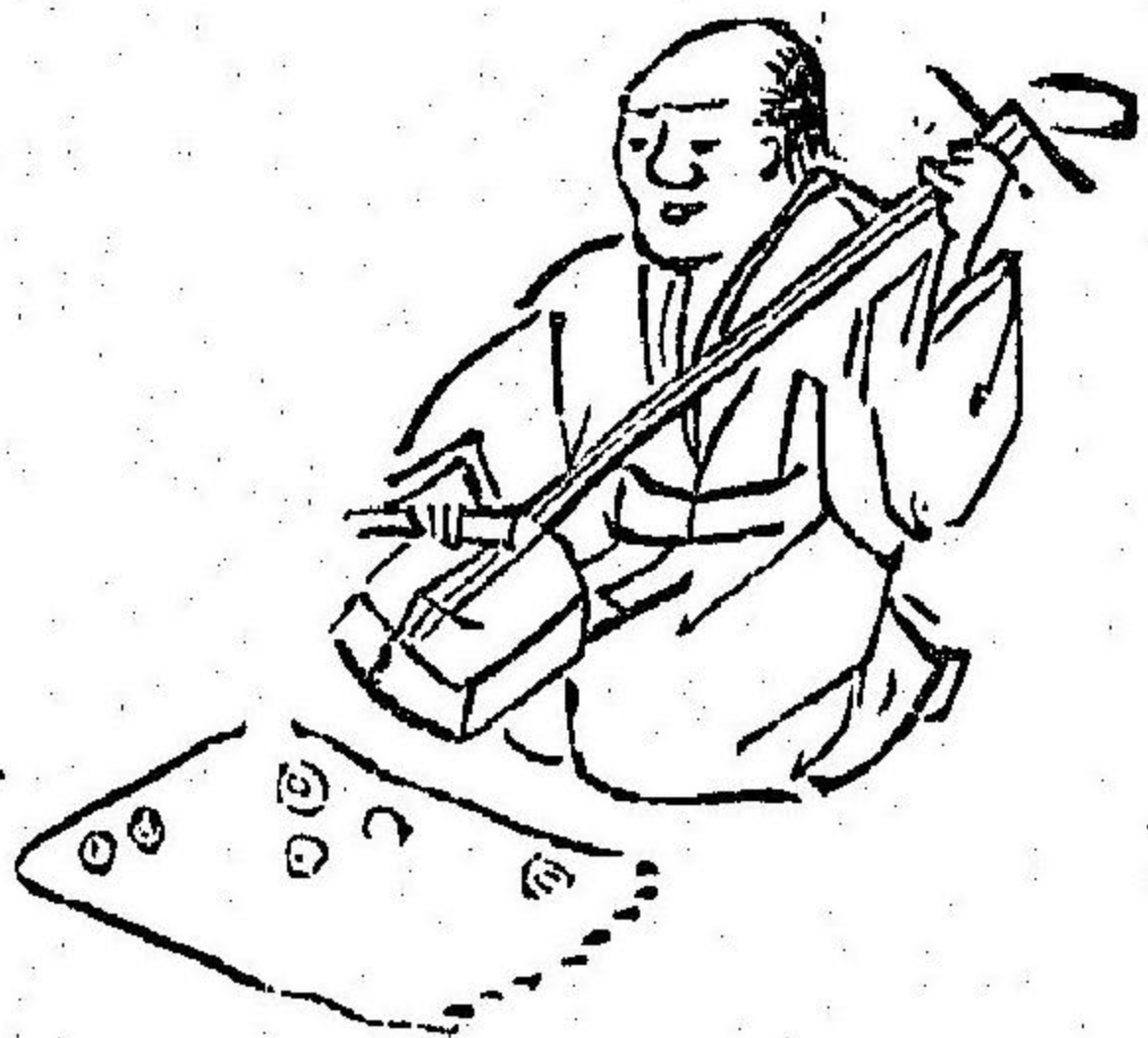


間寛紋日盆
正月
廻二府内一足
墨橋木

摺子木閻魔

其出立地獄繪の閻魔の如く、帯にてこしらへたる直
垂様の物をうちかけ、納豆箱にかざり付たる冠を著

し、顔より手足かけて紅粉がらにかあらん、ゑもいわ
ず赤くぬりて、眉事々しく作りて、古きすりこぎを
笏の如くもち、
十王が勸進も九王が爲、鼻の下の建立クワツ、
といふて眼むき出し、大口明きてにらまへ、嬰兒をお
ごすものにこそありける、



蜀山
(補) 黒座頭
原本の圖に
は顔の色を
黒く塗たり

黒座頭

寶曆の末より明和の初まで、色くろき盲の聲しばが
れたるが土佐節をかたり、三線ひきていつくの宮寺

の線日にも出て、かたらざる事なし、今は土佐節を
かたるものたるてなし、牛込御納戸町柄巻師紀國屋
半四郎、此ふしをよくかたりて、内匠半四郎といひ
しが、其後此節たるぬ一曲の廣陵、

(蜀山)わが少年の耳にのこれり、
半四郎が事は此傳に附置たし、猶御補ひ可有之
歟、三線を引し殿様も名失念、

此頃には或遊女の零落
して、采女が原に物乞
ひけるを、人の群來る
事ありき、
木枯の鼻
紫にこれけり

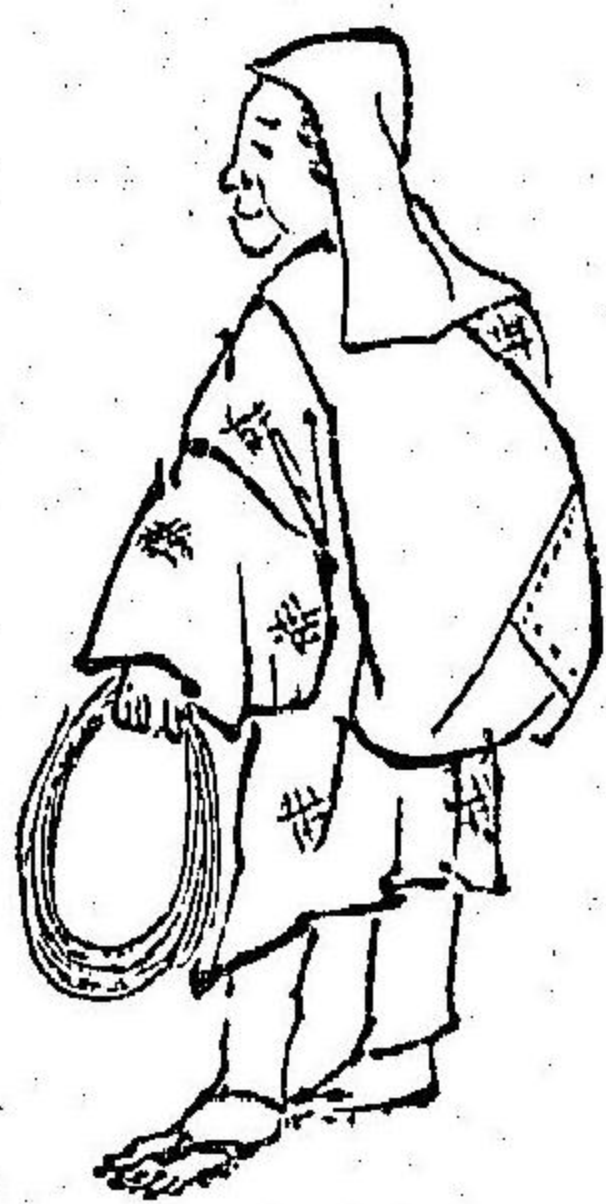


與吾連太夫

これぞ其むかし、今見る豆藏てふもの、名代ものに
て、近き比のこび八三藏なんごいへる物の如く、若き

昔より人の笑をさるもの、由、古き人の物語られき、
愚が見し比は古稀の年比にて、木挽町うねめが原に、
葎賣張の小家かけて、日和よき日には爰に出て、昔
物語落咄しなんごして興をとりける、其形股引に尻
からげ、淺黄の木綿頭巾かむり、古扇子持て時折節山
中平九郎、大谷龍左衛門、市川海老藏なんごの身ぶり
聲色なんごうつしものせしかご、愚は未生前のもの
の真似なれば、能く似たりしや否しらす、

蜀山
(補) はりが
ね賣



はりがね賣(朱書)是はわづの商人といへ共食さ同
じにすべからず、是にて父母妻子をやしな
ひしと云々、

是も寶曆の末明和の初の比まで、江戸中をうりあり
くはりがねうりあり、日々同じ所をうらす、日をき
はめてうりありく、蜀山子がをさなき比牛込にすみし

が、そのあたりは毎月十九日に來れり、そのうり暨り
りがねくはりがねの安うり、二尺一文はりがねは
りがね、

此頃赤城明神地内に、山猫の茶屋ありて、此所の倡
妓の方言ばかりの事を十九日と隠語にいへり、ぶら
の字十九日に似たればなり、

其比の前後に潮來節はやり出る



三つのそばその身その儘其時のはやり言なるふりをうつし給

そゝそ

これも寶曆の末明和の比にてありける、堺町の邊新

吉原町深川仲町など、繁華なる場を辨天堂建立と
てあるきし修行者、淨衣の墨衣のつゆどり股引つ
こう草鞋はきて、勸化箱背おひ菅笠にその字三つ書
たるをかむり、ちいさき打ならしのりん小蒲團し
き、柄を付たる數多持て、何事かいひて子供あつまれ
ば此りんを借しあたへ、數十人の子供修行者をとり
卷、辨天經とやらんを口うつしにとなへさせ、間々に
そそそといへるを口辨にて、其身もおどり、子供もり
ん打ならして、はやしものすることにてありける、左
りの五指をのべ、右の手に白蛇形の印をむすび、條
文の様成事唱へて、ウカヤ白蛇キヤウシンタマニヒ
ンテンウンソワカと唱へ、そそそを口辨にて、りん
打ならし置れば、子供不殘トントク如意寶珠そそそ
と同音に唱へて、りんうちならしはやしけり、はて
はてはゆくりなく町々にはやりて、其頃の名人嵐音
八なる者、歌舞妓の舞臺にてこの藝を勤め、其外遊所
の町々にて、藝者たいこ持などさわざ唱につり、
そそそといへる拍子にて、二上り三下りの手事にう
つし、一枚繪畫草紙などにももてはやらし、江戸
中もつばらにて、誠に一時の興なるものにてありけ

る、

傀儡往音稱三遊女、
木偶坊唱レ名ニ愚
吹、茶武々坊無三理
風、山猫珍レ號ニ寶
婦ニ歎、



山猫まわし本名傀儡師

寶曆齋の句に、「春雨や樂屋をかふるくわいらいし」、
其出立は能人の知れる者、英一蝶の書に見へて寸分
違はぬもの也、明和の末の頃迄は、折節に町々を修行
せしを見受し、多くは山猫廻しと唱へ、呼び入して舞
すれば、古へより攝津國西の宮に傳へし伊吹山おろ
し杯云唱歌に、時のはやり事をまじへ、庵末なるおや
ま奴などの人形を廻し、果にはいつとでもちやん
く坊主とて手袋の如きものに人形の頭を付ちや

只今御筆草

んきりてふもの持たるを、おのが左右の手に一ツづゝ
はめ、中指に頭大指と小指に、右のちやんきりを付
て、こつちの子向ふの子隣の子もござれ、中よしこよ
し中よく遊べといへるを癖にして、人形二ッおもしろ
くつかひ、扱例の山猫てふものは、いたちやらんむじ
なやらん、毛皮にてこしらへたる小猫程の異物を箱
の底より出し、ヤンマンテツコにカンマンシヨと子
供を追ひあるき、興する事にぞ有ける、
蜀山云、子が稚き時まで傀儡師あり、小金の野邊の
一本薄といふ歌をうたへり、又五郎といへる棒つ
かひをもつかひし也、

長松が親の名で來る御慶哉

荷々

此句によりて
こつ様に生れ
まさつた果報
もの衆人衆
せいこ
まちあふせ
たか



三百八十九

長松小僧

長まつ小僧といふ物貰ひは、人もよく知りて、其比抱守りなんどの嬰児をすかしものするごとて、長まつ小僧はねんねこよなんごいひしを、いと近き安永天明の比までもありけると覺へし、こは中せい成男の四十計りなるが、片手には三升入とかいへるぬり樽の古きに、番にてこしらへたるじようご口にさし、もらひたる米錢これに入るゝの料とせり、左り手には二尺計りにて、いと清げにて新たにしたてたる禿人形の髪なんごうつくしく、その比の齋口本田とやらんに結立、衣装ちりめんにてむらさきの時もあり、驚ちやはな色なんどの折もありけり、いづれも羽折ごに金糸にてぬいもよふきれいにして小脇差とせ、ある時は團扇、ある時は目黒の餅花、九月なんごには神明のちぎ箱、夏の程は黒絹の羽折、紫絹の帷子なんごにて、きりくすはたる籠なんご手遊びを爲杯、此人形をまはしながら長まつ小僧がまいりました、ハイおじやうさんおぼうさんおなじみの長まつもこのよふにおとなしく成りました、アレく源兵衛おぢいかあかゝをのませうといふは、ソレ甚兵衛おぢ

いかくわんのん様へおんぶしてゆかふとおみやをねだれ、ソリヤ長八おぢいだおじぎをしるなんご、口まかせにしやべりながら、合くには長まつ小僧うはねんねこよ引といふが口癖にて、右の袂にて鈴をならし、ひやうしとりく物こひける、また或時は長松が弟なりとて、少し小ぶりなる芥子坊主の人形をもちそへて来る事もありける、



いせげた、
葵惜む年や
粟の産

すたく坊主

今も折ふしには見受る者ながら、明和の初迄は數多ありて、町々をあるきものせる、そのさまあか裸にて、しでさげたる注連の如き者を腰の程に巻、大注連の如く拵たる藁の鉢巻しめ、やれ扇錫杖を持、さもいさ

ましくおどりものして、

すたくやくすたく坊主の來る時は、世の中よいと申ます、ごまかせてよひとこなり、お見世も繁昌でよいとこ也、旦那もおまめでよひとこ也、ごまかせてよひとこ也、

其外にもよいとこ盡しをしやべりものして、門々をおどりあるけり、

開レ口放
レ手且器
業效レ汝
哉否臈六
法不レ知
生涯酒家
直無二見
角者一欲
孔方、

仙人

明和の末天明のはじめ、乞食儼人と門々に立て呼者ありける、灰墨にやあらん、己が面よりはじめて手足背中までも真黒に染なし、しゆるの毛をかぶり、しゆるの葉を肩腰にまごひ、異様なる木の枝を杖につき、



大手をひろげて人々をにらまへ、

あら、仙人とはちごう仙人、あらゆる仙人にぞ目にも見へず、ほうごう仙人くめの仙人バア、引何やらいふて、しかもちんばひきてあるきは、誠の仙人なりけらし、

鐵炮の跡に

遠音や
時鳥

赤坂龜附源坊



此は道心者の至ておろか成にて、解箱首にかけて鉦鼓打ならし、念佛高らかに唱へて、鐵炮の玉に帆を掛たといふを癖にて、撞木をおかしげに廻しながら、門々にも乞ひける、赤坂の邊何やらんの生れにて、四ッ谷市、谷糞町の邊、下町は新橋櫻田久保町の邊にての名代物にて、愚か者のくせ、人々のはやし立れば、まへ引まくりてきたなき物見せて、おどろくるひしるせ者にてありけるが、明和の末の年病死せしを、憐

む人々ありて葬禮事々しく、あまつさへ紙にて作りたる幡なんど先に立て、その幡にしるせし狂歌とて人のかたられし、

往生は鐵炮の玉に帆をかけて彌陀の浄土へたつた一ト飛

(蜀山補)赤坂黒鍬谷の龜治といへるもの也ト、亡友菊池衡岳先生にきけり、

此後文化五年戊辰の秋、四谷の乞食源坊といへるもの死せし時も、葬禮おびたいしき人数にて、大きな旗に源坊入極樂といふ五大字を書き、棺の前後にも赤旗二本を立つ、工匠數百人鐘をうち、念佛をとなへ、或は白帯を額につけ、白きかたびらをして、幽霊のまなびをなし、簫鼓を以て送るもの數十人、強飯樽酒を携へてしたがふものあり、源坊もとは大工なりしが、愚にして産業をなす事あたはず初名を源といひしが、頭を剃しゆへ源坊とはよべる也、四谷のものども月掛をして錢をあつめ、此者の衣食をあたへしといふ、性無欲にして人の施すものをもうくる時あり、うけざる時あり、或はうけて外の乞食におくるもあり、四文錢をあたふれ

ば必うけず、新しき服新しき履なども、外の乞食これをこへば即あたへてをします、此事中村子眞の源坊傳に詳なり、



葛西から来る

名物の

ひたし者

舌打すれば

さても

ふ菜甘味

方齋念佛葛西念佛とも云

これなん享保の比にもつばらはやりし、寶曆の末迄も在家にても修行せし、今の百万遍の異様なる者にて一人踊りながら音頭とりて念佛を唱へるを、集りし講中太鼓にてはやし、鉦にて拍子より、觀喜踊躍を表せしものなるべし、されどひとへに入亂れて踊るは、物狂ひの様に氣違ひよ方齋よと呼べるも、此をこ

松川鶴市

琵琶の湖七度まで蘆原となりしはしらす、三股の中洲埋立て、蜀山云六年程也しばらくのほど納涼の地たりしころ、びいごろ細工京之助が輕業さまぐなる中に、身よりも眞似眞を寫して、歌舞妓の舞臺そのまゝなりし、さかゝるやの秀鶴、丸屋の十町間掛合の口口大當り、古今稀なりしも此ごろと覺ゆ、

(補)蜀山按、此もの後に足をあらひて素人となり、出家して蓮乗と號し、四谷内藤新宿の未成子村常圓寺七面堂の堂守となれり、新宿の倡家などに、齋非時によばれても、女どもその技をしりて、何にても身ぶり聲色せよといふに、古き役者の聲色身振なれば、たれもしるものなし、よりに近比は新らしき役者の聲色などを學ぶと、六樹園のかたりしもおかし、常圓寺は垂枝櫻の大きな木ある寺なり、

りに起りしなるべし、元祿の比にや、方齋といへる發心者の始めし由、今も京都には六齋念佛とて、月毎に六度京の町に出る、鉦たいこにて囃子おごるあり、是も方齋念佛のよし或ものに見へたり、在宿にて修行するも、一兩度幼稚き比に見及びつ、其後下總の近き葛西より來れるよしにて、三四人打連れ町々を修行しあるきし様、

おなまみだん佛ド、ドンチャヤ〜チャヤン、南無阿彌たん佛ド、ドンチャヤ〜チン

鉦太鼓打ならし、いかに鄙の拍子にてありける、

似て非なるもの

さまぐなるが

中に

大巻の

茂れる中や

す〜み聲



浪花にびやんせうさよび
江部に丸太ぶれさいふ其
譯は知らず
花滑し
いわしや
是し
芥子細



歌比丘尼(采書)今は絶てなし

往古紫の一本などにも見へし、いづみ町八官町びく
になぞの餘流にて、天明の比まで新大橋の東詰、淺
草みしま門前などに、葭簀立よせし花賣、江口の宿に
てありしが、勸進にていづるは春のころ、飛鳥山日
ぐらしの邊目黒の不動雜司谷なんど、人群集の所へ
十六七廿計の比丘尼、薄化粧して無紋に淺黄ねづみ、
袖よふの小袖うち著て、幅ひろき帯前にむすび、つむ
りは納豆えぼしどかいへるもの、如く、黒木綿にて
折たるぼうしをかむり、牛王箱にやあらん、たい箱と
はいへる黒ぬりの文庫様のもの小わきにかいこみ、
小唄うたふてももの乞ふ事にありける、これにも小比
丘尼二人り三人りつれたり、また小比丘尼はそまつ
なる木めん布子にてきやはんはき、手おひかけて、う

しろへ垂れのある常の角頭巾黒もめんにてつくりた
るをかむり、五合程も入るべき柄抄の柄のみじかき
を持たるが、年のころ六ッばかりなるより、十二比
迄の小びくに三人り四人りうちつれ、これには御寮
比丘尼とて、四十有餘にていとにくさげなるが、同
じ出たちにて牛王箱かへてつきそひ、町々門々へ
來てふたひける、唱歌よくも覺へねど、
鳥羽のみなどに船がつく、今朝のおゐてにたがら
の舟か、大こくどおゑびすどにつこりと、チトくわ
んおやんなん
とて、愛々敷こわねにて物こひける、

撥來四里四方様
拂納神釋和光塵



御祓納

これも古くよりありし事にて、安永の比までは年毎
の極月十日頃より煤拂ひて後、在家にある處の諸神
社佛閣の古札、或は伊勢太神宮の古御祓なんど納ん

とて、きたなげなる今の木拾ひ、帯くづひろいてふ様
したる非人町々へ出て、おはらひ納めよ古札納めよ
とよびあるくに、わづかに四五錢を與ふれば、右御祓
なんど受取て、何方へもち行にかあらん、かのものど
もの得分にてありけるも、いつ比よりか絶へて今は
なし、その頃四ッ五ッ六ッ七ッばかりなる小兒の遊び事
にいふをきけば、おはらひ納めよあつき餅にさとう
つけて、おはらへおさめよとて、いつも極月になれ
ば、下さまの子ごもすかす謔にてありける、



流石に鶴の御もあれば
のびくさ春の日影や足駄行

高野行人

明和のころ天明のはじめ迄、高野行人なる由にて、淨

只今御筈草

衣に白股引てつこう、頭は白木綿にて寶冠につみ、
今のまかしよこ、其上に菅笠を著て、笠のうへへ、少さき手
桶に水を入れ、じきみの花をそへて戴き、鉦鼓の大き
なるを千日參りの如く堅様にはさみてうちならし、
高サ一尺二三寸ばかりに、鐵のべがねにてこしらへ
たる一本齒の足駄はき、町々を遊行するに、心ざすも
のありてものさらするに、地に落たる一錢をも腰か
がめてむさうさにとりあげ、また立あがりて頭なる
桶の水を、襪にて兩三度手をのべてそ、ぎ、腰に持そ
へたる經木へ矢立もて何やらんしるし、ねんごろに
回向する様、立居行道水一滴もこぼさず、誠にれんま
の業にぞありける、

むかしくあつた

咄しの歌念佛

しはわれ整で

祖父の山の手



お七が菩提

明和の中比にてありける、年の程六十餘りなる老人、

三百九十五

田舎人の様にて、股引わらしはきて尻高くからび、笠うち著てかの葛西念佛の如く、鉦鼓に紐付たるを提て打ならし、お七がぼだい南無あみだ、吉めが菩提南無あみだ、長兵衛が菩提南無あみだ、其外俗名にて男女の名数多くいひて、南無あみだと唱へあるさし、或人の云、こは大海の船長にてありしが、難船して一人危きを助けける也、俗名にて唱へしは、乗組の水主なるべし、お七が菩提といへるは娘にやありけん、其頃の人々本郷の八百屋の娘のぼだいなんど、あらぬ事を附會して米錢多くとらせける、

向レ西而千年

向レ東而千年

下町亦千年

鏡粉や花見風にあす多葉粉



大八

安永天明の比にてありける、金杉橋より北中橋より南の下町、或は久保町木挽町の邊にさまよひあるき

し、大八といへる狂人の如きものにて、身にはつれ引まどひ、竹杖つきならし、門々に立にてもなく、己が氣儘に歩行しける、いつにてもにこく笑ひて、にくげなきものなりけれど、狂人のくせにて時折は腹たつ事のありけん、顔色こわげなりけれど、只ものいはぬ計りにて、のしり悪言するにもなかりき、人のとらするもの何にても受けずといふ事なく、たとへ馬の古香猫の死たるにても、人のあたへものすれば、心よくもらひ受て、その日一日はかへあるく事にてあれど、はては打捨しや知らず、錢とらすれば、おのがつれれの合へかんしからみにいく重ともなく、り付、夫にて物買ふても見へず、いつも百錢ほどはこころにくり付てもちけり、おのれまたほしく思ふものは、それたまわれとて人々に乞ひ、跡にて己がでにあつかましひのといひける、されどあたへぬとてはら立るにもあらず、例のこにこしてあつかましひをいひながら、他所へ行て念の残る様なかりき、只あけくれ多葉粉は何よりも好きにて、人ありてあたゆればその所にすわりて、つぎかへ何ふとなく日半日ものみける、去ゆへた

ばこ入させるは古けれども、貰ひためしまゝに數多く持ける、あまりにたばこのみて立さらねば、人々火あやうしとて追立てるに、アイの返事しながらどみにも立さらで、はてには水うちかけなどして追立てるに、例の腹立るよしもなく、にこくして立歸る様、誠にたばこを好けるにてありける、されども火打よふの者はもたず、且暮に人の意にまかすすなをなるもの、異人にてありけるが、行末いが、果しや知らず、



うつかりに放下見る

人がせく人

世のつり合も豆と

徳利

芥子之助

これもまた観音の奥山に出て人を集め、豆と徳利を

只今御笑草

手玉にとりて、合には鎌をなげて空中にて豆切るのれんまん、其外かな輪まくらの曲放下手づまのしなじな、今もその跡のこりて淺草寺の境内に見る事あれば、くわしくいふにおよばず、

(豊芥補)芥子之介弟子に東徳藏と云者に、此業を傳へたり、此徳藏、云者は、房州磯村の生れにて江戸に來り、けしの介の弟子と成、中頃に師匠の金輪を盗て上方へ上り、修行して又江戸に歸り、淺草観音境内にて東竹藏手妻きも八りの名人なり三人にて大當り、其後湯しま天神に徳藏一人り出たり、

登爲レ山頓的狂瀧
邊八間寒三豎留
乳母慈暎月額
狎犬咆圍女門口

角力とろん

神靈矢口渡にもつり入たる、天明の頃迄江戸町々をあるきし四十計りの男、うしろより見れば坊主に



三百九十七

て、只額髪の所少し計角み入たる形りに剃り残したるが、大綱の破れたる廣袖の物著て、片はしよりさいふものに尻つまげ、白木綿の長きふくろ手に提、門前に立て大き成聲して、角力とろんナコウボウタとて片手ひろげ、何やらんつぶやきけるが、いかにも田舎角力人の零落にやあらん、左右の耳なんども打ひしがれ、片手は叶はぬ様にて、自由せる右の手も大指と次指とは打ひしがれたる儘にのひすぞ有ける、さればこそ角力と云物はこわひ者だと、微音にいひけるは聞へし、



どちようの假名をま
せうと書も世間通用
にならふ歟
観音の誓ひ蓮はの錢
もふけ
すくひさられに
みばらう浮けり

泥鰌

これも甚太平記白石噺につかり入られたる、異名をどちやうと呼びて淺草寺観音の奥山うしろ堂の邊りに出て、浮世ものまね落し咄し、て興あるもの也けるが、實には前に出せしよこれ太夫の二代目ともいふべき出たちにて、なりわひの様かわる事なし、
(補)淺草の奥山藤棚の下に水茶屋あり、これにてつねにみせを出して落し咄をなす、しばがれたる聲なり、聯をかけて燕知社日泥鰌知穴とかけり、時時發句など黒きぬり板に胡粉にて書をけり、これ得意の句なるべし、吉原かし編笠の事をはなせしに、これは編笠茶屋にてあみ笠を錢百銅にてかりて大門にいり、素見物して出て、かへりに茶屋へかへせば、茶屋より六十四銅かへすといへり、しかればかり價は三十二錢とみへたり、今の入しる事なし、禮失ふて野に求むといへる如く、この泥鰌の語にてこの事をしれり、近き比迄大門口の外に、かし編笠さげてありしが今はなし、すべて武士の編笠をきすして、大門に入しは原富名盛和稱をばじめとすといへり、原富は三線の名人なり、

槍垣女のむかし小
野氏のいにしへ愛
にくらぶるもい
かなれど
みつわくむさま歟
すさまの蒲焼し



可愛がつて

寛政より末は、いと近きころにて、人の知れるも多く、現に今も見及ぶものにはあれど、六十餘りの目しひたる姫女、なかばしろみたる髪うつくしく結立、赤うるしの櫛かうがいなんごきよげに、平元結かけたるつむりふりにて、何やらん小風呂に背おひ、二本杖つきて、

かわひがつてやつて下さんせ、貫らはにや宿へは歸られぬ

とて、小唄のごとくうたひ町々を物こひける、果には何やらんまじなひてふ事もなすよしに、或人の語りしが眞偽はしらす、

雪女白熊女照
カネヤ
南瓜似不倒翁
琉球茗八里半



仙臺おばア

これも近き頃よく人の知れる四十計の狂女にてやあらん、頭にはさせるよりはじめ、破扇木の枝花たぐひゑもいわずさしかり、身には夏冬おなじ様に、解わけ衣のつりたるを、幾重ともなく衣紋よく袴さき揃へて打重ね、辻々に立て何やらんいふ様あつて、物乞ふ牀にも見へざりけり、されど物いふ様を聞ば、關東のものにあらざめり、都にて島原なる全盛の關なるなんごいへど、實にはあらじ、たゞに男の手より物とらぬと、一二錢もあれ打投てとらすれば、腹立ていきまきつぶやきて手にもとらず、打捨て異方に行ぬるぞ、乞食でふものにあらずと、己がまけわざ成べし、

よい年で踊り
わすれぬ雀祖母
しうしやの錢の
百になるまで



よいやなア

今もおりふしには、門に立て物乞ふ老女のすこやか
ならば、よく人もしれる古扇二本もちて、手鞠てふ
物糸にて扇のはしにくり、古笠あみだてふ形にう
ちかむり、己が生れたる國おしうたふて、おごりあ
りくさま、
親は子ゆへにくわんのすれど、親を尋る子はまれ
な、ハアヨンヤサア、親のひかりは七ひかり、
ハアヨンヤナア、若衆ごふらくさつしやるな、
ヨンヤナアは、ア助けて下さい、
と云ひて物乞ひぬ、ゆへよしをとへば、越後なる新
潟に近き邊りのものなるが、去る年疫病の多く流行

てうからやから死うせ、せんかたなくて五才なる娘
ひとり背におひ、大江戸に出しは五十年昔しのほど
にて、今はその娘人に嫁してありなんごいふ、年を開
へば、されば我も覺へねど、八十のうへいくつにや知
らすと答ふ、

辻に立て寒風酒人をのむ歎

顔見せや雪に
かじけぬ

女あり

金作小僧



唐の李白がもふし子にてやあらん、腰に鋤鍬はつけ
ねど、いづくにまれ息たゆる所にうづめといわぬ計、
一年三百六十の日、かつあしたよりゆふまで、酒の
臭せぬ折こそなかりける、一錢にかへて歌舞妓役者
のもの真似するぞ、己が世わたるのたづみにて、中
にも山下金作てふ女形の物まね能くうつつしける故、
この異名付たるにぞありける、

三尺唾流三鼻下
甲乙類探絲筋
廻二投返一至新
道一
得レ貨御劇染門

二十三夜



イヨ紀伊國やありがたひと、似もせぬ物真似己がてに
ほめて、或時は義太夫、ある時は長唄のかたはし、わ
けもなき三味線にあわせ、今も町々をあるくゑせも
の、おろかもの、くせとして、そしればはら立ほむれ
ば笑ふ、おのが氣まゝの身一生、遊び事しても世はお
くらす、實に國恩の難有哉、
(豊芥補)此二十三夜は、和國橋の櫓屋の悴なるよ
し、生れつき愚なる故商賣も出來ず、終にかゝる身
の上とはなりしと、或人の物語なりき、

接摩すれば世を
ひれるさて
すなむもの
おもひついたる
杖すぐなみち

小僧と盲目



ごぶぞ御ねがひ小僧とめくら、門々に五十計りの盲
人竹杖にすがり、木の切しひやうし木にうちならし
て、十二三なる小坊主、おなまみだんぶつとひやうし
とれば、
ひつこふいふな、おりよぐわいするな、ヲナマミ
ダンブツ、たつた一もん、御近所様のやつかひもの
よ、ヲナマミダンブツ、おじやまにならばこん度の
事よ

とて、隣の門へうつり行ぞすなをなる、世のおきてに
して太平の恵み、幾万年も初春の壽き、目出度く

跋

往昔者有而今無者、三浦高尾市川柏庭歟、雖然後生恐感心之名妓達人之產而出藍之美可觀矣哉、不知唯手丈夫者野暮與化物、從函根、此方雖金草鞋探無氣道焉耳、嗟夫當世之洒落、滑稽之穿、苟日新日新、與湯之盤、畫双帚之新板、補於月一增於年、充棟汗牛不可謂也、既而先是浪華之人、所行于世之痴人傳類者、書肆間日懷而來、褒貶函請閱定、其跡如宵祭行燈、似今朝進判事物、聊不及加批評也、可好醜任大道需晒而亦可也、由素禮者有益哉、御慶之歲玉非可棄、因為口上者而云爾、

陳芬閑人題

此一帖、狂言作者瀨川如臯所書也、如臯初代稱七藏若女形也、後為狂言作者二代目如臯也、

文政五年壬午四月二日

七十四翁蜀山人

色道大鏡序

夫陰陽和合之道、自從天覆地載以來莫不有之、是故易有大極、是生兩儀、兩儀者陰陽也、既有陰陽、則安得莫有好合之道哉、於我朝草昧之際、親鶴鶴之動作、始而為媾合、是本朝色道之權輿也、爾來色欲之盛行幾許哉、聖賢遠之、佛祖戒之、故禮記曰、飲食男女者人之大欲存焉、雖有斯人必有斯道、則為斯人而不可不知處之道、雖大王之至德非莫好色、然唯有使內無怨女、外無曠夫而已、若謂國風好色而不淫、小雅怨誹而怨斯邇之、我朝弘仁之御宇、海內人安、黎民時雍、遊女翔見、爾來相續不絕、逮於元龜天正之間、漸盛稱遊女號傾城、蓋哲婦傾城之謂也、都下競而耽之、終成習俗也、粵有香舟軒箕山者、其先阜山上總介源泰國之遠裔也、從弱冠遊心于斯道、東到于與武西究肥筑、南北縱橫莫所不臻、於斯道、入龜入細無不涉歷、且名斯道曰色道、然山者寔色道之大祖也、山自壯齡嘗憶著斯道奧秘、然遊廓蓬々、風俗區々、不果、因茲歷行六十餘州、積年三十有餘而始作爲是

色道大鏡

書、以題曰色道大鏡、比左氏三都猶有光者乎、嗚呼山者所謂當道之巨擘者也、情以是書雖似爲色欲之媒、然勸善懲惡之道自古非莫之、見善勸之見惡懲之、素王之遺戒者、何知不爲這書之教誨哉、昔時紫氏揮彩管、忽著源氏之和什、閨中之懷、艷麗之情、莫不述之、山之斯書誠續紫氏之絕筆者乎、且斯書之後載無禮講之式、最奇哉、余採薪之暇、過洛納之寓舍、適見是書、余生長寒境、自壯到于今、嘗雖不識斯道、然感山翁之積志、有就而於茲書、延寶戊午孟冬之吉夢也、翁探毫于如幻齋紙窓之下

凡例

此書をおもひたつ事、予廿九年より風と心にうかびて催し出るといへども、諸方の風俗人傳にのみ聞ては、委敷勘辨しがたきが故に、或は關東に走り、或は中國より九州に渡り、其郭邊に經歷して、所々の風儀を伺ふ、畿内に小地の遊郭は、累年是を見及び、六條の過し昔は、古老の達人に事を尋ねてしらす、しかはあれども時節の移るに隨ひ、風俗もかはりもて行は、これを委しくわきまへしらんがために、人のそしりをかへり見ず、老年にいたる迄當道に立まじり、諸郭をめぐりて此書をしるしぬ、

一年頃此書に心を費しつるを、世の人片腹いたくおもふべけれど、よき道の事はよき人の所作にあらずや、當道の教道をあきらむる品々、誰か是に心を留てしるしをかんと思ふが故に、身を捨て此書を探み出しぬ、元より短才無智のしわざなれば、誤る所多かるべし、しかはあれど、あやまりをすて、心のかやう所ばかりを見給ふべし、後學其たらざる所を補ひ、重て巻を續くべし、彼俊成卿の昔を

思ふこゝろならひにと、のたまひしたることにてめで、筆を費す、

一此書を編集する大意、全く名聞利養の爲にあらず、末世の遊人道をしらすして寶を費し、理をわきまへずして身をそこなふ、予是を悔む事年々に盡す、是に依て此書を綴り、得道の上にて退くはしりぞかしめ、進むべきはすゝむべしと、

一此書の意味好色をすゝめて、是非當道に入しめんとのこゝろざしにはあらず、ゆかでかなはじと思ふ人あらば、すこしは道をわきまへて行べしとの謂なり、曾て道をしらぬ人は、此書を見たりとて、行ぬ人の行にもあらざれば、是なん勸惡の書といひがたかるべし、當道に長ずればたちまち身をうしなふと知らする所は、勸善懲惡の心ばへならずや、しかる時は當道教誨の端とも見給ふべし、

一古今の傾城に諱を付たり、是緩急といひ慮外の事なれども、いさゝか子細有、其家に付來りたる名有て代を付るも有、又家を隔て、同時に同名も有はまざる、事おほし、第一郭を過にし傾城の名をよび出す時は、かならず請出したる男の家名をそへ

て唱ふる事なれば、にがくしき事ならずや、しらの人はいひもこそせめ、其男の身になりてはめい惑に思ふべき道なり、是によりて諱にそへて假名をいふ時は、此難を除き且同名のまぎらはしきをあらたむる爲なれば、自今以後も諱を付すべし、

一此の一部の中第二第三の巻に、寛文格寛文式を著す、當道にたづきはる者、是程の事しらすやはあるべきと見る人思ふべけれど、先は初心の人のためしらす、又書入べき事をしるし漏したりと思ふべけれど、單別の所業を除き、又密事の品詞を載す、是には一々口決傳授あれば、高弟のみ傳へて漫りにしらす、

一寛文格寛文式にかぎらず、先郭の内に定たるときこゆるやうの詞を、必一やう計りに心得たるはよろしからず、當道といふは、格は格にありて、おほむねは頓智をもつてはからふ道なり、然る時は格にも有又は格にはづるれども、意氣方あたらしき時は、本道よりさはやかになる事もあるべし、此鏡をよくくわきまへしるべし、

一第十一十二の巻に、諸國郭中の圖をあらはす、是はよりくしるし置たれば、程ふるにしたがひ傾國の家主かはり、舉屋の名代もちがふ事おほかり、今の時にあはせて書改むべけれど、予身勞れ心勞しぬれば、古きをも用ひ近きをも書しるしぬ、

一此書より以前、世間に落ちる當道の書目

秘傳書	左	繩	無用草
山鳥物語	難波物語	鳥原集	
鳥原集追加	増り草	都物語	
犬枕	寢物語	寐覺床	
玉手箱	小手卷	八助	
葎原鏡	葎原心亂記	葎原口舌草	
葎原飛鳥川	葎原沈石	麻姑の手	
袖鏡	讚嘲記	よぶこ鳥	
おかし男	空直なし	はらすぢ	
こそぐり草	ゑのこ草	白鳥	
なたて卿	燒付草	もえぐゐ	
けしずみ	難波鉦		

一是は日本の遊郭の事を、つがねていふよしなる物に、格式作業の、皆京師の事のみ書るを、心にこ

がひる人も有べけれど、何事も先京を手本として、皆諸郭の事はそれくの作配にて、是をわきまふるにかたからず、是又傾國へのあたりを、いやしき町人の身に對して書り、いかんとなれば、高家高門の上にあはせて書たりとも、當時は高家高門立いらせ給ひがたき事なれば、地下のもて遊び物として、いやしくふつゝかなるを道の要とす、一先都に、平懷放埒の詞少々是有といへども、是を改むる時は、當道のわけたちがたく、りくつきこえがたければ、是非なく其儘しるしぬ、

一此書の内、數卷眞名にて書置たれども、女子童蒙のみんごき、其患なきにしも有す、依之おほかた文章をやはらげ、假名になをし、且假名付を加へ侍りぬ、
一此書を編る中に、いまだ書顯すべきと思ひて、少々綴りかけたる物八卷有、然といへども、余氣力おとろへ、病つきたれば、打捨ちらして二たび見ざりしうちに思へば死も遠かるまじ、跡にて人のあざけらんもよしなしと、是をさへ引やりて、なきものにすべきと覺悟しつる處に、累年のこゝろざしを、

いかで空しくはすると、朋友に諫められて、力なく書立て人に譲り侍る、後人のそしりまのあたりなれば、若輩のなぐさみ草ともならば、罪赦したべ、
一題號の事、昔藤原爲業入道寂念の撰みたる書を、大かみといへば、此名なつかしく、此名をかりて此書の題號とす、是をなづくるに、させる心ばへもあらず、此道にすける人は、心をうつして見給ふべきとのみ、

色道大鏡卷第一

名目鈔

第一 人倫門

傾城 傾國ともいふ、佛經に淫婦淫女とあるも、是傾城の事なり、即傾城傾國といふ出所は、猶漢史に見えたり、李延年が歌に、北方有佳人、絶世而獨立、一願傾三人城、再願傾一人國、是傾城傾國といふ名目のおこりなり、夏の桀王の妹喜、殷の紂王の妲己、皆是傾城なり、其外西施虞氏王昭君楊貴妃など同じく傾城なり、我朝にては鳥羽院の御時、島の千歳若の前といひし者、是日本遊女の根源也、其後祇王祇女佛御前龜菊磯の禪師靜等、皆是白拍子なり、遊女白拍子名目はかはれども、心はひとしきなり、今の世にくらべ見れば、是をぞ上古の傾城といふべき、抑當時の遊女を、傾城といふ事過分の稱號なれども、用ひ來ればちからなき事也、
遊女 室君よりはじまるといへり、遊女といふは、室の泊三島江などにありて、船路の旅人に愛せられし

故にしかいふ、是をたはれめども、たをやめども、一夜妻ともいふ、古來和歌に詠來れるも、遊女は水邊の事によせてよめり、六百番歌合に

たれとなくよせては歸る波まくら

うきたる舟のあともとめす

同歌合に信定

その人さわきてまつらんつまよりも

あはれは深きなみのうへかな

同歌合に兼宗朝臣

波のうへにうかれて過るたはれめも

たのむ人にはたのまれぬかは

皆是遊女の題にてよめる歌なり、
女郎 篇海曰、郎魯堂切音狼、男子之稱爲郎、又婦人稱爲女郎、又婦人呼父爲郎罷、上臈下臈の沙汰にあらず、唯女の稱なり、又女郎とかけるを、即おなごとよむ、又匹夫の詞に、女子をさしてめらうと呼なるも、此心にかよふべし、をみなへしを女郎花と加きて、をのづから女の事によみ來れり、古今集に遍昭名にめて、おれるはかりそをみなへし
われおちにきと人にかたるな

金葉集に顯輔朝臣

白露やくらゝるおくらんをみなへし

色めく野邊に人かよふとも

職原抄曰、上臈不謂是非二三位典侍號上臈、小上臈不謂善惡公卿女號小上臈、中臈内侍外不著織物類、是昔號命婦侍臣女已下也、下臈諸侍賀茂日吉社司等女也、凡女房上臈小上臈内侍外不入夜御殿朝餉内、只中臈渡朝餉緣下臈不渡之、男子にても、公卿を上臈といひ、雲客已下を下臈といふ、所詮常にいふ上臈下臈は上位下位といはんがごとし、又おもふに傾城を上臈と稱する心もあるべし、假令地下人の妻女を上様といふ是緩急なる詞なれど、俗言なればちからなし、是によつて傾城も尊敬して見るものなれば、上臈といふべき處もあるか、しかはあれど、大夫を上臈といひ、圍職以下を下臈といひ、道理にしたがふべけれど、端女まで女郎といひ來りぬれば、只傾城の通稱として、女郎といはんは子細あるまじ、

禿 童ども鬚ども書く、傾城のめしつかふ女童也、むかしの傾城のめしつかひしは、髪をゆふことなしに、

中切にしてうちみだしたり、さるによつて禿となづく、當時の禿は髪さきの中へ折入て中しめといふものに結、然りとはいへども、むかしよりの名目なるによりて禿としかいふ、

遣女 遣手の事なり、遣手といふは傾城に付て、其請待する舉屋へやりわたすゆへに遣手といふ、

香車 同遣手の事也、香車は一筋にむかふへ行がゆへに、異號を鍵といへば、是になぞらへて遣手を香車といひ來れり、されども此名目ことふりたれば、此名を呼す、遣女といふべし、

傾城長 傾城屋の本名なり、むかし鎌くらにおいて、源頼朝卿、其後尊氏卿の改め給ひし異職の目錄にも、傾城長と入れり、これを上略して長といふは此事なり、所謂矢矧の長、大磯の長なり、

轡 傾城屋の異名なり、此名目の來由をしらざれば、年ごろ諸書を考るといへども所見なし、諸郭に至りて尋ぬれども是をしらず、只卑賤の者の謔言にいひたる所なければあたらず、いかさまにもいふかしきことなり、

大夫職 傾國において最おもんすべき職なり、唐位にても正議大夫通議大夫は、和朝の正四位の上下に當れり、大中大夫中大夫は從四位の上下に當れり、中散大夫朝議大夫は正五位の上下に當れり、朝請大夫朝散大夫は從五位の上下に當れり、慈性院殿義政公申樂の能を好ませ給ひて、觀世を大夫と稱せらる、是諸大夫に比するが故也、其外保生金剛今春各大夫と稱し、彼等一座の棟梁として今に至り連綿す、然るに中比出雲巫といふもの京に來り、僧衣を著て鉦をうち、念佛躍といふことをせしに、其後男の裝束し刀を横へ歌舞を盡せり、俗にこれを歌舞妓といひしなり、是より事起りて、元和年中より女歌舞妓はじまり、其後傾城の能をも催せり、先佐渡島が大歌舞妓、道喜若女郎などいふ座あり、其中の傾城に、藝の堪能なるものをえらみ出して大夫と稱せり、しかりしよりこのかた、傾城に大夫の號今にたえず、しかりといへども、昔の大夫は藝だに堪能ならば、貌はいたくすぐれずとも大夫に稱すべきが、近代の傾城は、藝堪能なりとて、容貌抜群にすぐれば大夫とは定めず、百人が中を十人すぐり、十人が中より一人え

らみ出すほどならでは、大夫とはいひがたし、當時は藝をはげますして大夫となれば、奏せずして位階五位に准じ、氏性を改めずして上職にいたる、最たうとむべき事なり、

上職 大夫職をさしていふ、

三八 大夫と天神との間の職なり、此名目當時は斷絶すといへども、當時大坂の大夫といへるも是と同じこゝろなり、今大坂にむかしの大夫停止たるにより、此職を大夫といへり、江戸長崎も價は少々かはりぬれど、其郭にてうへなきを大夫と號す、

天職 天神の事なり、惣じて傾城の職名いかなる者の名付そめけるにや、五三三八天神圍とて、皆一日遊料の數をたごへて名とせり、是口惜き次第にあらずや、價數むかしにかはれども、今以あらたむる事なし、改めて益なき事は、改めぬをよしとすと古人もいひしなれば、其形をのこして天職たるべし、天神ことなるは憚あるべき事也、

中通り 天職をさしていふ、

圍職 かこひの事也、天神圍のたごへ、其源をたごせば偏にもんもうなり、かたへに松梅鹿の三名をいふ

あり、大夫を松とし、天神を梅とし、園を鹿とせり、大夫は松にもせよ、昔の價に准じて天神を梅と稱せば、園を鹿といふ事あたらす、又四四十六とかぞへんには、田舎の價にあふとも、都の價たがひぬれば、おし出して唱へがたし、所詮舊名をもちひて是を園職とす、

半夜 園職の女を晝夜にわけたるものなり、されども園職の傾城をわけてうるにはあらず、外に半夜女あり、兼約する時は園職のなみなり、晝夜居ついても園職にひとし、晝と夜とわけてあふ時は、半夜のかはりめあり、

端女 端女郎とも、肩女郎とも、あそびどりともいふ、けちぎり女の事なり、

庵女 同端女の事なり、

假契 同端女なり、端居してあふ假の契りなるゆへにしかいふ、風流談曰、十錢宛の假契にも、腕ひとつ衝てなげ出すよりは、振群勝れりとおもふ者、世におほかるべし、

慧星 同假契女の事なり、されど此詞ふるくして當時はつかはず、けちぎりを下畧してはけちといふ、又

此けちといふを奇怪の事にとりなし、慧星とはいへり、
太鼓 太鼓持の下畧なり、太鼓もちといふは、傾城買の客に付従ふ者をいふ、此名目のおこりは、紀州雜賀跳よりはじまる、鐘をもちたる者は首にかけてをぐる、其中にかねをもたぬものに、太鼓をもたする也、是によつて此名目とす、

行證人 むかしの太鼓持の名なり、

あかば 同むかしの太鼓持の名なり、

おひや 同むかしの太鼓持の名なり、

跡付 同太鼓持の事なり、されどもおほくはとなへぬ名目なり、本客のあとにつくといへる心なるべき

か、此名太鼓持にはおもはしからず、元是歌舞妓若衆に付來る役者をいひたりしなり、今いはゞ大夫の

つれありく付ものなごをいふべきもの也、

沓持 沓さばかりもいふ、同太鼓もちの事也、是江戸によくいひ馴たる名目なり、

惟光 同太鼓持の事也、惟光は源氏の君の心しりに

て、常に付したがひ奉りし心なるべし、筑紫がたにい

ひ馴て、上方筋にはこれをもちひす、

粹 當道の功者をいふ、抜粹を上畧したる詞なり、粹の子細委しく廿八品に載す、
瓦智 當道不堪の者をいふ、瓦智の注釋廿八品にくはし、
眞夫 此名目金山詞より出たりといへど、さにはあらず、表向の買手にあらずして、密通する男をいふ、眞實におもふ夫といふ事なり、表向の知音は商賣の爲のみにして、心にあふもありぬもあり、眞夫は利欲にかゝはらず、女郎のたのしみにあふ事なれば、眞實に好まずしてはあふ事なし、伊勢物語に、まめおとこといへるも、當道の眞夫と同意也、文選に密夫とかきてまめおとこと讀せたるにてしるべし、又實の字をまめとよむ、愚見抄、惟清抄の説もまめおとこと實人と注す、伊勢物語に、ひとりのみもあらざりけらし、それをかのみめおとことうちものかたらひてと有、主ある女に心をかけて通するをまめおとこと書たるからは、當道の眞夫もおもてむきの知音ありながら、忍びてあふおとことなれば、是まめおとことなり、或説に表向の男あるに、其間にて密通すれば間夫と書べきにやといへり、是信用しがたし、既に我あ

ふんせき 同太鼓持の事也、慶安の頃大坂邊にていひならはせし名目なり、太鼓は本客を賞する故に同座せず、席をわけて候する心にて、分席と書といへど信用しがたし、或人云、汝太鼓のふんせきとして、通言は無用なりと制したるより、ふと云ならはせし詞なりともいふ、
末社 同太鼓持の事也、傾城買の客を本社にたとへ、太鼓を末社に比したる分なり、
殿達 傾城遣女舉屋等より、客をさしていふ詞なり、武士の奉公人のみをいふにあらず、傾城買をばおしなべて殿達といふ、
知音 客の傾城に思ひ付て逢事度かさなり、二心なく相かたらふをいふ、平生の人の上にて知音といふも心ひとし、此名目は子期伯牙が古事より出たり、これによつて音をしるるをいふ、
大臣 傾城買の上客をさしていふ、夫大臣は天下の三公にして尤職重ければ、尊敬し又欺きていふ異名なり、
それしや 其者也、當道によく馴て事をしりたる者の事也、功者といふ心にひとし、

ふ女郎に眞夫ありとさき、ては、其知音忽に離る、事
 是常の例也、かくとはしりながら、眞夫をもつ事眞實
 にあひおもふしるしなり、これによつて眞夫と書、
 風流談にも眞夫とかけり、
 見せ男 男と女郎は同心にて居ながら、人しれずあ
 ふ事のかなはざる故に、一味の男を一人こしらへ、
 買手と稱し、しのびて入かはるための見せ男也、此謀
 おほくは遣手にしのおおこの所作なり、遣手さへ
 同心すれば、其外をしのお事はいかやうにもなる事
 なり、
 物仕 男によらず女によらず、功者にして物ごとし
 なしのついまやかにと、のふる人をさしていふ、
 手取 男女ともに、功者にしてさまとくの謀をし、
 人を取込又はつけのけ、所作の自由なるをいふ、相撲
 どりやはらどりなどの功者なるを手取といへば、是
 に比していひ來れるなるべし、
 手足 たり、てとり五音相通なれば同通也、手足も
 手管の足たる心なり、愚按るに、手取手足おなじ斷な
 らば、手足をよろしとやせん、無名抄曰、後徳大寺の
 おといは、左右なき手たりにていませしとあり、

阿房 戯たる人をさしていふ、此詞始皇帝蜀山を伐
 盡して、阿房宮をたて給ひし事よりいひならはせり
 といふ、文字の清濁かはれども、清ていへる名目な
 り、又一説に、あほうは安方なりといへど來由をしら
 ず、鄙にては母をさしてあほうといふといへば、此
 詞まぎらはし、さかくいづれの説も信用しがたし、史
 云、君者未離於阿保之手也とある、此心なり、阿保
 とは人のまもりめなり、うつけたる人は、何にても獨
 おこなふ事なりがたきによりて、もりをつけねばな
 らぬといふ心にて、鈍なる者を阿保といひ來れり、
 南華 戯たる者をいふ、むかしは鈍なるもの、異名
 にはいはず、常とかはりたる人をいへり、そのこゝろ
 は南華は莊子なり、莊子が寓言の儒にかはりたるに
 よりていひたる名なるを、今誤りて鈍なるかたに是
 をよす、
 蕪 初心なる者をさしていふ也、死智に比していへ
 り、物を食するに味なきものをかぶらくふやうなる
 といふ詞にてしるべし、
 とろき人 戯たるもの、いひかへなり、うつけたは
 けといひたるより、詞少ししやれたり、又當道初心に

てとりまはしもさかく見ゆる人をばいふ、風流談
 曰、いかにもまげやすきとろき男を、一疋とらへて念
 者と號して持もありと書たり、
 あがり餘 隅人より出たる詞也、惣じてあがるとい
 ふ詞は、魚の死してはたらかざる貌をいふ、死したる
 魚も鯛鮭などの類ひは、人これを賞翫す、餘といふ
 魚は生ながらも人さして食せず、ましてあがりたる
 餘は人もてはやさるるによりて、何の用なき者にた
 とへていふ、又好色にかゝりて身上を盡くし、財寶な
 くなれども、我好むかたに心ひかれ、折々遊興の座
 へ出るを、むかしよかりし人なれば、今更さまあしく
 ももてなされず、おほやうにあひしらふ客などをい
 ふ、
 つぶし 侍町人によらず、其身の家業をつとめず、不
 斷遊興のみにかゝりて過るに、人を見えて、連も身上
 をもちとけまじき者と、側より見立たる人をつぶ
 しといふなり、此名目、たとへば金銀にてうるはしく
 つくれる雕ものなどの、半物になりて用いたす、何
 にもつかはれぬを、いけものにはならずつぶしにせ
 よとてうちつぶす故、これに比していふ也、

のびたる男 鼻毛ののびたるといふ上畧なり、うつ
 けたる事にもいひ、又は人にはれ過たるかたちにも
 いふ、
 新艘 禿なるも禿ならざるも、傾城となりて初めて
 出世したる砌をいふ、船をあたらしく造りたる詞よ
 り出たり、
 突出 同新艘の事なり、されども是は幼歳よりか、
 へ置て養育せず、禿となりて先輩にもつかへず、十四
 五歳十五六歳にて其家へ來り、其儘傾城に仕立出す
 を突出しといへり、是郭中の者とりあつかふ詞にて、
 外よりはいはず、
 禿立 傾城の性を譽ていふ事也、新艘にかぎらず、年
 たけたるをいふなり、出世以前禿となりて、先輩につ
 かへ道をわきまへしりたるといふ事也、或書に曰、よ
 きもの三あり、喝食立の僧、執筆立の連歌、禿立の傾
 城、
 敵 客より傾城をさしていふ、傾城より客をもさし
 ていふ、さかく相手のきはまりたるをさしていふ詞
 なり、賞する時はお敵ともいふ、此詞畿内にはさして
 用ひず、江戸によく唱ふ、筑紫には當道名目の外、平

生の雑談にも、其方の汝のといふ詞につかふ、大夫おろし、上職にて出世したる傾城の、天職にくだれるをいふ、

天神おろし、天職にて出世したる傾城の、圍職になりたるをいふ、

端揚り、端女の圍職に昇進したるをいふ、

肝煎、傾城やの女子をかゝゆるに、此肝いりといふ者、方々に子共を見立置て先しらせ、口入する者をいふ、いづれの道にも肝いる事はあれど、此媒に限りて肝煎といふ名目なり、是郭中の詞にて、外より用ひざる處なり、

和氣しり、粹といふまでの詞なり、當道の味をよくわきまへたるといふ心なり、是より出て和氣をたつることも、諸和氣を糺すともいふ、

綱引、遊客の乗れる籠を出す宿をさしていふ、籠の間屋なり、

こあげ、竹輿乗物をかく匹夫をさしていふ、ゐなかの舟着にありて、荷物を運ぶ匹夫共を中衆などいふ名目あり、これらをこあげともいふ、當道にては朝夕郭へかよふかごかきの類を、こあげといふなり、

第二 家屋門

女郎屋、傾城屋の事也、長にさし向ひていへる名目也、傾城屋といふも甚しければ、いひかへたる詞なり、

舉屋、傾城を舉おく宿なるに依て舉屋といふ、宿屋、同舉屋の事也、おかしき名目なれども、是も舉屋にむかひて用捨の詞也、又舉亭と云、

くるわ、曲郭とも曲輪とも書、郭の一字をもくるわとよむ、廓とも書、城郭の心也、いづくにても傾城町の一かまへを郭といふ也、

遊郭、總じて傾城町の事也、

花肆、同じく傾城町のことなり、

郭中、傾城町一くるわの内の事をいふ時の詞也、廓内とも云、

坤郭、平安城今の傾城町をさしていふ、六條を此地にうつされし時より、西新屋敷と號す、又島原といへり、兩名共に凡卑なれば、坤郭と改む、此地王城より坤にあたればなり、加茂の祭を北祭といひ、男山を南山といひ、宇治を都の巽といふにて心得べし、

第三 時節門

正月買、年中物日の内の大會也、是を請取を客の矩摸とす、用法寛文格にあり、

盆買、正月の次にして、節供買より重し、

節供買、上巳端午重陽をさしていふ、五節供と云事は、正月七日節供始なり、次に三月三日、五月五日、七月七日九月九日此五日をさしていふ、右は小笠原左近太夫貞慶家の秘書に是有、されども當時正月七日を節供とはいはず、殊に當道取扱節供は、三五九の三度也、次は八朔祝日也といへども、只一日計りにて、遺物はなき日なれば常の物日なみ也、

引次、正月七月二度は、末永く傾城の出る物なれば、次第をわけて客にあておこなふなり、初客濟て二番めより受取を引次と云、三番目は又二番の引次也、

五度の祝儀、俗に五節供といへる時節をいふ、正月始、七月中旬、是二度は節供ならざる故に、五度の祝儀といふ、

物日、毎月傾城の賣日をいふ、

紋日、同物日の事なり、家々の紋のやうに定たる事なるに依て紋日といふ、

後宴、節句にても祭にても、其翌日を後宴といひて

賣日に定、傾城同じ舉屋に居續るなり、祭の後宴といふこと、詩經十九神衣籍に、釋祀と有、祭の翌日を釋祭といふ也、天子諸侯は一日にえし果さず、昨日の祭に續てするといふ心也、また源氏花宴の卷に、其日は後宴の事ありてまされくらし給へ、さうの琴つかふまつり給と有、後朝の御遊なり、後宴といふ名目は、男口歌の後二三月に、弓の緒あることをいへり、これを花宴の後宴にとりなし侍るなり、弓の緒は弓を射て、勝負を定むることなり、

夜起、客舉屋に一宿し、夜更人しづまりて、床より起出酒など香で興することなり、是を俗に棚さがしとも云、此名目何事をや、夜起といふにて聞え侍るに、扱々凡卑なる詞にいひなす口惜き事也と、さる人は仰られき、最明寺入道てうしにかはらけを取そへ、宣時朝臣をよびて、此酒をひごりたうべんが、さうざうしければ申つる也、肴こそなけれ、人はしづまりぬらん、さりぬべき物やあると、いづく迄も求め給へと有しかば、しそくさしてくま／＼をもとめしほごに、臺所の棚に小土器に、味噌の少し付たるを見出で出されたりと、徒然草にかけり、是昔の棚さがしな

るをや、今の夜起、此義にかよへり、既に天下の執權さへかゝりければ、つたなき興にはあらず、夜起の品、寛文式にあればしるすにあたはず、

朝込 公用親兄弟の勤に故障有て、前暮行事かなはず、あした郭門のあくを待うけて入事也、いまだ明はなれぬ内に行事なれば、夜籠といふ名目なれども、誤りて朝込といへり、夜會にはあらで、夜籠の茶湯といふも、夜を籠てあしたに行なり、朝籠と書ては道にかなはず、朝込入る心にて朝込と書べし、

青豆時 青豆を商ふ者、京の町を黎明の頃のみうりまはりて、日たけてよりは通らず、是によりて此名目有、是は時分早く来る客を嘲て云時の名目なり、

第四 器財門

舉屋紙 半紙の事也、客よりつかふ詞也、傾城の舉屋に居て、客に文をつかはすに、舉屋より出す紙は皆半紙なり、是によりてしかいふ、

勘當箱 傾城町へかよふ肩輿をいふ、此乗物にのりて通ふ輩、終には勘當さるゝと云心にて、かくいへり、

おろせ 是も駕乗物の事也、又乗物をかく匹夫を差

ておろせ共いふ、

第五 態藝門

在郭 傾城の年季を勤め、主人にかゝりて住なる内をいふ、

退郭 傾城の身請して出る、又年季の勤すみて隙をもらふか、とかく傾城の身まゝになりて外へ出るをいふ、

てくだ 眞夫の事をいふ、手くたりといふ下畧の詞也、しのびて逢ふ事の手くたりを盡す杯いふ心か、眞夫の説ほど慥ならざれども、いひ來れる名目也、

懇する 是も眞夫の事也、尋常の人の等閑なく思ひかはして、賑ひあふ懇の心にはあらず、密通の懇をいふ也、是を又知音するともいふ、然共表向の買手をも知音といへば此詞まざらし、

ほる、 惘の字をほるゝとよむ、惘は失意貌と注せり、韻會には、通作惘とあり、是則罔々然として無知と注す、江齋が風流談に曰、すはすこしもほれたる者だにあれば、等氣なく嫌ひて三千里はよせつけずとかける所に、耄の字を出せり、耄は老せまりて後、本心を失ひ耄たるをといふ字訓也、耄も惘も意

を失ふ貌なれば、戀慕にてほるゝといふには、惘字よしとす、

こくる 是もほるゝ心也、されども此こくるといふ名目には子細有、はじめは何とも思はぬ女を、功者なる男のかゝりて、其男のしなしいひなしにめで、ひたゝと女のおもひつく所をこくるといふ、是は物を立置て引に、我思ふやうにこなたへこくるやうの心也、

くる 是もほれるゝ心也、こくるといふ名目と心同事也、くるといふは来る也、功者なる男のしなして、女よりしたふ心ざしの、早く來ると言心也、男が女へくるとはいはず、

おもはく此名目、近年もあつかふこと也、尋常のおもはくといふは、万事思案して慎む事杯にいふ、當道のおもはくはさにあらず、男女共に思ひよりて心をかくる貌也、逢馴て後の詞にはつかはず、しかれどもみづからいふ言にあらず、推量して其方は誰におもはくさうなと云詞也、

仕込 男女共に逢染て以後、戀志なるやうに手だてを盡すをしこみといふ、尤女郎より男をもしこむ道

あれども、多くは男の方より女郎をしこむといふ詞也、

取込 しこむと同じ心也、尤男より女郎を取込手立もさまゝあれど、是はまた女郎の利發にて、男によく思ひ入さる所にいふ詞也、

はなす 言語のことに非ず、傾城をかふ事をいふ、傾城を呼で咄遊ぶ心よりいふなるべし、

水上 傾城の新艘を仕立、始て賣出す事を云、買始る人を水上の客といふ、此名目新艘の女郎を舟に比していひ出たる詞なり、

根引 傾城を請出す事也、年季をどげ隙のあくをば根引とはいはず、

せんしやう 仙石少貳といふ者、奢侈を好みしより起るといへど誤也、孝經曰、賤服貴服謂之僭上、孔安國曰、僭上無禮國之凶賊なりと有、

悪性 悪人のみをさして云詞にあらず、當道にてもいたづらなる者をいふ、悪性と題する歌

風呂相撲芝居兵法男だて

しやみそばきりにばくち大酒

此歌にて此心をしるべし、

こなし 男女どもによく取入て、心の儘にかけひく貌をいふ、姿をこなすなどいふに通ふ詞なり、さわぐ さわがしき躰也、さわつきておこなひのはげしき貌をいふ、伊勢物語廿六段

思ほえす袖にみなとのさはらかな

唐土船のよりしはかりに

ぞめく 驟と書、是もさわぐ貌也、沙石集六之上に云、さしあたりたる世間公私のぞめきに打わすれて、おほくは空き事なるべしと、淨遍僧都の説法の段にかけり、驟の字は萬葉に出たり、又公朝卿の歌に

御垣守やそのつゝきは今もかも

ともものそめきに若菜つむらし

當時のぞめきは、思ふ友をいざなひ、爰へわたりかしこへさしかけ、さわつきめぐる貌をいふ、うかする 沈みたる氣を引たて、陽氣にする也、せかする うきたつ氣をせきとめて、腹をたてさする貌をいふ、

せく 男女に限らず、恨有か嫉妬の心にてか、立腹して胸へせきあぐるこゝろ也、又せかするといふは、合手のせくべきやうをおもんばかり、こなたより事

をこしらへてせかする也、男女どもにせかするといふは智謀なり、又知音をせくといふは心かはれり、馴したしむ中をきらせて、二たびおはせぬ事なれば、みなぎり落る水をせきとむる貌也、

とばする 向よりしたひ來るを、我心にうけぬふりして、とびのかするやうにしなす也、

つけのくる 思ひよりしたひ來るを、さはらぬやうにいひなして、したしまぬ貌をいふ、

よくる 近づく事をうるさしと思ふ者をよけて通す心也、又なべての男に用をとのへさせ、大切なる知音をたばひ置心にもいふ也、

まく いやなる者をそれといはずに、其座をたせ、又來るべきものを、こぬやうにしかけたる貌をいふ、

のする 其者の満足がるやうにいひなして、歡ばする貌をいふ、又は聞うくるもの興に乗するによりて、かくもいふか、

そだつる のすると同じこと也、向ふの氣に隨ひて、輕薄し褒美する貌なり、子などを育あぐる心歟、

響のそだて 面談にていはず、かげにて響感するを、人傳に人へ聞えて悦ばする謀を言、

をひかけ さきよりこなたへつゝむ事有を、聞あらはさんために、しらぬことをもしりたるやうにいひかけて、返答を問謀客をいふなり、又あひなれたる中に、物をこひおとさんために、たぬ腹をたつやうに見せて、恨くねりつゝ、又もあはじなごいふなるもをひかけなり、或連歌に「かはる始やつらきいつはり」とい句を、「試にうらみすこすは頼む中」と背柏老人の付られたり、是戀のをひかけなり、

にぢる ねぢるも同意、五音相通也、物をねだる心なり、

もがる 是もねだる心に通ふ、もがりといふは非道を元としていひぶんをこしらへ、理をうるたくみな

どする者をかくいふ也、住吉の草子に

情なき人の心そもかり船

うき世をわたる便なるらん

かむ 囁の字也、物をいひひしぐ事也、一囁にかむといふ意也、邪なることをいひもしおこなふ者にあひて、正理をもて糺しいかる貌をいふ、

ふづくる 尋常のふづくりは、物をとりのふる事にいふ、たとへば縁邊をふづくる、養子をふづくるなど

いへり、又障子張に紙をふづくるといふ、是も能とのふる心なるべし、當道のふづくりは、謀をもて人をたぶらかす事をいふ、究竟是は隅人より出たる詞也、

よばひ 娉孀と書也、久敷思ひをかけ忍ぶ事也、伊勢物語七段に、年を経てよばひわたりけり、源氏玉鬘

巻に、けさう人は世にかくれたるをこそよばひといひけれと有、世にかくるゝは、夜にかくるゝ心あり、

又よばひを夜這とも書り、這は迎心也、當時の夜這といふ心は、女のまぢもうけてあふ心にはいはず、契りおかぬ聞へ忍ぶ心をしかいふ、

心中 心のよしあしをいふ沙汰にあらず、しるしをして心ざしをあらはす謂也、委しく心中部に是を載す、

まはす 男の氣にちがはじと、女の方よりしたかふ貌也、たとへば風車の風にまかせて、くるゝと廻るやうに、男の心に隨ふなるべし、

やきて 下略してやくと計りもいふ、或人云、をきに

入るといふ縁にて、やきてとはいふといへり、是本説なるべきや如何、をきをいふ字は、燻とも燻とも書、

二字共にをきとよめり、伊勢物語百十五段
をきにゐて身をやくよりもかなしきは

みやこしまへの分れなりけり

此歌は古今集にも小町が歌とて入れり、此歌は炭火
を身に置てやくよりも、別のかなしきといふ心なり、
當道のやきてといふは、人のよろこぶやうにいひき
かする言語の事なり、やきてのては、よき手をかく心
也、やきての名目言ふりて初心に聞ゆれば、今はしか
じか用ひず、

あだやき、俄にしらくしく、はなはだしきやきて
と言心也、

ぬらし、やきての事也、やきての名目をいひかへた
る分也、義理未考、

ぬれ、當世の名目也、惘たる貌也、思ひよりたる風
情をしるしいひなす處をさしていふ、又ぬれ者とい
ふ時は、滑者なめりの心にかよふ、ぬれとばかりいふ時は、
心少かはれり、

ならひ、男女にかぎらず一味する者をいふ、をしな
らべて心をおなじうするといふ心也、是隅人より出
たる詞也、

うつり、心のうつり也、男より女へのうつりもあれ
ど、先うつりといふ時は女より男のかたへうつる也、
傾城をかひてしこむ内に、女郎よりうつる心のよし
あしを吟味する事也、

首尾、尋常の首尾をつくらふ、首尾を合するなどい
ふに似たる事もありて、又少しかはりたる所も有、首
尾とはをかしらと書ば、はじめをはり物のと、のひ
たるを首尾の合ふといふ、不都合なるを首尾の合ぬ
といふ、是は道理にしけり、當道の首尾の名目は、待
に來るを首尾よしといひ、待てるに故障有て來らざ
るを首尾あしきといふこゝろばへ也、

柄を握る、當道を好みて道をたしむ心也、

ふる、ふる心なり、我すかぬ男にあひて、氣のふる
といふ儀也、

のく、當道男女離別の義也、

はじく、したしまんとするを捨る心也、塵なを爪
にてはじき捨る貌也、のくといふは相對にてももの
物也、はじくといふは、合手よりはむつまじけれど、
こなたの心にあひがたくて退くをいふ、

横番、金山詞より出たり、人の入りて堀山筋を、此

方より切とるを横番切といふ、是によりて當道にも
人の舉置たる傾城を我物にし、忍びて犯すをしかい
ふ、風流談に云、横番さらせなど折々する度には、五
十三夕なまで設たとほ、えみひどりごつも有とかけ
り、

はり、張合といふ下略なり、是を心のはりにてつよ
きよわきといふ品有、

つくす、うつけをつくすといふ上略の詞也、或はつ
くし辨慶といふ名目も有、此來由をしらす、義經に隨
て戦功を盡す杯いふ謂歟、されども臣たる者君に忠
を盡す事はめづらしからぬ事なれば、辨慶に限べか
らず、

打替手、圍碁より出たる詞なり、偽る姿也、直道に物
をいはず、あなたの事をいひてこなたへ引かけ、きた
らじといひて來る貌なり、

直化、實事にはあらず、是は手だての内にていひま
はさず、ありの儘にいひてきかしむる謀也、

白化、物をしらにいふ謀也、直化に同じ、
にがざれ、人をさみしてざれごとを強ちいふ貌也、
にがしきざれごと、云事なり、

すし、すしひくとも、すしなることをいふともいへ
り、酸也、又酢也、なれ過たるといふ心也、こなたには
さまで思はぬに、さきよりむりに心やすきふりし、い
ひたさまに云なごを、にくしと見る所よりいふこ
とば也、

もつたい、潜上をさきだて景氣を繕ふ貌なり、もつ
たいらしきなどいふ詞也、

しばりをかくる、傾城をかふ内のしこみにある事な
り、傾城我手に入ると見るより、他の知音をせき、又
はさまくのむりをいひかけ見て、其女郎身をまゝ、
にせずして、男次第になるやうのしかけをいふ也、

中なえ、大かた能女郎をしこみおきたる所に、めづ
らしき男かゝりて、其方へ心移り、馴染のかた薄くな
る様の貌をいふ、又わきへ心はうつらねども、何ぞ
恨むる事もあるか、うたがはしくおもふ心にて、まは
りくち違ひよろづひかゆる跡にみゆるをいふ、

糸のもごる、中なえと同じ心也、能しこみおきたる
女郎、何となくひぞりて、右の調子を違ひたる貌也、
三味線より出たる詞也、

手の内かはる、中なえも、糸の戻るも、手の内かはる

も皆似たる事なり、たごへば弓にても鏑にても、我手に逢はぬ物をとりあつかふやうの心にて、今迄手に入たる女郎の、何ぞやらん俄にさほりいなものになりたるやうに、いぶかしく思ふ所をいふ、
ゆする 心たゞしき人をおごしかけくせつしかけ、心をみる貌なり、

付入 我はなさぬ女郎に、外の物語をしかけ、心をくつろげ置て、外を我身に引かけいひよる貌をいふ、又我はなす女郎にても、語るむつごこの内に言葉質をとり、わきへすべらせず、つけ入て思ふやうに手に入るを云也、

馬つなぐ 時めく人には誰も崇敬して輕薄し、家門に馬を繋ぎ伺候する貌也、其人の氣にたがはざるやうにしたがふを言、下略馬と計りもいふ、
やせが 肥満したる人の力を出すは尤也、瘦たる人も力を出し力こぶを握る貌也、

しすぐし 隅人より出たる詞也、當道にては傾城ぐるひのしるし也、價をすますべきほどの買手はよきに、身にかなはぬ程買過して不埒なる事をいふ、
たべよごし しすぐしと同事也、大酒など呑過しえ

もいはぬ躰を、人に見せて面目なく思ふ心に比して此名目有、當道よりいひ傳へて、町方にても借銀買かゝりなごの方々にありて、臍次もなき貌を云、
病氣 隅人より出たる詞なり、病人の事にあらず、心にかゝることありて、胸の落付ぬ貌をいふ、

茶 茶を挽とも云、傾城の賣すして宿に入をいふ也、平生さして用にたゝす隙なる者也、盲目杯に茶を挽する物なるが故にいふ、
ぬけがけ 戦場のぬけがけに比していへる詞也、定りてあふ女郎をさし置て、別宿にて外の女郎をばなす事也、又連の男といひ合せ、來るいづくの日行て誰々を呼んと約し置て、其内一人かけぬけて、女郎をばなす杯を云、

ぬけおね 抜船つかふともいふ、抜がけと同事なり、番々を定め、役義にかゝりある舟の、さしぬけて所用を達する杯抜船つかふと云、是に比していへも、
下貫 隅人より出たる詞也、下貫に品々有、客傾城舉屋遣女等によらず、兎角人を迷して、私の利を得る事にいふ、
花にたつる 下畧して花と計りも云也、我思ふ女郎

はさしあひ有か、又は遣女此男に賣半を承引せざる所を、女郎と密談して各別の女郎をはなし置、心ざす女郎に逢事也、見せ男の心におなじ、是は外へ見する女郎也、又傾城屋の女子を抱るにも、肝煎の者にまよはされて、花にたてらる、といふ名目有、されども是はいらざる事なれば、平生の者しりても益なし、
吹込 傾城に音物を送る事也、

床入 寢所に入る事也、男女に限らずさまとくならひ有、六十九傳の内に委し、
大寄 客の友ごちを數多誘引して行、女郎を大勢よせて一所に參會するをいふ、

壺入 舉屋にて遊宴せず、傾城の家主の館へ行て、女郎と共に興する貌也、此名目酒屋より出たり、酒を調へて遣して呑すに、眞道に酒屋の内に入て是を求め、呑興するを壺入といふ、

内留 傾城を舉屋へ出さず、轡の内にて客を留る事也、舉屋ならで内に客を留る遊郭は、筑前の博多、肥前の長崎のみなり、其外は堅くこれを制す、
あそび 假契女の業也、遊びをこるごらぬと云事也、つごめの身 惣じて傾城の業をさしていふ、諸方の

客をはじめ、つれ太鼓迄に心を配り、相勤むる事也、すはる 安座の貌、居する心也、男女共に舉屋に於て立もとほるに、歸るかかへらぬか未ださだまらざるが、既に相手究りたる處にいふ、

うる 傾城の男に賣付たる貌也、詞野卑なれども力ありて聞ゆ、おほくは郭中の名目にて、外人のいひこなきの詞也、

子をこる 傾城屋の、女子を召抱ゆる事なり、
納戸食 傾城の食する事にいへり、悪口に似たりといへども、なくてもかなはざる事也、夫女郎は客の前にて不食する物なれば、勝手にて其したゝめなくてやはあるべき、あながち納戸ならでやは、物陰をかまへて食する故に納戸食といふ、

交會 尋常のまじわりあふ事のみにあらず、此書の上にては密事をいふ、
桶伏 舉錢を負たるものをとらへて入湯桶を打かぶせ、銀をうけあらはする事也、昔はたまさかにかゝる事もありもやしけん、今は名目のみ有て、かやうの仕業はなし、當時は銀を負たる者の、忍びて來りたるを見付けば、とゞめてかへさぬ郭法なり、

げんはく 酒に酔て吐逆する貌也、元伯といひし法師、沈酔の上にて度々吐逆せしより、此名云つけたり、
道中 女郎の歩行のなりふりのみたて也、此人は道中よきのあしきのこといふ詞也、此名目は東國より出たり、
盆付 女の尻付の事也、盆にのする茶入の盆付よきのあしきのこといふは、茶入の尻付故なれば、かくいふなるべし、

香臺 是も同じく女の尻付の事也、香爐にても、其外の器物にても、すはりのよきが、盆にても臺にても、のせて見よき故に、香臺つきよきのあしきの杯いふ、まぐる 何によらず質におく事をいふ、質屋へ物を預くるを、七ッやへやるといふは、昔の詞にて初心なれば、質を七に取なして、又此七の字の曲りたるを見立て、まぐるとはいへり、

七わたに曲れる玉のをぬきて

ありとをしをはしらすや有らん

千話 女にたはむる、貌なり、

火の手をあぐる 女郎、他客にあひて、もらへどもく

れぬ時、客の機嫌にか、はらず、うちやふりてもらふ事を、火にして貰ふといへり、其狀道の文章に、火の手をあげよといひつかはすは、火にしてもらへどしめす詞なり、戰場に出て一番乗をして、敵の城に火をかくる杯大きな高名也、又客のゆるさぬに理不盡に貰ふも、此道の高名なれば、是に比していふべき歟、

第六 言辭門

意氣 いき路ともいふ、路はいきの道すぢの心也、又助語なり、いきのよしあしは、尋常にもいふべけれど、先當道を本とす、心いきのよしあし也、心のいきよきをいきよしといひ、心のむさきをいきのわるき杯いふ、又心のたけたると初心なるをいふにもかよふ也、又茶を吞たる跡の香をきくをいきといふは各別也、されど是は蘭香と云ていきとは云ず、

顔厚き あついと計りもいふ也、是顔厚いといふ上畧の名目也、通鑑四十卷曰、強面猶言顔厚と有、よしなき事をも、まことならぬ事をも、人をはかりてわれものがほにいふなどの處につかふ詞なり、つれなきを面つよしとかくにて、此心をもしるべし、

わく 根本わき櫻といふ下略也、腹をたつる貌なり、

わくわかする杯いふ詞は、湯などをわかするに、強ち煮へさかりて湯玉杯のたつは、人の腹をたつるけしきに似たること、かくはいふなるべし、然に此櫻といふ字を添たるはいかなる心にやしらす、され共今

は櫻をそへてはおほやうつかはす、
口舌 相思ふ中のいひごととなり、口舌の言葉新説にあらず、上古より有、前漢書列傳第十、張良曰、此難

以二口舌一争也、伊勢物語九十六段、こゝかしこよめ、その人のもとへいなんずなりとて、くせちいできにけりと見えたり、

さはり 故障の事にあらず、人に對しては心きよく、輕薄ならずしてうるはしく愛有人をいふ、疊さはりよしといふにかよふ、
けど けどを付る、けどを入るなどいふ、隅人より出たる詞也、災をかまへて人にかくる貌也、
のせごと 是も隅人より出たる詞也、偽を拵へ人をのせて思ひよらす貌、
しやれたる、人の氣の物になれていさぎよきを、骸骨や朽木などの雨露にさらされて、しやれたる貌に

たとへたる詞也、

氣のどほる しやれたるといふ詞にひとし、物をいひ聞さねども、心通じはやくさる貌也、

氣ま、 奴詞より出たり、心のまゝに行ふ貌、

鈍らし、 鈍なる也、らしは愛らし、かわゆらしといふにひとし、

鈍くさし 鈍なると計りにてはふりたる故、新しく

ひ添てくさしと云、おほうくさしといふにひとし、

しやらつく 語にざれ言をまじへ、人をいさむる貌

を云、是戀の一かゝりなり、

ばる、 ばれたる杯いふは、互に忍ぶ戀の色おもく

なりて、外の見聞をも耻ず、人めをも憚らぬ貌也、

いつそ いつそになる杯いふは打ふてたる貌也、是

も戀の色おもくなりて、此上はせひに及ばず、人のそ

しりをかまはぬ逆、おもひつめたる處を云、

詰開 兵法より出たる詞也、爰にいふは物の差配、こ

どはりの是非を糺し、道理を盡す詞也、又詞の外に人

人への音信音物杯に付て、そこへ氣を配るをつ

めひらきといふ、

手に入る 思ひのまゝに女郎をしこみ切たる貌也、

たとへば上手の品玉などをとれるごとくに、自由圓満なる躰なり、さし合 思ひよる傾城をかはんとするに、其女の知音と近付なれば、さし合といひてうらぬ法也、連歌にても俳諧にても、思ひ寄趣向有て付んとするに、さし合あれば付えざる也、是とひこし、入らるゝ、おろかなる人を、欺きていひつむる心也、のぼり詰 下略してのぼる共いふ、人のことわりをも聞かれず、我思ふ儘にいひのぼるをいふ、のぼるといふは、わきより其者をせかせてのぼり詰にさするやうの手だてなり、實から 眞實の心から申すといふは誓の詞也、上略也、全盛 傾城の諸方より戀したはれ、隙なくして賑はしき貌をいふ、山水 物のさびたる事に言、少ふんなる事にもいふ、山水を繪がきたるは、さびしき躰なればかくいへる歟、しらす 隅人より出たる詞なり、手くらうなしに物を

しらすくしく行ふ貌、正直の心なり、くらは 是も隅人より出たる詞也、人の目をくらますといふ下略の詞也、あつる 恨むる事ありて言をいふ貌なり、外の事をいふふりながら、其人にさしあて、いふ心なるべし、さし 男女さしむかひ、兩吟にかたるをいふ、はづむ 蹴鞠より出たる詞なり、言語座配によらず、躰利口めきて氣味よき貌なり、こしたる事 行越たることの上略也、はづみたるといふ類也、ぬくる 抜粹の心なり、智恵秀たるにも容貌のすぐれたるにも、百千の中に抜出たるといふ心なり、なづむ 思ひ入て執著する心也、心外にあらずして、一すぢにかたむく貌なり、なづむといふも古き詞也、拾玉集第四に、大僧正慈圓、花のえにかけて數そふ鞠の音の、なつまぬ程に雨そくくなり、さるゝ、れうのきゝたる者、釣をおろせば能く魚のさるゝ如くに、利口發明なる傾城の、男をよくどりこめば、氣をさらされて、種々の財貨おもふ様にと

るゝ道理なるが故に此名目あり、むまい 熟の字也、栗柿などの熟したるは、味のうまくなるなり、男と女の中のみや、心中の達したるや、いひぶんの尤なるや、いづれも味のよきといふことにつかふ詞也、論語曰、子羔學末熟習、もめる 金銀のさたなり、物をつかふ貌也、蕭次もなき わけもなきといふ心也、僧の位は戒牒の前後によりて次第する也、是より事の次第するを蕭次といふ、此みだれたるをらしもなきといふより出たり、つがもなき 同わけもなきと云心也、さびしき 閑居幽窓のさびしきにあらず、此さびしきは傾城のうれずして、朝夕いとまある身をさして云也、つく 突あつる心にて詞のをひかけ也、つくとしりながら、つかれてうながすも有、又つかれて其品をつひことわり、又むかふへつきかへす事も有、うなる 琵琶法師の平家杯を語るか、又は唐ごまをまはしたる響の音杯をうなるといふが、當道にうなるといふは、音律の沙汰にあらず、名ある傾城買の、

人に圍繞せられて郭に入込か、見事なるつけ買をするか、數多祿などをまき散すか、又は高名の大夫職巍々として參會を期するに、威儀ますく重くして、こなしがたき貌杯にいふ詞也、わけをたつる 當道に於て、他の批判にあづからぬやうにする事也、たとへば女郎の身にしてさし合杯きらびやかにくるか、買手ならば買やうにむさけなにかふか、やるべき時分にまぎらはさず祿をつかはすか、擧やなどもくもりたる事なく、欲をはなれて客をかけひく杯の類なり、くがい くがひとは、傾城の出世して退出する間迄をさして、くがいを勤むるといふなり、なじみ 尋常のなじみと云は、誰によらず年久敷賑ひ來れるにいへども、當道にては先女郎に心かはらずして、久敷逢たる男をさして云詞也、されどおほた女のかたよりいふ詞也、磯 富士は磯といふ上略也、富士は磯といふ詞は昔より人の能しりたる事なれば、是を略してみじかくいふ也、是に限らず、人の氣みじかくなりて、何事をもかいとりていふ也、當時富士は磯なり杯といは

初心に聞ゆ、餘はなぞらへて知べし、
右當道の名目、先おほむねをしるし侍る、當道の名
目といふは、當道のはやり言葉皆名目となれば、自
今以後是を改めて筆をくはふべし、

色道大鏡卷第二

寛文格

唐書にも、律令格式等の名を載たり、我朝の律令格式
も唐國のを學びて作れり、嵯峨天皇の時、弘仁格弘仁
式を撰す、清和天皇の時、貞觀格式を撰す、醍醐天皇
の時、延喜格延喜式を撰す、是を二代格式と申なり、
又是を學びて此格式を記す、寔におほれ多しとい
へども、上古の名目を引て、濁世の軌範とす、今寛文
格は遊客の教を記す、寛文式は傾國の訓を著す、是
末代末學の若輩に道をしらしめんとおもふ而已、

色道三神事

- 第一 玉光宮 宇多天皇第四宮也、敦慶親王と號す、
好色無雙の美人、
- 第二 盤車權現 嵯峨天皇の孫也、揚院の大納言定
の子從四位下左京大夫源至と號す、
- 第三 岩本神 平城天皇の孫なり、阿保親王の五男
在原の中將業平也、

色道三箇大事之名目

平仲 さゝの繩 をためのはし
右三箇の大事は、頗深秘たるが故に、一世の内三弟の
外不傳之、

色道十箇口決事

玉のひかり	玉かしは	みすのおひかせ
瀧おとし	法のしるし	鶴のはやし
玉のうてな	玉のかざし	虎のいさみ
身のさいはい		
右十箇の口決懇望の人たり共、當道の器量すぐれず らん輩には不許也、		
しのゝめ	たまの山	やたけこゝろ
忍ぶ山	鐘のひいき	あまのたく繩
早苗	繼穗	しのお草
やれ車	ねのひの松	ちかこなり
菊のしたつゆ	この手かしわ	松ほの浦
あしべの田鶴	うばたま	ねぬ夜の床
谷の内	八ッ橋	雪の梅
ゑびらの梅	おそ櫻	みなご船
岩間の氷	いなづま	やどり木
武藏あぶみ	しら玉	下紅葉

きぬた	しがらみ	筆のしるべ
柴の庵	うつ蟬	日かげのかづら
二重ぎぬ	佛のみのり	とよのすがこも
筆のすさび	神のめぐみ	山田のつら
人めの關	川の瀬ぶみ	春のかりがね
沖のしら浪	まくすが原	萩の下露
玉の下がさね	野守の鏡	忍び寝
さよしぐれ	神路山	篠田のもり
爪琴	おほうなばら	なでしこ
朝もよひ	八こゑの鳥	道のちまた
高瀬船	はや川	よすて人
玉はゝき	浦風	

右六十五傳は、懇望の人に他言すべからず、起證文を
かゝせ、一傳に八品づゝ七度、終に九品一々度、合八
度に可傳之、

仕寄の大事

初心かゝり	卑下かゝり	花車かゝり
花麗かゝり	律義かゝり	やつこかゝり
知音かゝり	通書かゝり	道外かゝり
座興かゝり	崇敬かゝり	無音かゝり

内々かゝり せきかゝり 恨かゝり
便かゝり ねたりかゝり わざくれかゝり
根引かゝり
右かゝり口の十九品、秘説たるに依て注釋をしるさず、

遊客行用

客の傾城を參會する事、たとひ年たりといふ共、前髪有内は惣て物いはぬがち成を本とす、參會たびかさなるといふ共、いつも無言にてものはづかしき躰なるぞよろしき、おめぬひにて口き、過たるはこのまじからず、かしこたてさへせねば、前髪有内かたぢ見苦しからぬは、おしなべて女のきはぬものなり、きはせとて深く思ひ入までの昵かしひはなし、其謂れいかんとなれば、功を持てしこみたる中ははなれがたし、色につきて心よせたるは、おたゝめくのみにて、末のちから無くすたる、處はやしとするべし、

前髪を落し男に成より物ごと改れば、是より格さだまる、さかやきすり様、髪イの結やう、衣裳の模様、袖のゆきだけ、帯羽織の物に至まで善悪は有といへども、

一派に有といへども、多くは卑賤の所作なり、小者中間是を專とすれば、彼に比せんは口惜かりぬべし、され共額はひくきより高きかたます、然れども高く取すぐしたるは卑し、ひきからずと見ゆる程を知るべし、角は、蛤角に取べし、猶額の至極はおのれなりに、きはたゝすして鬚さきのみ、きしりと取まはしたるを最上とす、されども傾城の心イののるとのらぬとあれば、自分の心にまかすべし、

鬚の厚きは賤しからぬと、初心めきたり、糸鬚にすりさげたるは、健イに見ゆれど凡卑なり、細して手先のあがりたる猶いやし、鬚は只あつからず細からずして直成よし、是をわけていはば、細き方によるべし、生さがりは無方まさるべし、おくれ髪は一筋ありてもあしく、常に心にかくべし、是を改むるは風流のたしなみのみにあらず、鬚を、けおくれ髪あるは、人より鈍に見ゆる物なれば、貴賤によらず、是を禁ずべし、鬚附は花の露、伽羅の油を用ゆ、油の松脂練は髪かかれてあしく、蠟練をよろしとす、眉のはづれ下りたるは男ぬかりて見ゆ、尻あがりイに作りなすべし、髭はぬきつくすべし、上髭はおのれイの好みに隨

大概其はやる時の風義に隨ひ、世上に時花といふ共、我等好まずといひて用ひざらんは道の徒にあらす、兎角能く世とおしうつりて新義にしたがふをよしとす、其品々は時にしたがひて轉變するものなれば、格を定め難し、其中に代々経てもかはらざる品をば、格の内イに加入する者なり、

當道の仕立は、常の物すきにあらず、傾城の好む處にしたがふ、心に應せずといふ共、當道の翫んには、其品に倚るを道の要とす、老子經曰、道可道非常道、名可名非常名、此言をもつて是をしるべし、專とする處仕立はすにして、心陽氣めくを最上とす、くすみてしとやか成も、一筋便はあれど、利をうる處すくなし、

月代は立髪を第一とす、然共公儀を勤め、世に出る者は成難き躰相なれば、是を用る人少し、病氣保養の由なといふより外なし、相撲取など、平生かくもあらん、然れども彼に類するもおこがまし、役者さへ作りたて髪を用ゆれば、兎角まれイの事なり、額は大額に、百會の穴まで取あげ、角を錐先の如くイがらせぬきあぐる事、六法むきの輩是を用ゆ、尤當道の

ふべし、齒症のあしき人は髭ぬくにいたむ、さあらば不斷心にかけて剃べし、

髪イの結やうは、立髪銀杏がしら、ふと元結、是六方むき陽氣者の好む處也、但髪は其人がらのすがた粧にまかせて結をよしとすれども、是非を定めがたし、若年の内は元ゆひ細きを用ゆ、男に成て元結の細きは初心めきたり、然れどもふと元結の類にはあらず、細からずしてふとめなるを少し巻、まきの過たるは深く嫌ふ事也、小切目に位立る男ならば、髪みじかイかるべし、こうどうに拵ゆるは、わけを出して髪先長かるべし、つとの、有はよろしとせず、

茶筌髪は、勿論無禮なる物ながら、折にふれては當道にてよく取合たる處有、女郎ととりあひくるひて、打みだれたるに、引さきにてちやせんに結たるもよし、又舉屋に居つイけたるあした、衣服のひとつまへに取合たるも、茶筌髪ならし、○鳥髪合僧頭は、殊外むづかしきものなり、世に拘らぬ人は、とてもかくても有ぬべし、道をたしむ人、一日にても油断しては形見苦し、其法用は漉く事、一日に三度、沐すること一月に六度なり、されども毎日漉盡す故に、血イ垢たまた

りがたければ、洗ふことは格を除きても苦しからず、二條なる人、毎日兩度宛にきはめて、十餘ヶ月すかせてみるに、髪のかなびき、髪品の心にあはずとて三度、に定めぬ、早朝日中薄暮に是を勤む、即よく調へり、油はきのみを第一とす、梅花是に次がり、油の付やう、額ぎは髪のはへ口より、耳をまはして頭の半迄付べし、澆盡す程に頂までよく油うつるゆへなり、初頂まで付れば、すきおろすに従ひて、頂のあたり油しむ故に、是を嫌ふ、ひたさず盡して、油氣あらぬ程にすくを本とす、寝る時は頭を布にてしめゆひて臥す、布はなえたる酒を用ゆ、枕は常に木枕たるべし、齒はすき通る程白く琢き盡すを第一とす、齒によりて琢きても白からぬあり、是はちからなし、まれく、に茄子齒有、しかりとて捨置べからず、たしなみきりたる茄子齒は、しほらしき處ありて、うるみたる齒よりは勝る方も有なん、夫好色の家にては、口中をたしなむ事最上の業也、外を繕ひたり共、口中無沙汰ならば、色を好むといひがたかるべし、爪は直に切べし、丸くとりなしたるは其さま賤し、足の爪又同じ、然りといへ共兵法を心がくる者は、爪を

直にとらず、いかんとなれば、うち物握るによはし、是に依て手の爪をまろく取、足は大指ばかりまろく取べし、残る指は直にとる、足は大指の外はたらきなきが故也、其中に足は人の目遠なり、手の爪は口かましければ、心にかけて少しものびざるやうに取べし、

衣服

近代若輩の人好み來るは、殿中流六方かゝりといふ、是は袖のゆき短く、大袖口丸袖口針金入、身の裾廣く、小袂高し、裏を深くふかせて、すそのたけはるかに短きを本とす、紋處大きに襟のわた厚きを用ゆ、され共時々の風俗に隨ひ、此姿を其儘用ゆる處も有、又廢れたる處も有、さかくはやるにまかせて用ゆべし、頃目はそぎ袖すたれて丸袖に移り、丸袖すたれて隅の袖下長きを用ゆ、身のたけ長きは優にはあれど見かけ重し、若輩の人はみじかきもよろし、年たけてはかならず短からぬをよしとす、されども長きより短きかたにはつくべき、大紋所すたれて成程ちいさき紋を付、又二紋をも用ゆ、所詮時々の風義なれば、常住の格に定めがたし、無地の染色は、黒きを最上とす、茶を次にす、此外の

色さま、有といへども、自然には用ゆべし、黒と茶色は幾度著しても目にた、す、みかけよろし、此二色は人を嫌はず齡をきはざれば、男服の至極の色とす、わきて當道に用ゆるは、茶より黒きを専とす、茶を自然として黒を常とすべし、外の色には煤竹道にのれり、蔭色はにつがり、されども此二色は、日野袖八丈の外、上品の地に染合す、無地の鼠色はに同じ、しかれ共凡卑なれば、よしある人著すべからず、茶をよしとすれど、其中に黄唐茶初心にして是を忌む、花色の無地も初心めきたり、藝者と法師の外は斟酌すべし、こもんは、しごろに成ほごこまやかなるを本とす、茶、憲法、花色、栗梅等を用、されども無地を常々著して、小紋はまれに用ゆべし、淺黄小紋は初心めきて當道に嫌ふ、中著には是を許す、中がたは自然中著には用ゆべし、幼年の外上著に是を制す、鹿子紋所風流なり、自然に著すべし、鹿子の小ちらし也、また折にしふれては中著に用ゆべし、こちらし也、是非ともに紅梅裏なるべし、縫紋所又風流ならず、成程ちいさくして二つ紋二つ紋なごよろし、縫糸は地に隨ひ

て用ゆ、其中に黒き糸を第一とす、小裙の内かくし縫、男服には是を制す、島は八丈、飛騨島を當道の規模とす、上田島是に次り、郡内、おく島若しからねど目なれて重し、惣じて島の類は自然の事にて、あながち好むべからず、手織島堅く是を制す、肌著は白むく黄むく淺黄むくたるべし、紫の両面もよし、紫の白むくには必襟をかくべし、黄むくには黄八丈もよろし、白きと淺黄の肌著はもみ裏より両面まされり、其外は事に依てもみうらをも用、小袖の裏は、茶と黒とに限るべし、黒きに黒うら茶に茶うら勿論の事也、小紋のうらには、茶と黒と品に依るべし、淺黄うら萌黄うら古今共に是を禁す、白うら紫うらむかしは賞美せしかども、當代は初心めきて是を嫌ふ、花色裏も初心めきたれど、表によりて是を許す、蔭裏一ふしあり、小堀遠州是を好みて常に著せられしいとおもしろかりけり、小紋の裏は表と兩面に染る事一躰なり、もみ裏は肌著中著に用ゆ、是はおもての地に隨ひて付る、すそは山道、つかみ染、端どり品々仕立有、

襟かはりの小袖、女若衆の外男著すべからず、半襟ひなびたるもの也、上著に堅く是を制す、中著肌著には苦しからず、縹子の半よりよき物なれ共、著手によりてにやくに見ゆ、所によりて著られず、びろうどは肌著のゑりによりし、但是も所によるべし、袖くるみは、是非とも黒きを用ゆ、然りといへども、りんす縮緬を用ひざる處也、縹子のそめうら若輩めきたれど、當道には是を許す、され共上著には斟酌すべし、裕は、羽二重龍門の鳥の類、又唐島をも用ゆ、縮緬りんすは用捨有べし、單物といふ名目はありながら、男女共にさして著せず、下輩の物ならば木綿の單物を著せり、是に依て單をさして木綿といふ、丹後の單物昔より有といへども著してよろしからず、たとひ裕より帷子に移るといふとも、其さはき苦しかるまじ、かたびらは、曝布を本とす、小倉縮又すぐれたり、越後縮是に次り、絹ちりみ絹かたびら、女には苦しからねど、男にはぬかりてみゆ、自然には是を許す、其外の縮さまでこのまじからず、白こう高宮堅く是を

制す、○帷子の襟裏、若年の外堅く是を制す、帷子の折かへし、是すその折かへしよからの業也、是しまつにはあらずして、皺よらぬ爲にはあれど、しまつらしく、皺よりたればよらぬを著すべし、○肌帷子重帷子風流座席に是を制す、○裕帷子所をさらはず、尤よろし、無地にても小紋にても兩面たるべし、○白帷子はぬかりて男めかず、されども行先にて汗になりたる時は著かふるか、湯あがりの時などは苦しからず、さらし鳥は卑なり、此さかひをよくくわきまへしるべし、帯は黒きを最上とす、茶色またよろし、茶の中にも江戸茶、黄唐茶を制す、淺黄は沙門の外、よのつねの法鉢にさへいましむれば、男には猶かたく是を制す、外の色を求んには、鼠色、煤竹なるべし、小紋の帯又おもしよろし、折にふれて是を用ゆ、かたは中がたにて地はちりめんをよろしとす、巻物類の帯は、小紋なるを用ゆ、もしちやう島いぢやう島も模様によりて是を用ゆ、其外唐島の帯自然に用ゆ、縹子は若年法鉢の外は、あらまし是を用べからず、帯のくけは、は、廣めなるを道の要とす、狭きは道に乗らず、一は、のしごき帯、

下劣なる物也、丸ぐけのときんかしら、并輪帯は、法鉢老年の役にて、當道の好む處にあらずと知るべし、○下帯は白きを最上とす、緋を次に、男をたしなむは二重廻りを用ゆ、羽織は、すその長短ゑりの廣狭は時の風儀に隨ふべし、依て是を定めず、染色は黒きを本とし、紋所なきをよしとす、綿入の羽織ならば、縮緬の憲法染先勿論の事也、綿は厚く入るを要とす、羽二重ならば小紋に染むべし、無地の羽二重も又々よろし、羽二重の小紋茶、けんぼう、くり梅たるべし、小紋は勿論兩面をよしとす、八丈、郡内の鳥目を引たる杯又面しよろし、此色はとび色に限る、裏は黒うら取合よし、兩面の日野袖の羽織所によりてよしとすれども、遊郭にはむかず、是も自然の事なるべし、唐島品々其數多くて書もつくされねばよしあしをしるすにあたはず、島の裏には織物勿論なり、又黒うらをも用ゆ、毛織には大らしや、小らしや、へるさけん、らせ板などよし、其外へるさい、黒さい、あるみさい、かるさいら、あかころふくりん、ごろめん、ふらすためんど、此外毛織の類さま、あれど、右四品の外は、地薄ければ裏

などつけて用ゆれどもこのもしからず、されど此品の内にて、人々のすける心にて著せんには又おもしろかるべし、○まろめたる羽織の襟さきあしからの物あり、但是ははをりによるべし、○一重羽織は、ちりめんを本とす、又羽二重をも用ゆ、縮緬は無地をも小紋をも用ゆ、羽二重は小紋に限る、絹縮又よし、是は無地に限るべし、其外地薄き毛織をも用ゆ、○羽織のむなひもは細きよし、ふときは凡卑也、二重ひも大かたすたれたり、打はからうち、八うちよし、籠うちは是を制す、紐付を付るは宜しからず、紐先のうち留を、ゑり中へ縫こみたるよし、板紐は毛織にのみ許す、綿入羽織に付ることなし、腰物并手廻調度刀は直に脇指は長きを本とす、脇指のみじかきは、傾國わきて是を嫌ふ、たとひ老人法師たりといふとも、當道にはあひ口の脇指を制す、○刀脇指の拵やうは、世の常の仕立とはかはるべし、たとへば縁柄頭に定紋を付るは、初心の至りなれど當道是を許す、は、きにも猶紋など付、すかしなどして波籬なみだり籬かきの類を用ゆ、をりかねくりかた等に至迄、彫物うやくしう

して、唯目に立ぞ宜しき、絞は縮緬はつは巖石海子なごよし、卷糸は花色萌黄計りを制す、其外はおのれおのれの心に随ふべし、無地の赤銅の柄目貫當道に制す、鍔は鐵鍔赤銅共に無地を制す、世の常の鐵のすかし鍔、是を用ひて違はず、かた浪鍔當道に能通ず、鐵入埋忠もことによりて用ゆ、金鍔は武士の奉公人の外はいたく是を制す、小刀柄の裏く、みに限るべし、下緒は紫宜し、外の色は又何にても用ゆべし、下物の物ずき品多けれど、ことごとくしるしがたし、其中に印籠の惣梨子地と、無地の黒塗とを制す、無地もなる程ちいさかるべし、又大きな珊瑚珠、初心の至りなれど當道にかないてよし、少も斟酌有まじ、抑さんごじゆは大切なる物なる故に、異域にさへ重寶としけり、況や和朝に於てをや、外國傳云、大秦西南漲海中、可三七八百里到珊瑚州、州底盤石珊瑚生、其上人以鐵網取之云々、任昉述異記曰、珊瑚樹碧色、生海底、一株數十枝、枝間無葉、大者高五尺、小者尺餘、佛經にも、七寶の一に設置せ給へば、寔に賞翫すべき物なり、價の程誰も能しれる物なれば、是をさげたるをしやれたりといひがたけれど、當道にの

みくるしからず、同じおもはくなれど、金鍔さしたるよりまされり、惣じて下物は好むとこのまざる人によりてかはる、是いかんとなれば、近代鼻紙入を用る事さかなれば、さげ物の要用は廢れ氣也、前ぎんちやくは凡卑なれど、當道に能かなへり、さげ物を除きて、是をつけたるもよし、但是は人によるべきなり、鼻紙入と云物も、根本凡卑なれど、當代用ひ來りて、今はうへつがたまで入來らせ給へば、下輩の者尊卑の沙汰に及ばず、諸用と、のひて今は重寶となれり、風流なからしめんとならば、うすくちいさくして、藥などのみを入べきに、横長く脇入ずして中にさまぐの具あり、片方より引かけて、金物にてしむる是いやし、こはせをかけて留るも有といへども、是又よからず、ふたを二つにわけてうちかぶするもよろしかるべき、鼻紙は小杉原に限るべし、或人云、小杉原は女に勿論なれど、男にはぬるしとて小半紙を用べきかといへり、是宜しからず、鼻紙は當道に於ては、男女ともに小杉原を本とす、男の持には小幅の小杉原はぬるし、展の大は々を用ゆべし、外の紙にはもし加賀の小菊

か、那須の中杉なるべし、此外の紙は會て用ゆべからず、猶口傳有、折やうは豎の四打なり、紙の端を中へ折入る事あし、二つに折て又二つに折也、横折は少人の外是を制す、楊枝はこぶにて直成よし、房かみたるを用ゆ、皮付の楊枝凡卑なり是を制す、參會の座席にて、齒を琢く事を制す、懷中に楊枝失念の時、座席にていく度も乞ふべし、くるしからず少も憚なし、楊枝にはさまぐの功能あり、諸經要集廿曰、爾時比丘あり、楊枝を嚼て曰、中氣臭しと、佛白言、楊枝を聽に五の利益あり、一に曰苦しからず、二に曰風を除く、三に曰口をして滋味ならしむ、四に曰熱病を除く、五に曰痰癆を除く、復五事の利益あり、一に風を除く、二に熱を除く、三に口味、四に食を能す、五に眼あきらかなり、五分律曰、嚼畢て洗ふべし、是を捨るを以て虫の食せる事を恐る、故也とす、次楊枝の寸法の事、僧祇律云、極長十六指、極短四指と有、若齒なきものは當に灰を用ゆべしと、今此四指の量を三寸とする事、俱舎に一肘を舒て一尺八寸と定めて、廿四指肘といへり、然れば四指は是三寸に當れり、最大一尺二寸、最小三寸、

其中は意にまかすべしと、右は古代に定れる法なり、當代は四寸より六寸の間を用、扇はいにしへの法寸よし、又尺をも用ゆ、扇は假の物なれば、さしてもやうにもかまひなく、かるくとしたるを用ひたるよし、定紋などすえたるのみを嫌ふ、當道にはおろしたてのみを制す、二三度もちたる後、一兩度はさすべし、尺の扇は腰より扱やすく、古法の寸法はぬけがたし、尺の古法をよしとす、當道には先づ足を本とす、足袋をはくべき時は、木綿たびも皮たびも用ゆべし、但是はおのれぐが好むにしたがふ、皮のふすべ色は品をきらはず、糸巻もよし、木綿足袋はふとさしばかりを制す、略さしも又このましからず、淺黄の色こきを嫌ふ、皮木綿ともに筒淺きを用ゆ、深きは初心めきたりと知べし、はき物は草履を本とす、雪駄を次にす、雪駄の鼻緒にはすり緒ほそ緒つぶねち、よしわら二つねち、三つねち、丹前生かけす、くりかけすなど、て、さまぐ付來りぬれど、わきてつぶねちよし、生かけすをも用ゆ、當道にはすり緒もよし、わらを制す、草履金剛共に小鼻緒の雪駄立を用ゆ、鼻緒ふとく踵にあまらざ

るをよしとす、金剛といふ事、比叡山の安照上人つくり始め給ふより、此名はおこれりて、或人淺黄の絹鼻緒の金剛をはきたり、替りたる物ずきながら、遊郭に至る時ならばあしとはいひがたし、是すあしの時なり、

編笠はあたらしきを制す、又念を入れて編たるも制す、をり返しは若年の外堅是をいむ、龜編にて少色のかはりたるを用ゆ、笠の緒は紙よりをよしとす、惣じて京の遊郭には、自分の笠を著する事なし、おしなべて茶屋編笠を用ゆ、たゞひ丹波口まで自分の笠をもたせたり共、茶屋にて著かゆべし、常の編笠にて郭中へ入たるいと初心なり、江戸の三谷も編笠を用ゆ、大坂には編笠を専らとせず、著するより著せざる者多し、是邊土の國風にてけしき賤し、夫遊郭に入る人は、それかあらぬかのやうに見なしたるも風流なるべけれ、面むき出したるを耻ざるはいたくふつゝかなり、都近ければ、伏見などの小郭にさへ、笠を著すして入人すくなし、長崎は大坂にひとしけれど、つくしの果なれば是は所にこそ、熊谷笠の事江戸に多し、三谷へかよふ武士の奉公人、好みて是を著せり、江戸に

ても町人はさして著せず、上方筋にもまれく、是を好む者あり、六法むきにはさも有ぬべけれども、先すがた野卑にして人の目に立事甚し、よく取あひたるは普化僧のみなり、必是を著すべし、

遊客參會法

客の傾城をはなすに品々有、不慮に行かゝりて傾城をはなすには格さだまらず、始めて郭中へいたる人は、先參會すべき傾城を見立おき、日をさしていひ入べき道なり、又不斷郭中になれて、よしあしを知りたる人なりとも、其おもひよれる女郎を、即座に契約するはおもしろげなし、うちく褒美し、心ざしあるさまに知らせおきて後取むすぶよし、かゝり口は、仕寄の十九かゝりの内にて品をわかつ、是傳授あれば漫りには漏しがたし、惣じてはなさんと思ふ女郎、子細なくあふは嬉しげなし、俗語にいへらく、なるはいやなり思ふはならずの謂にて、このつかへかしこのおもはく、とすればさしあひ、かくすればはかりある品々に、彼を頼み是をいはせて漸首尾せしめ逢しむるなごこそ、勝れたる戀の趣向ならぬ、はつねの床のそひぶしにも、かたるむつごこの種すくなから

す、いかに傾國たりとて、子細なくあひそめたる新枕に、なにをがなうち出ることの葉にせん、其つがもなき處を、おもしろくむすびよるえにしには、男女ともに功のいたらずしては叶がたし、是に流て客のはなさんといひ出るに、女郎の方よりさせるつかへなきとて、障有やうにはいひなしてひまを取、是非共にしめられて逢ふを、女のてだての其ひとつとす、手だてなりけりとしりたりとも、男より其色を知らぬ顔にて、いかにもして逢べきすがまつけしきのよろしき、やうやくして首尾と、のひ、日限きはまる其日は、太鼓一人にても二人にても、必つれたるよし、取結のつれあらば、是と同道すべし、た□□□□仕込には約束し、初にあふべき日俄に入よしにて、ゆかざるもおもしろし、しからは太鼓計りをつかはして、□□□かなはざる障有て參られず、この外の殘多きがゆへ、せめてわひらなり共参りて申わけいたせとなり、御つれづれにもあらば、誰にても御心しりの伽をよばせられ、なごませ給へなど、舉屋のかたへいひやるべし、文をやらば舉屋の女あるべし、かるく認べし、またやらすともありなん、其使の太

鼓時をうつして居る事なけれ、盃一めぐりふためぐりの程おかしき咄なごして早く歸るべし、其太鼓の心あてに、つれて出たる女郎ありとも、にこやかにあいきつばかりして、床なごに入事おもひもよらず、太鼓もかなはぬ障入あれども、是非と頼むゆへ來りたるふりにて、早く歸るにはしかず、客其目こぬといふ計りにておもしろからず、太鼓にいはせても舉屋への文にても、あすとかあさてとか約束の事をいひやるべし、勿論御障入は有べけれど、ねがはくはさしかへさせたまは、一入満足に可存なごいひやるよし、さしかふる事ならぬといひたりとも、うらみぬふりよし、又いづくといひやりて極りたる日ゆくべし、かくのごとくのしなし有ても、あらずしても、約束して初會の行用はかはる所なし、兎かく初春は夜陰に行事を制す、是は一宿もせず、又床にも入間敷爲なり、入來の時分は午の下刻より未の刻迄に至るべし、此日も障入あれども、暫時なりともとおもひ來れりこ、ふりにて早く歸るべし、必床に入事なけれ、同じくは料理もくふ事もよろしからず、客上戸ならば随分酒に酔たるよし、初會に座のしめりたるはあ

しく、成程うき／＼とにぎやかに、酒をしませわらひ聲おほきがよし、此日遣女あるじ并に擧屋の家來等に、花などくれたるよし、是かならず初會の時にさだまりたる事にはあらず、再會の時にてもよし、花くる、其太鼓にさしいらへさしたるよし、初會の日は必膳にすはらず、床にも入らず、心に定めたるやうに見ゆるはいどうるさし、自然に何となくさはらぬふりよし、料理を出さぬ内に歸るべき品あらばいふにおよはず、若膳を出しかけたらば、引とれといふもかたし、酒ゆへに箸も取えぬさまよし、たとひ又箸取たりとも、汁など一口すふたるまゝにて、はや又酒になりたるよし、客はや歸るとしりて床を取つ、案内ありともしかく返答に及ばず、酒のとりむすびするうち、女郎座をたつ事あらば、其程には太鼓に命じて、かさねての參會を兼約すべし、隙入といふ目を理不盡に所望せず、女郎よりいひ出る目を約し定めて歸るべし、歸るまでに機嫌のたるみたるはあし、いかにもうね／＼と勇みかち成を本とす、いかになれば早々歸るといひ、床へいらすといいひ、心もどなくおもはせじの謂也、万事おのづからのけしきなど

口して、こしらへたる躰と見へたらんは口惜かりぬべし、是男女ともに名有者のはなの初會の相也、再會の法品々あり、越過たる仕立には、初會にしたる二度目の兼約日並四五日も問あらば、其日をまたずして、其内案内なしに夕つがた行かゝるべし、女郎他宿にあらんに、其宿より知らせる時、女郎たごひ隙なりといふとも來る事あたはず、禿か遣女を使として消息有べし、客此文を返しにかゝはらず、不慮の透をえて、只今來れりともひかゝるべし、此もらひ調ひたらば一宿すべし、何ともらひても、他客よりくれざる時は、是非なしとて歸るかた大かたよし、若夕陽すこし残りたる程ならば、其女郎取立の新艘を請じ、盃などして其儘かへるべし、此新艘を伽として一宿する法もあれども、二度目にははやく只歸るをよしとす、此時女郎他宿より是非共もらひ來るに及ばず、口うつり露顯する分と謂つべく、もらひ取ぬとて不足するには及ばず、もらひ來る時は今宵新枕なるべき、はじめのそひぶしに晝の床を除くべきとなり、二度目よりの約束には、兩日かさね或は三日續けて極るもよし、知音の傾城を他宿へもら

ひに遣す事、一度二度あひたるまゝの女郎ならば、かさ高にいふべからず、成べき事ならば御出あれかし杯いひやり、女郎もらひ來りたらば、うき／＼と満足したるふりよし、五度七度あひなれし後、もらひには是非ともいひやる品も有べし、もらはれぬ時其まゝ歸ると、かはりのを取と二やう有、たび／＼あひなれたる女郎たりとも、つきあまたある時、もらひかゝるには聊心あり、推付にもらひかゝりて、先よりくれぬ時は、座中に對し面目なければ、かばかりの所へ行たす、のかねばならぬ品もあれば、内證でもらはせ見て、とゝのはぬ時は色を變せず、かはりを取たるよし、たとひわやく／＼なるつれありて、のぼするともいやさにはあらず、先の男くれぬ時は女郎もすべきやうなし、打やぶらせては專なしと丁簡したる顔にて居たるよし、同道なくして一人行たる時は、たゝぬ腹をもたて、立腹をおし／＼づめ、つめひらきにかゝるなど、其時の品によるべし、女郎より男へまよひたるわけあれば、強くもらはねども是非ともに來る、遣手といひれどもきかず、先客立腹すといへども、さやか／＼いひなしてもらはずといふ事

なし、但もらひかぬる時は、先客をかばふ心か、後の客に心の來らぬかにて、しふる事也、知音の傾城隙入時かはりを取事、其身一人行ざる時、女郎隙入てかはりを取たらば、日の暮れぬうちに捨置て歸るべし、若宿の首尾よき時分とまるべきに定めて、夜に入行たらば、たとひ女郎隙入とても歸られずして、かはりを取には、替りの女郎一人計りにては曲なし、伽になるべき圍職の人、二人も三人も呼べし、又つれの客ども前方よりゆくをしり、約諾してあとよりさしこむには、我逢ふ女郎の隙入にかまはず、もらはれぬ時は替りを取て一宿する子細なし、替り女郎を眞實に愛する事口人の上に堅是をいましむ、惣じて替り女郎といふ事、上職にても天職にては、我取立のつれ出たる傾城をかはりに出す事なれば、おしなべて年若き女郎なり、取立られたる女郎にても、知音あまた持たる程の女郎、もはやかはりに出ざるなり、男の好みにしたがはず、女郎次第にして遣す事なり、されども三職のうちの差圖は、男よりする事なり、太夫天神を除きて、かこひを取らんといふも、人によりていひかたかるべし、そもまた

なじみの中にて、心やすければ、太夫のかほりにかこひを取事も苦しからず、かはりとしてかこひ女郎を二人三人呼時も有なれど、あながち遠慮すべきにもあらず、

傾城にもらひ返し、又もらひ、二重にもらひなど云事有、いづれにても其もらひ納めたる男一人して、惣方の修禮を出しまかなふ法也、又初てもらひ返るに、兼約の男はまだ來らぬ内にて、成まじきといへども、さきの舉屋より達て懇望するに、女郎もゆかねばならぬ首尾なる時、もらはかす舉屋より曰、御客いまだなれば、若たゞいまにも來らせ給ひて、御承引なき時は此かたへもらひかへし申さんに、其時異議なかるべくばもらはかし可申といふに、もらふ方の舉屋、いかにも心得候と請合てもらはかしたる以後、兼約の客來り許容せずして女郎を取かへす時は、もらひかへしに似れども、修禮を出さず、暫時貫たる男より、其舉屋へ修禮計りを出す法なり、

物前近く成て口舌する事なけれ、是男の瑕瑾とす、いふべき事有とも、いひ出すべき所をもつこめ、其筋を越す後いひ替を法要とす、向後不通と覺悟しても、

いよ、此口を守りて心静にのくべし、されどもまた人に寄て、其身徳高く坂ある人は、時分にかはらずとも人のそしり有まじきや、

正月買する男節分を買、盆買の男七夕を買ふ事、是定れる法也、三月五月、九月此節供を買以前、後の兩日を添て三日買なり、八朔は後宴相傾法也、後宴といふ事、祭の翌日をいふ事なれど、あまり、節供の翌日をも後宴といふ、詩經より出たる辭也、其日會するの心たらず、後日に遊宴する意味なり、

傾城と知音してしたしむ内に、物目をうけとる事、外の男へゆるしてあはする日と、又いかやうの斷り有とも、外へ渡さず、我にのみ請取らでかなはざる日有、先五度祝儀は大役なれば、たとひくにせぬ心にも、我も人も隠密とたつる所なり、其上五度の節の内うけ取計りをば、買手の規模とはいひがたし、此外のはなれたる一日つか物の内、外へわたさぬ專要の式日、

正月四日五日十四日十五日廿日晦日、二月初午、三月稻荷御出御影供、四月稻荷祭、六月七日十四日、七月十七日十八日廿四日、八月十五日、九月十三日十月

亥日惠比須講、十一月大師講、十二月十三日、

此分の物日は、請取を手柄とし、外へ渡すを耻辱とす、傾城の心にも先約あればちからなし、おのが心にまかすれば、知音の中にても大切成男に、此日をおておこなふ事然り、

傾城のかたへ祿物の贈り時分は、再會より三四度にうつる間に然るべし、是より以後少おくれたり、此時金銀は早し、小袖か巻物の類よし、夫もまた時分一季の末にあたりなば、金子をもやるべし、また田舎男の俄に本國へくだるなるには、金銀も苦しからず、猶子細是あり、初會二會の座にて、遣女に祿遣すは此時必やるべし、禿には此時遣すも有、除くも有り、事によるべし、禿には小袖よし、又自然に金銀をもつかはず、遣女にはかならず金銀なるべし、

高名の太夫職のかたへ、たとへば
みつたの鹿子二端、紅梅うら一疋、中入綿そふべし、巻物ならば縮緬五端の内、白三緋二、
又は、縹子一卷、緞子一卷、金二種、
又勝れたる八丈二端など、うら綿そふべし、羽二重ならば、白羽二重五疋もみ五疋、

帷子ならば鹿子二端、内ひつた一、おりもん一、

又は小倉口端并さらし三疋、

金子ならば、小判三十兩或廿兩、黄金二枚の間を見はからひにつかはすべし、

太鼓女郎へは、羽二重九疋、もみ一疋か、又ちりめん二巻か、帷子ならばさらし二疋、

禿には小袖一か、金二兩か、銀三枚、

遣女には銀子五枚か、金子三兩か、銀三枚、

天職の女郎のかたへは

織紋地紋の鹿子一端或は二端、裏綿そふべし、八丈ならば、色をかへて二端、うらわたそふべし、

巻物ならばちりめん三端、

帷子ならば、織紋の鹿子二端、

又小倉ちりめん二端とさらし二疋、

金子ならば小判十兩か、黄金一枚、或銀十枚、

禿には、小袖一か銀二枚、

遣女には、銀一枚か銀三枚まで、

園職の女郎へは

小袖二、内白むく一、緋むく一、中入わた相そふべし、

卷物ならば、ちりめん二巻、内白一緋一、帷子ならば、鹿子一端さらし二疋、又はちりめん二端ばかりもつかふべし、金子ならば、小判五兩、或は三兩、或一步十、遣女には、金子二步或は一步、

大郭にして園職の女郎は、上職の挨拶人太鼓持の相手なれば、自分の客の愛する事まれなり、大夫をはなす客の、天神をはなすはあれど、天神にあふ客のかこひにあふ事かたし、若其中にもいきほひある園職の女は、おのが一分を立て、あいさつにいせず、太鼓めく者にうらず、たてきりたるかこひ女郎もあり、是等にどりむすぶ客は、學寮の若醫諸職人店をかまへたる小商人、或は手代等也、小郭の園女郎は又格別の沙汰なり、たとひ天職上にありといへども、まじはりひとしくして、其あいさつ高下なし、右三職女の祿物は、あひそめて始て遣す時の格なり、參會度かさなり、知音にきはまりたる以後はさだまれる法なし、あるにしたがひても用ひ、又珍物をもとめて贈る、祿の多少をさらはず、傾城と知音して以後の贈り物は、金銀に限るべし、

衣服調度を遣はすは其上の餘慶なり、扱金銀を送る時節は五節供の前を本とす、其中に盆前を常よりも重くして、師走をばきと心付べし、又人によりて五度の祝儀を軽重なく定め遣すあり、此五度の節に至り、傾城自分の拂等あり、其外遣物數多く在る事也、此時に衣服などを遣したればとて、いやとは思はねども、ねがはくは金銀を先たて、時服をそふる心持よし、昔は女郎に金子をも銀をもつかはしたり、當世は大かた金子のみを贈る、此子細は銀はかさ高なる物なれば、少分にて目になつやう成を、當道には初心なりとす、さるによつて皆金づもりにして贈る、是尤なりと覺ゆ、たとへば金一步とらすべし處へ、鳥目百疋おくるにも、同じ手間にて場を取やうに見せたる者の心なによりなす業なり、かやうの心いき、万事につけて當道に堅くきらふ事也、傾城に金銀を遣す外に、伽羅を贈る事を心にかくべし、いかにといふに、第一なくてはかなはぬ物なれば、傾城の身にかへてもほしがる事なるに、伽羅を贈る人まれなり、其いはればあしき木はやられず、よきといふは價おもしろくして目にたゞざる物なれば、此價に

ては衣服をつかはしたるかたまされりとの利かんゆへに、やうすしてやみぬるのみなり、衣服など傾城の自分にとのふるどもおもひのまゝなり、調度も又かくのごとし、伽羅計り人を頼みてもとめがたく難義に及ぶ、諸郭共にかはる處なし、長崎計りこそ、他郭の女郎にこえて、面々所持し侍ると思へば、昔にかはりよき香をたしなめる女郎なし、とかく女郎へは伽羅をつかはすべき事肝要なり、文のとりにかはしは、女郎の方より來らざる内、おとこよりやりかくる事初心者、又は田舎もの、する事にて、道者の好む所にあらず、兩度參會すれば、必女郎のかたより文をおくる物なり、初會の後さへも、はなしやうにて文をかきこすなり、返事はあらく、とすべし、おとこふと行が、りたるに、他宿より早筆にて女郎文をこすとも、はじめての文ならば返事すまじきなり、唯々口上にて返答すべし、他宿なじみのおとこ居て若どりて見たる時は無念といひつべし、惣じて傾城に能心をするまでは、こなたより文をやりかけたるあし、文おこさばこすまでにて、三度に一度返事するやう心えべし、是相傳の所也、

女郎と知音になつて以後、文をつかはすには、文つらはきやしやにかくども、文鉢をきやしやにかく事初心の至り也、只常の物がたりするごとくにかくべし、古歌を引出してかく事ゆめくすべからず、若かかでかなはぬ事ならば、二句三句畧してか、ばまれ、まれには苦しからずも有なん、おふかたは無用のいたり也、

我つれのはなす女郎、又は我あふ女郎の傍輩などへ遣す文は、文つらも文鉢もきやしやなるよし、それもまた一ト筋にはさだめがたし、事によりてされごと多くあらく敷所も有べし、道に至らざれば此わきまへしりがたし、舉屋の女あるじに文やる事、たとひこまごどありとも、折紙にてかく事なけれ、數多く書どもたてぶみにしてまき、たゞ上を中よりお封すべし、封じ文の事、女郎よりはうつくしく封じてこすものなり、男よりつかはす封じ文は、ひらくと折まきて封じめ計りに糊を付て、上下は其まゝ置べし、若大事の用をいひやらば、封じ目に印判を致すはくるしからず、夫とも上下をおりかけ糊付るは初心也、文箱

に入て封付たるなどは苦しからず、細川忠興入道三齋は、封じ文の上下はいふに及ばず、封じめに糊多く付る事さへきらひ給ひ、糊多く付るは野躰なる物也、

我あふ女郎へ出す状の上がきの事、位の高下によらず、其身大身成といふとも、なれぬ内はおしなべて、様書たるべし、月を重ね知音となり、度々の式日をつとむる程の人よりは、殿書たるべし、其中に高名の太夫職へは、すこし遠慮も有べきか、附物には猶以取出たるべし、

女郎の座にて、視料紙など引ちらし、あるひは少し手などかく人の、和歌などたしなみてかく事見ぐるし、用有て文かくとも、つかくご取亂してかくべし、禿を郭外へ出す事は、大臣懇切の餘慶たり、是に三種有、一には其女郎を親みのあまり、奔走の上にてよび出すと、又一には女郎をしこめる内にもあり、又一には潜上にもあり、多くは是を愛するに依るなり、又女のかたより望む事自然に有、されども禿計りは外へ出さぬ法なり、大臣の馳走する所也、禿遣女擧屋の夫婦等なれば、大かたはわけて是を請待する事な

し、皆一度に饗應する是常の例なり、此日は二ヶ所の茶屋相添べし、大臣附のこあげかけめぐりて籠を用意し、少も歩行ならしめぬを本とす、馳走人には常に參會する末社かならず出べし、大臣の女郎の禿の外に、入魂の女郎の禿一人二人誘引する事も有、それは品によるべし、芝居を見物させん時は、前廉より棧敷を廣くとりて置べし、杉重提重品をかへてきりよき雜餉勿論の事なり、芝居過て郭にかへす、一宿せぬ法なり、見物過て休息所は圓山双林靈山等に野かけ并茶やは目だちてよろしからず、施主の大臣は、此日出ずともありなん、されども大方は是も遊山のひとつなれば、大臣出ずといふ事なし、たとひ出るとも、芝居行ならば是を除き、東山へあとより行べし、別魂のつれ一人などは有たるもくるしからず、愛宕宇治行等の遠所の遊山とて、皆々此心得にて、只馳走する一筋、雜餉澤山にして丁寧なるを規摸とす、次に禿遣女伊勢へ參宮させしむるには、施主の大臣はかたく同道すべからず、發足の前に禿遣女共に時服を遣すべし、宰領馳走人として末社一人、外に大臣の家來或は綱引にても相添べし、道中不自由の沙汰

努々有べからず、竹輿は勿論、通し籠の三枚肩たるべし、歸國の日は粟田口、又は大津の半途まで迎ひを遣すべし、此迎には昵近の末社并二ヶ所の茶屋、大臣附のこあげを出すべし、此日また雜餉を構へ宴を催さしむ、籠の者に花を遣すは、酒迎の場にて出すべし、

男子の三味線を引事、常の席にては野躰なれど、傾城の座にては随分取合たる物なり、貴賤によらず引べし、初會とても障なし、但すぐれざらんひとは、初會計り心持すべき也、

小歌の事、世間流布の口人ならば、なみくにはうたふべからず、いたく望まれて後うたふべし、上手一ぶんならば望まれぬやうにして、何となくうたひ出すべし、初會とてもくるしからず、小歌三味線の上手、傾國に對しては金壁にもかち、容貌にもまさる物なれば、尤うらやむべき藝なり、

客の雙六うつ事、男ごちうつ事なけれ、たとひ女郎ごちうつとも、盤をとり寄てうち初る事なけれ、女郎ごちうつに、おしのけて我うたんとしたるはよし、打かゝりは間をあらせずはやく石をみだしたるよし、其内

に目をぬすむ、ゆかね所をやりとて無理をいふにしけり、女郎是を糺さんて改むるに、或はいひませ或はあらそひ、手をとり合などするにぞ、雙六をうたれたる物なり、傾國の座にて律義にうつは初心のいたり、却て無興の沙汰成べし、

煙草の事、菘若ともかけども菘若は誤なり、煙草とかくをよしとす、たばこは傾城の座席において取分與あるものなり、たばこをきらひ酒を好まざる人は、當道かたくなして見ゆる、其上煙草の徳義さまあり、金口集に

扁鵲到レ斯郷ニ術方ニ支流加レ毒可レ无レ殃、菘若一藥功難レ測、口裡合レ烟諸病亡、

又煙草七徳
第一長命 第二利根 第三眼明 第四虫積

第五疲切 第六諸瘡 第七頭痛

右は障州人林驥官が筆にて書たるを、長崎にて見たり、手ささみのたばこを外へもつて、さまゝの細工したるたばこ入を、珍らしげに持事宜しからず、奉書をおりてうち入たるはさまよし、懷中より出すもよからず、下へにもたせて取寄て見よし、されど人に寄

て懐中もゆるすべき、其取出たる煙草のへりなばへり次第たるべきを、度々につゝみおさむるなどいたつて見苦し。

寛文十二年の秋、江州大津の遊郭に、其比第一の威をふるふ傾國あり、振袖の時のみあひしりて、久しく參會せざりしあまり、人の口に出るまゝに、いでやわたり合て彼が所作をみんと、二人三人つれをいざなひて行ぬ、器量といひ装束といひ、あたりもかややくばかりにて、座に著て客のあいさつ、盃のとりまはし残る所なく、都はづかしくおもはれ侍るに、袂より出すものを見れば、水口ごりを溜ぬりにし、内を薄にてたゝみたるたばこ入りなり、みづから二三ぶく心まかせにのみつゝ、ふたをして又元のたもとに入る、手がつれたる人、お女郎の所持なさるゝたばこを所望申さんといへど、餘の事にまぎらしてさしも出さず、又我思ひたる時取出しのみ、蓋をして又袂に納る事度々なりき、男のすなるだにおかしかるべきに、傾國なれば專さめて覺へ侍る、

酒宴の事、上戸下戸は天性生れつく事なれば、酒のまぬとてちからに及ばぬ事也、されども當道にいたる

人、下戸は所作がら見にくし、其上女郎のかゝりに損失多し、先表むきの座席は第一酒宴成に、下戸なるものゝ酒の挨拶よきは、百人に一人もなき也、盃のとり廻し漫りにして、しかもつやなし、酔ては行義やつれ、剩へ慰をうしなふなど是非なき次第なり、上戸たる者は盃のうけわたしさへしほらしきに、しかも戀の餘情こもれり、酒を過しても心たしかなれば、語る睦言に障る事をいはず、又あやまりて酔にあふせて退くなご、上戸の徳と見へたり、抑傾城參會の酒宴は、何程の酒を好む人むなりとも、始より香かくべからず、いかにとなれば、おほかたは著座より床入まで、盃のおやみなき物なり、自然と懇切の中、差ひかひて取えなきもの也、小盃とおもひあなごりても、時しうつれば數かさなる盃の、底を深く捨てわたさんとするに、請取事あたはず、ほしつくしてさゝんとするに、おさへすと云事なし、夫を辭すれば座に目をくばりてあいをさしつす、是にまけじと争ふに、さまさまのしさいあれば筆につゝさず、工夫を以て知るべし、酌する者は男かたはなく、女かた計りなれば、随分客へともりて女郎には用捨する事なり、兎かく

ふたゝび香で一たびさすと心得たるのみ違はず、當道におゐて床の内のは、酒のつめひらきより興とする事なし、小歌三味線は其枝葉にて、耳によるこぼしむるのみなり、然らば是程大切なる興を不興とするは下戸の咎にあらずや、其上下戸をさして悪客と元次山もいへり、傾城の座席に、下戸の出たるは、月見花見の場に、盲人のまじはりたるごとし、

評曰、傾國の座に下戸のまじはれるを、盲人に比したるはあまり成過言なるべき、たとへば小歌三味線、線抜群にすぐれたる男の、酒一滴もならずして其座にあらん時、女郎いつれのかたに心よるべきや、酒のむかたにつく女郎一人もあるまじ、兩種堪能なるは色道の随一なり、

燈火之事、床入まへに宵よりたてたる蠟燭を、油火とたてかふる事、是定まれる法なり、敷居を隔て寐る間の外に置べし、ふすま障子を少ばかりあけて、燈の影のぞむまたよし、燈臺を寐間の内へ自然と入り、然る時は燈しびのかしらを壁にむかせて置べし、夜に入て用を便する時紙燭を用ゆ、廁の邊に行燈な

き事はあらば、紙燭をもたざれば廁の内心本なし、紙燭は半紙よし、小杉原はるりに油しみてなべて持にくし、其上たけみじかければもゆる事早し、是によつて半紙を用心に持事あり、此外も又用に立事多し、紙燭は紙のはゝをふかくさきて、□□しまひて後にるりをもごす法故實也、

當道をたしなむ人、平生はながみいれの内に、絶ず入置もの有、針一本但し上包して封じ、白紙一枚但し奉書した半目印刷をす、紙二三枚、針一本目印をす、右のごとし、子細有、口傳、傾城をうけ出す事、男の大功の様に似たりといへども、頗陽氣の沙汰なり、是に第一の心持有事なれど、殊の外秘説なれば、漫りに顯しがたし、此儀無二無三にしてまざるゝ處なしと知るべし、

傾城をもてあそばん人、みづから心得しるべき事有、男子二十より三十に至るまでは、功者不功者によらず、さして金銀のちからにもよらず、其身かたわにさへあらねば、傾城の來る事まのあたりなり、三十より四十に至るまで、功者は利をうる、不功者は利をうる事まれなり、四十より五十に至るまでは、何程功者にても、年若き瓦智にはおとれり、是よりは兎かく金銀

のちからならでは、此道成しがたし、五十以上は天下無雙の功にても、其傾城の來る事なし、金銀にてまゐめても其甲斐ひとつもなしと覺悟すべし、明むべし、

郭中にて花出す事、いづくも時分ありて定りたる事にあらず、只度はしげくして分量多きにはあらず、されども臨時の花の出し様にはさま／＼子細有り、つたへをうけて知るべし、先舉屋に花を出す事、年中五度の祝義を送る時にも出す事あり、其外は不斷往來の内、宿にこそぶき有時、或は別して馳走めきたる時、或はわきて造作の見へたる時、或は我はなす女郎のかはりめなどにもよし、又舉屋の家來に花くる事、是も先五度の祝儀にたがふ事なし、此くれやうに人數を尋ね、その數にしたがひて銘々に出す事有、是は宜しからず、猶子細在之、金銀の多少にかぎらず、下々へ所にして出すべし、是等にも又一人に對してくる、事あり、それは一分のはたらきある時、面的所作なれば時節によらず、不慮の義なり、遣女にとらする五度の祝儀

大夫附の遣女にはきんす一兩、或は白銀一枚、

天職附の遣女には金子二歩、

圍職附の遣女には金子二歩、

右大むねかくのごとし、され共事に寄、品に寄てかはるべし、或は田舎大臣の珍客、或は一わたりで首尾したる初度の祝儀などは格別なるべし、臨時にとらする時は、大夫遣手に金二歩遣してくるしからず、奥口の茶屋に花を出す事、五度の祝儀には勿論也、臨時の花とらする事、口の茶屋は舉亭まで納るが故に、女郎の座にてもくる、又奥の茶屋は舉亭にはいられども、客往還のやすらひに盃を出し、饗應せしむる時節などは是をおこなふ、此茶屋にくる、祝儀に、聊いぶかしき事あり、客身の上厚薄か、或は大夫買天職買などのわかちにて、分量の多少も有べき事成に、大かた金一歩宛を恒例とす、臨時には結句多く遣す、五度の外に、度々心を付來るを茶屋尊敬の客とす、

綱引に物とらする事、五度のものまへをよしとす、是不斷彼が龜宅に入來して便宜をたづね、文を取遣し雑談を專とする客の事也、又其身重くして、彼が宅に暫くもとまらず、竹輿を出す計りの尊客は、綱引

にかたのごとくうとき物なり、此類は時節にかゝはらず、金子にても八木にても、下邊に命じてもたせ遣すべし、當道の花をちらすには、何れの時にても金子を用ゆ、銀一枚以下の事には堅く白銀を制す、一枚遣す中にも金三歩を用ゆる心ばへよし、五度の祝儀は申に及ばず、不時の花にても大臣の手より直に遣す物にあらず、末社を作配す、舉屋の祝儀はいつとてもうけ給りて、勝手に披露すべし、遣手茶屋には自然大臣の見るをりにても、末社を披露す、茶屋に客のごとくかけてふと酒のみたる時杯、輿に乗じつづ、二角にても三角にても、直道に投出したるもまたよし、是ごとも紙につゝみ出す物にあらず、何時にても其まゝなげちらすべし、初心の客は傾城の目前にて花を出す事を好む、是いかなる事ぞや、内證にて太鼓よりつかはすといへども、一禮は女郎の前にていふ物也、是こそおほやうにて心地よかるべけれ、或は我客宿ならぬ他宿につれの大臣有て見廻たる時は、かならず亭主に花つかはす事さだまれる法なり、此時は猶も太鼓是を披露せむ、若そのいとまなくしてさしあたりたる時折ならば、大臣手づから折紙を出

すべし、是くるしからず、

末社に祿つかはす事、我太鼓どうちさだめて、ひしとつれありく末社ならば、何にても郭中にてつかはす事なれば、是も五度のもの前をよしとす、是祝儀にはあらで合力といふ物なり、其品は金銀にても八木にても、著類にても時に寄べし、此時節の處に、小袖帷子羽織等をぬぎて讓るなどは、皆臨時の所作たるべし、然ども是皆内證にてのはたらきなれば、郭中にておこなふべからず、又さだまりたる我末社にてふと出合、座をもたするか招よせてかたる折節には、小袖羽織など脱て贈るも苦しからず、また折紙を出すも有べし、生にて直出す事は夢々すべからず、

太夫職をかふ男の口より、我逢ふ太夫の名を云時、本名を唱へずして、太いふごのみ呼ぶこと片腹いたく聞にくし、是女郎の外聞ならず、おのれが潜上にも成がたく、只初心くさく阿保らしく、かこひ女郎末社舉屋茶屋こあげなどの口より、其太夫にむかひて、太夫様といふなるは、其人を貴び渴仰する心ばへ成べし、たとへば座頭中間より盲人の檢校職にむかひては、名字をとなへず、おまへ様と計りいふも、職を貴

む心なり、是も同輩の人よりは、前田殿并何殿など、名字をいふなり、天下第一の傾國たりといふとも、我逢ふからはこなすやふに見すべき事なるを、おのれが口より太夫といふは、太夫は郭に唯一人ならではなきもの、やうにておかしく聞ゆ、

色道大鏡卷第三

寛文式上

此卷には傾國のをしへをしるす、傾城のならひさまさまありといへども、往古より已來眞のをしへを傳る事なし、禿丁にてつかふまつるうちに、先輩の女郎の所作を見ならひ、おのづから道にいたるより外の事なし、これによつて智慧秀たる女郎は、其さかひにも到るべし、なべての傾城たとひ年たけたりといふとも、いかで深理の芳しき處をしらむ、况新艘においてをや、年頃は悔なげきて此式をあらはす、自今以後此おきてをまもり、又これをおきなは、おのづから道にかなひ名は世に高く、その身もさかへむものならし、
傾城の種を集る事、遊郭國々にありて、その近國近郷の少女計りをあつむるにあらず、畿内よりもとめ出して、或は中國に來り、或は筑紫にわたる、其おほかる中に京師の産ならではすぐれず、其謂れめづらしからねど、おさなたちより各別なり、心のさかしき者

は、田舎そだちにもあれど、心だち風流かはれり、これによつて都の傾城のたうとくありがたき處をしるべし、萬事女郎の仕立所作所業、京の傾城を手本とすべし、

傾城長の、女子を抱て禿に仕立る事十歳を始とす、生れつき幼稚なるは、十一十二にても禿に出すべし、然といへども十四歳より傾城となすものなれば、十二などより先輩につかへては道をまなびうる程なし、且禿より直に傾城となる法なし、禿丁姿おどなくなるより、或は半年或は一年引こめ置て後、新艘に仕立るならひなれば、先輩につかふる事僅の間なり、禿丁は女郎に久しくつかへたる程よし、これによつてさ、やかに見ゆる女子は、八九歳より先輩に付るもあり、是の幼女の生れつきによるべし、
子共の内主人秘藏におもふ禿を、其家第一の女郎に付る事は常の例也、先衣服だにおろそかならねば、見かけよろしく且外に出る事しげく、よしある客になるをもつて也、

新艘の女郎には、ちいさき子のはじめたる禿をつけたるよし、新艘のためとて、一たび先輩に付たる禿を

どりかへて付る事なけれ、その故は先どりあひあしく、且女郎よりこなしてつかひにくし、又は新艘の女郎を禿よりもごかしがる鉢見れば、其女郎の瑕瑾なる、新艘のとりたては、つれて出たる女郎とやりてとして引たつる物なれば、禿はいづれにてもくるしからず、
家主より女郎に命じて始たる禿を付る時は、主人より小袖一、女郎より小袖二、上帯下帯相添てくる、式なり、女郎よりはじめて禿に盃を下す、次に遣女より禿に盃を下す、上代には此法たがはざりけれど、今の後になりてこの義まちく、なり、女郎はじめつれて出る前日、額髪をわけて禿髪に結かふる也、禿髪といふは中じめの事也、櫛道具帯はな紙はき物等に到るまで、惣じて禿の身のまはり、はや此日よりめしつかふ女郎の誤なり、この以後主人より禿に出すものは、年中に綿布一づゝのみ也、
禿成長して禿のかはり出、其者引こむ日より髪の中じめを改めて、島田わげに結かふる法なり、おなじく後帯をかへて前帯に改む、されども俄に前帯するはすしにみゆる物なれば、帯は後帯もよし、

新艘の傾城出世するに女郎つれて出る事、禿の時めしつかひたる女郎即導く、是諸郭共に定る法也、たごひ其女郎いきほひなき人にて、他女これをさまたげざる處也、又いつれの女郎にも、禿につけずして突出に出す新艘あり、是は主人の見立次第にして、其家にて勢ある女郎につれて出よといひわたす事也、是をよろこぶ女郎はなしといへど、權命なればちからなし、又其中に貌すぐれたる新艘にて、前廉より沙汰ある程のものは、ほうばいの女郎せりあひつれて出る事も自然に有、

新艘出世の年限さだまるより、額をなほして齒ぐろめの儀式あり、導く先輩の女郎是をおこなふ物也、山海經云、東海有黒齒國、其俗婦人齒悉黒染、日本は東海の中の國也、彼俗にならふにや、源氏末摘花の卷にもはぐろめの事あり、夫婦人は齒をくろめて男にあひそむる和國の法也、新艘の傾城もはぐろめして出世すべし、然るに頭片田舎の傾城新艘のしるしとして、白齒にて出世するおほかり、其主人無物數奇にて、白齒をよしとおもへるいと口をし、それとても買人おもしろしとせばさもありなむ、心あるおとこ

稀にもすかぬ事なれば、此境をよくわきまふべし、齒ぐろめの祝儀、上代にはさまざまあり、是も今は法をうしなひて、たまくありと見えたり、六條の時林家の肥前諱益子、めしつかひし禿林彌、吉野といふ大夫職になりて出世の時、齒ぐろめの祝儀肥前これをおこなふ、

小袖一重内一ひはがのこ内一白むく
上帯一筋紺地金襴下帯一筋ちりめん
櫛箱一器定紋ちらし蒔繪
奉書二十帖鼻紙三十束以上

同六條の時、上職の美禰禰子めしつかひし歌林、初音といふ大夫職になりて出世の時、齒ぐろめの祝儀美禰これをおこなふ、

白縞子一卷 もみかうばい一疋
櫛箱一器定紋のま 硯箱一梨地に定紋あり
帶二筋 肴三種 樽二

右かくのごとし、其中に上職天職によつて目錄の不同これあり、此日興宴ありて家内ことごとく献盃あり、
新艘の傾城に名を付る事、此齒ぐろめの日、家主より

いひわたす法也、家主惡筆にても、とかく自筆にて折紙に書つく、引合にても奉書にても二枚かさね二つにをりて、太夫は太夫、天神は天神、かこひはかこひと書て、女郎の名は假名にてどの書也、主人の名はかかず、端女郎ばかり前書なくどの書もなし、只その名計りかく、折紙を三折にして新艘にわたす、其女郎うけとりておしいたゞき退く、これより家内これを呼に名をあらため詞をあらたむ、

新艘を仕立る用意の内に、先定紋をきはむべし、日頃使へ來れる女郎の紋をうけ續事本意也、されども當分ならび居たる内に、同じ紋なればまぎらほしきとおもひてや、おほくは先輩の紋を譲らず、然るに奥村家の八千代につかへし三彌、後に山井となりて八千代が紋を付たり、上林家の二世薫につかへし數彌、後に三代の薫となりて前の薫が紋を付たり、是等をこそ尤とすべけれ、新艘の紋を別にする事心えがたし、それをうけつぐながれの末は、五代も十代もむかしよりの紋にこそせまほしけれ、しかりといへども、あやまり來りて一世く、に紋をかふるは、おのれが心々なるべし、主人おもひ入たる紋ありて付

させむは各別也、又吉凶をたゞしてきはめむとおもふ物は、三、四、紋を書てト筮をさるか、また神慮にまかせむとなれば、太神宮の大麻をもつて閑取にして定る法もこれ有、

新艘出世用意の事
太夫職には小袖廿或は廿五、上帯五、下帯五、指櫛三、廣袖小寐卷二或は一、夜物三、外に染夜著二、相添へて禿夜著遣手夜著也、是は一所に飾らず次に有べし、

蒲團三、敷衾一、長枕一、但し枕掛添へし、夏季出世の時は、帷子廿、拾三、單物二、折御座一、蚊帳一、大皮葛籠、但皮履あり、つゝらの緒紺色、次に太夫職の新艘に付たる禿には、小袖五、上帯三、下帯二、帷子ならば五、家より是を用意す、
天職の新艘には小袖十五、上帯三、下帯三、指櫛二、廣袖の小寐卷一、夜物二、外に禿夜著一、蒲團二、敷衾一、長枕一、但枕掛添へし、夏季は出世の時、帷子十、拾二、單物一、折御座一、蚊帳一、大皮葛籠但皮履あり、つゝらの緒花色也、天職に付る禿には、小袖三、上帯二、下帯一、帷子ならば三、
園職の新艘には、小袖十、上帯二、下帯二、指櫛一、小

寐卷一、夜物一、蒲團一、衾一、包枕二但圍職に長枕を制す、夏季出世の時は、帷子五、拾一、折御座一、蚊帳一、皮葛籠一、或は藤葛籠但皮覆有、つらの緒白、右三上職女の新艘の仕立、たとひ夏季これをいだすといふども、小袖夜具の類同時に拵立、これをかざる法なり、

傾城例年のしきせの事

正月 太夫職に小袖四、内一白むく、天神職に小袖三、内一白むく、圍職に小袖二、内一白むく、

三月 此節供には、家主より衣服を出さず、

五月端午 太夫職に小袖二、又は小袖一と拾一とをも出す、并に白帷子一、天職に小袖一、白帷子一、圍職に小袖一、白帷子一、

祇園會 太夫職に單物一、帷子一、天職にかたばら一、圍職にかたばら一、

七月 太夫職に拾一、單物一、帷子三、天職に單もの一、帷子二、圍職に單物一、かたばら一、

九月 太夫職に小袖二、天神職に小袖一、圍職に小袖一、已上重陽也、

家主より出すしきせ毎年かくのごとし、但家により

て少づ、のかはりめもあり、
三職女郎裝束の制法

太夫職可ニ差用一色

小袖帷子によらずひつたの鹿子〇地なし縫薄の小袖、縁薄の小袖但し薄の類六條にてはおほく著しつれど、坤郭にいたり傾城の服には初心なりとてこれを著せず、殊更當時は鹿子縫薄の類停止なれば、其沙汰に及はず、長崎には今以これを用ゆ、無紋無地の紫紋所あるは天神職著
〇無紋の白小袖の上著肌巻には天職圍共にくるしからず
〇同色の三重〇小袖の裏の小紋薄〇八丈八端懸〇天鷲絨の小袖〇夜具には唐織金入〇襦絹〇天鷲絨〇金入の小寐巻〇敷衾四隅の糸房〇綿線の折御座又は金入天鷲絨縁、蚊帳は〇たうか〇ろりん〇ほう〇四天ちへりは錦織或は金入織物のしつ、釣手むらさきの唐打、七寶の輪釣手〇織物の枕懸〇金覆輪の指櫛、
天職可ニ差用一色

子〇兩面の小寐巻〇織物の縁取御座〇蚊帳但天職にはしつ付たるす制紗生し、す或は萌黄の外の色、蚊帳四天ちへりには段子、紅梅、釣手紅の四ッ打、唐打八打は制す枕掛無地の絹たるべし、銀ふくりんの指櫛、

圍職可ニ差用一色

小袖かたばらによらず、所明の鹿子、色縹子小袖緋むく、絹ちみみ、紋所あるべし、

夜具には絹の染夜著、同蒲團染物の小寐巻、折蕙の縁は紅梅、むらさきをゆるす、蚊帳は萌ぎ計り也、外の色を制す、四天ちへり紅の外何にても無地の絹〇釣手はもへぎ淺ぎの練ぐりたるべし、枕は長枕を制す、且まくらかけなし、指櫛に金銀の覆輪を制す、金具やすりこはくるしからず、

右三品制禁の色立、天職にゆるす物を太夫著する事くるしからず、圍職にゆるす物を天職著する事これもどがめず、但し太夫のゆるし色を天職著し、天職のゆるし色を圍職の著する事をかたく制する法也、右の色立、古來より定め來るといへども、當時儉約の世となりて上より制し、郭中より吟味を遂るにより、ことごとく魚服を用て結構をつくさず、これによつ

て後人、今の服にて又三品に分つべき物なり、水上の男うけひく次第、出世の新艘一人、平生の知音女郎一人、昵近の圍職一人、外に太鼓女郎一人、右四人宛七日續る法也、されども當時略して五日して次へわたす、次の男五、日或は三日、又次の男も同前知音あり次第まはしすみて、それより其家の傍輩の女郎うけとりて、それごとくにはまはす事也、五日宛にてもどかく日並のおほきにしく事なし、

新艘出世の日、水上の客の方より遣す祝儀あり、たとひ近付にあらずとも、その傾城のおやかたへ樽肴、新艘の女郎に時服一重、遣女水上の擧屋并に擧屋の家來にも、のこらず祝儀を遣す、

新艘出世の日、水上の擧屋のかたへ、傾城の家主よりおくりものあり、

太夫出世には鳥目千疋、肴三種、大樽一荷、天職出世には鳥目五百疋、肴二種、樽二、圍職出世には鳥目二百疋、肴一種、樽一、古來は如此なるを、近世みれば太夫の時鳥目三百疋、肴兩種、樽二、天職の時鳥目二百疋、樽肴同前、圍職の時鳥目百疋、肴一種、樽一、

新艘出世定月之事

太夫職の出世は、月を定め日を撰む事、その家々の吉例なり、喜多宗真が家には、六條より已來正月ならでは太夫を出さず、彼家の小長門出世の時、子細ありて三月に出世すべきよし、おのゝ議したれども、賢子左門云、先祖よりの恒例今更そむきがたしとて、寛文元年正月に左門連て出たり、上林家にも同じく正月をもつて太夫出世の定月とす、即此家の二世齋諱儉子、慶安四年正月廿日に出世したり、三世齋諱輝子初若菜といひて出世の時、前齋出世の例に准じ、寛文元年正月廿日に出世したりけるが、吉例にや有けむ、前代に増りて繁昌夥しかりき、これよりいよく正月廿日を、太夫出世の定日とす、其外出世の定月、正月を用ひざる家には二月初午、三月の御影供、四月稻荷祭、或は端午、或は祇園會、名月、冢子等かくのごとくの目にたつ物日を出世の定日にとれり、是上職天職圍職共に此儀同じ、

新艘出世門出之法

その日飯後に新艘著用の小袖三或は四、匣のふたにのせ、上に包熨斗をそへて出す、上代には薛給のひふたに是をのす、先輩の

女郎是を介錯して著せしめ香をとむる、導きの女郎新艘をめしつれて座敷に通り、第一の上座に著、若兩女ども天職ならば、太夫職の次に著べし、それより一家の傾城等次第に座に著く、著おはりてより家主の長夫婦出て脇の座に著、次に舉屋の年寄并に水上の舉屋末席に連る、先熨斗昆布の三方出る、次に吸物、次に銚子、次に重箱肴はうるめするめの兩種なり、家主盃をはじむ、先長の盃を導く先輩の女郎にさす、此盃長に返る、第二に新艘の女郎にさす、此盃長にかへる、第三遣女を召出して長よりさす、盃又々長に返る、長より女房にさす、長の婦より導く女郎にさして次に新艘にさし遣女にさす、次に新艘より兩人の舉屋にさす、その盃もとりてそれより一家の傾城へ盃めぐる、若日たけたる時は、傍輩の宴をなほざりにす、舉屋入は巳の下刻を本とす、行列の次第、新艘の女郎太夫職なれば一人先にたて、導きの女郎後によりそひて歩む、天職なれば二行にたて、先に進む、その次に一家の上職天職年にしたがひて先にす、いづれも二行たるべし、圍職は先輩たりといふども、若き天職より後に有べし、次に一家の

禿列を亂して一圖に付べし、その中に導く女郎の禿、新艘の禿二人は先に進むべし、禿の後に一家の遣女残らずつゝ、遣女の立、服には清絹を著し、前垂は常のごとくす、五節供に出る女郎の供にはこれを除く、次に家のおのこ残らずもすそをか、けて跡のおさへに付べし、女郎ども新艘を誘引して、先郭中の親族の方に到る、家門の禮おはりて舉屋町に至る、先水上の舉亭へ新艘を同道して、一家の女郎残らず入べし、新艘の部屋には太夫の時衣桁三脚、天職の時二脚たつる、夏の季たりといふとも小袖共にかざる、女郎座に著より、三方に熨斗土器にて引わたし有、此時は冷酒、次に銚子出る、舉亭の夫婦出て新艘と盃あり、宴をはりて舉亭町の禮を勤む、此時一家の女郎新艘の後に付て残らず出る、但家の太夫職計りは出すしてもくらしからず、此禮をはつて傍輩の女郎面々の舉亭に退く、

太夫の新艘出世の日より三、四日の間、さげ髪にて後帶する法也、天職の新艘は兩日の間右之通也、然りとはいへどもすがたぬるしとおもひてや、或は兩日、或はその日計りにてやむるも有、此兩品は新艘のしるしを見せしむる謂也、さげ髪を改むるときは、島田兵

庫にゆひてさしぐしをさす、元結は糸もとゆひたるべし、初日にても次の日にても夜に入てよりは、さげ髪をあらためて島田にもゆふ、またはつくね兵庫にもゆふ也、

水上の舉亭にて、新艘の床入以後に湯をつかふといふ事あり、舉亭取まざる、時は、遣手心を附て用意仕置べきなり、

新艘出世一兩日の間は、他宿より請待して客の引合あり、導く女郎の知音ならば、此人新艘をつれて行べし、他客ならば圍職の女郎相添てつかはすべし、新艘太夫の時、圍職二人、天職ならば圍職一人付て出すべし、新艘の盃一座へめぐりたらば、同道の女郎誘ひて早く座を立べし、若きなき時は遣女勝手より使をもつて呼立べし、

新艘の出世より翌年の其月まで、一、二年の間は萬事の入用家主より調べてわたす法なり、それとても家主の取替分也、其以後は遣手是をうけたまはりて万事を賄ふなり、女郎退郭の夕まで此儀かはる處なし、その中に主人秘藏におもひ、いたはりつよき女郎なれば、一年半、年まで、家主より相さばく事自然にあり、

但しこれは女郎により家によるべし、禿の時より磨きたつるには、いづくにおろかはなけれども、耳のわきうなじのあたりをせむに磨べし、いかによのかたをあらためたりとも、此所くろきはおほえ劣とりつたなくみゆ、生れつきにもよるべけれど、實は年をかさねてみがきたらむには、そのしるしなくてやはあるべき、

生れつき眉うすき女郎の、眉をそりて黛ひかんに、細すぎたるは顔愁に見えてわろし、ふときはすさまじく見えて猶わろし、墨のこきはいやしくて見ざるし、眉さきの作り出しをほのかにうすくして、眉しりにてすこし濃く引たるよし、是をしらぬ人眉さきこく引出して、眉しりをうすく作る女郎あり、いたくしのばしからず、

額うすき女郎墨をおく事なかれ、町の女さへ見ざるしきに、まして傾城たらむ人此わきまへなからむや、額のもきあけたらむは、あがりたるまゝにて顔の作やうあるべし、額のざりやうは丸きにしくはなし、丸さども真中ばかり高くあけて、富士なりにざりたるはわろし、瓦燈がた袴ごしかたは是を制す、鬢づら

のうすき人は、十川額にもとる、年たけたる女はくしからず、十川額といふ事、むかし十川氏の男子とりにはじめたる額のなり也、さりけれど女の額に、用來りて、中頃までは女中これをこのめり、今もよきにはあらねど、置墨くろくせむよりはまさるべきか、頂の髪はへさがりたるごとく、剃刀にてそる女郎あり、必制すべし、ぬきつくされぬ時はそのまゝ置べし、剃口を見たるは興さめて覺ゆる物也とるべし、

傾城の顔に假粧する事これを制する處也、但し新艘立の女郎少の間は是をゆるす、月を経ては必とむべし、端女郎はいかほども心まかせにぬるべし、その故は局に入來る輩、其善惡をわきまへざれば、たい色白く見えたる計りよし、擧女郎の年へたるにも、折々假粧する女かたへにあり、是よからぬ事也、最停止すべし、抑傾城といふは禿立より朝夕五躰をみがきあげて繕なき貌を本とす、道に長せる人は傾城の色くろきとてきはらず、色くろき女郎はくろきまゝにておくべし、是生れつきにてふたしなみといはず、むかし天が下しろしめしたる君は、女の顔のいたくしろきをさらはせ給ひて、あさくろきをこのませ給

へり、是御物すきのたけさせ給ゆへなりとかんじおぼゆ、

髪のかやうは、島田わけ、兵庫わけ、島田兵庫、亂兵庫、つくね兵庫、立兵庫の銀杏がしら、笄わけ、笄もごき、笄くすし、ひつかへし、こかし、すべらかし、丸わけ等也、その中に立兵庫の銀杏がしらは、昔の傾城おしなべて是をこのめり、されども近代かたく是を制す、傾城めきて貌はなはだしければ却て初心に見ゆ、丸わけ又制す、當世もいなかにては年たけたる女郎、まれく自然の手すさびに丸わけして出立事あり、是無用のいたり也、丸わけは、町かたにても下女のしわざなれば、すがたいたくいやし、かりにも此たはぶれをすべからず、笄わけは振袖の中ばかりを制す、袖をつめたる以後は心まかせにゆふべし、されども笄は年のかさなる女郎によし、つくね兵庫は、傾城によくざりあひていかにもおもしろし、別てすぐれたる物なり、然れども初對面の座、はれの時は斟酌あるべし、これも若年の女郎にこのましからず、このおもしろさをしらざるにや、京の外他郭に是を用す、せひなき次第也、島田わけは、おしさがりてあふのきた

るいたくなつかしき處あり、そのおしさがりてすこしゆがみたるも猶なつかし、されども五度の祝儀日、或ははれの時、又は初對面の會などには、このましからず、是はたい心やすくあひなれたる參會によろし、又ながからぬ髪をそへいれずにすき盡して、ふたつに折わけ、假にしめゆひたるも一しほすぐれて見ゆ、されども是は人に名をもよばれ、其功ある女郎などはよし、さなき女郎はたけ過たるやうにてよろしからずと見ゆ、次に髪をつとをする事いやしき業也、さればにや、京の女郎につとをこのむものなし、大坂は大郭なれども、田舎なる故にや髪につと専也、無念といひつべし、その外の鄙郭はいふにたらず、

笄わけの事、上つがたの女中さげたる髪をくるくさまきあげて、髪搔にてさしかためおき、上よりめさるゝ時、笄をぬきて御前へ出たまふを見て、地下の女これをならひてゆひつたり、笄とは異朝のかむざしなり、今ももろこし人は、女子ならねども男子も髪長きゆへに、髪を巻て笄をさす也、笄釵鈿珈簪簪皆これかむざしとよむ字也、かうがいともよめり、指櫛の事、此根源は齋宮伊勢へ行啓の時、大極殿にて

天子御手づから齋王にさしぐしをさへせ給へる也、是を湯津の爪櫛ともいふ、湯津とは猶言湯也、津語助、湯者清潔之儀、水能洗滌不淨故曰湯也、爪櫛者梳形似爪甲、その時天子齋王に宣へるは、二たび都へのほりましますなごて、御いごまごひある事也、その子細は、當今かはらせたまへば、齋宮もはからせたまふ故也、されば上をまなぶ下とやらむにて、凡下の者も饒別に櫛はせぬ事也、これをまなぶはおほそれありといへども、ことはりに過たれば尤にこそ侍れ、齋王のさへせ給へるのみならず、女の髪にしをさす事、上代よりありけるにや、清少納言が枕草子に、かしらごも一ごころにまるびあひて、さしぐしもおち、よういせねば、をれなごしてわらふも又をかじごあり、延喜彈正式云、凡内命婦、三位已上聽用象牙櫛、さしぐしは、女のもとゆひにてかためたる根にさすを本とすと覺しが、さにもあらざりけるにや、一條禪閣の御説、梁塵愚案抄云、刺櫛は女の額にさすくしと有、げにや今みれば傾國共の髪根もとにさしたるより、ひたいぐちにさしつ、又は鬢頬又はうなじなごさしこみをかるくさしなしたるいとや

さしと見ゆ、たがつたふるとしもなきに、傾國高上の心よりかゝる風流をあらはす事、爰にて筆をなげうつ、今傾城の髪に櫛をさすおこりは、六條の時名家亞相の御髪に、くしをさへせ給へるを、その時の傾國共見てさしはじめつるよし、尊子八千代子にかたりき、額髪みじかきは野躰なり、長過たるは初心めきたり、長からずみじかゝらざるやうにすべし、但しやつこふうをこのむ女郎は、成ほごみじかき方とりあひてよし、爪は手足ごもに直にとるべし、丸きはいやしければ、ゆめくまろくごる事なかれ、爪はすぐにとりてうへの肉のかみ出したる是女の上品なり、肉のさしあがるやうにとりなすべし、爪紅梅の濃はいやし、さして後あらひ切たるよし、口紅粉もこくさしてひかり色なご見ゆるいたくうるさし、又さゝぬもあしければ、そのよきほごを可心得也、傾城の衣服はすその長きにしくはあらじ、おもひの外ながきはごよし、大坂の傾城、おなかなれごもこの頃長きを用ゆ、きごくと謂つべし、長崎の傾城、もち

るむ美服は著すれごも、すそのたけ披群みじかし、よき事をしらねばちからなしとやいはむ、當世傾城の袖のゆきみじかきは口惜けれど、都の傾城さへ今はみじかければ是非におよばず、六條の時代までは京大坂田舎の果までも、袖のゆき長く袖のふりも長

くたをやかなれば、風流ごごさらなりき、奥村家の八千世が時までは、今のやうに殿中袖はなし、これより後いよく品くだりて、女郎さへ六ぼうめき、つよみかちなるを譽る世にこそ成けれ、これによつて時にしたがひ、袖のゆきみじかく大袖口なごよしとす、豈女の服ならむや、小袖の綿は厚きはごよし、うすきは少分に見えて女にくらひなし、殊更襟には綿を厚く入べし、すそはうらのふきたる方よし、つまも高きよし、この分は末の世までもかはらず有ぬべし、袖下袖のなりは時のはやるにしたがふべし、傾城の小袖の著やうは、いくつ著してもひとつまへよし、下がへのゑりさきを裏返し、折付てより上がへを合するものあり、これによつてこしつきよし、立居にもよし、これ程の事さへ、おなかな傾城のしらざる

こそあはれに侍れ、帯の仕様はさかり過たる程なるをよしとす、傾城は腰のふごみにしむるものなるが故に、下に居て身をうごかせば、かならず上のはそみへすりあぐるもの也、かゝる處をしりて、都の女郎はまもなく帯をおしさぐる、たちあがる時は、いよくおしさぐる也、大坂の傾城京に遠からずといへごもこれをしらす、予年々大坂にくだりて是を制すといへごも、受納する傾城五三人には過ず、江戸にいたりて是を制するに、耳にも聞かれざりき、長崎にわたりて見れば、弱腰にしめ侍る、これは諫むるに及ばず、刺巻物を三つ割にして帯に用ゆ、かゝる處に肥前の佐賀の住人にあひぬ、是京にたびく來たるをのこにて舊友なれば、此人にむかひてこれをあはれがりに、此ひごいはく、さればとよ、われも都の風儀のたうごき事を年頃見おきて、是を歎きつゝをりく制したりし故にや、傾城のすがたとおぼしきもの所々出たり、これくごてゑり出し見するに、二つ割の帯をおし

さげてしたる者五六人あり、是を尋ねれば郭中にて高名の者のみなり、是に本づきて我も又鄙風を制し、

品々を諒むればやうく傾城めきたる者廿人ばかりあらはれたり、かればより誠の道をしる者出來なむとたのもしく侍る、

腰のふとぎ傾城、ふとく見えむ事を苦にして、帯をおしあげてすれば、下ふくれていよくふとく見ゆる、腰のふとみにひきまはせば、そのふとぎをかくすものなり、なべての女此極意をしらず、こしのふとぎを女の身にしてはくるしむ者おほかれど、ほそきふとぎとくらぶればふとぎかたはまされり、こしのほそきは幼稚にてしのばしからず、うしろつき見ぐるしきもの也、是秘藏の事也、でじりの見ぐるしきといふ事は、誰もしれる事なればしるすにおよばず、丸きこしは見えてあしきもの也、こしつきのよきといふはうちひらめにて、上下出入なくすなるよしと、先人さだめあひけり、

つきこみ帯といふ事、むかしはなかりつれど、近代京よりはじまる、帯をむすばずにおりこむ事也、是傾城に一段とありあひたるもの也、郭をはなれて出ぬものなれば、いくたびもしなほすにかたからず、むすびこめたるはかたし、立るにしやはほけして帯

を引まはしながら、座をたちたる躰、おのづからにて風流餘情かぎりなし、慶安の頃までは、大坂などに見聞たる女郎もなかりつるを、木村家の小太夫といひしものにいひきかせければ、小太夫さかしき女郎にて、げにとうなづくよりはや帯をつきこみてしたり、是大坂のはじめなりき、この頃は長崎にまでかくする者あれば、今は諸方へうつりたるごおほゆ、

帯のむすびめは、真中よりすこし右の方へよせてむすびたるよし、又なるほど引廻して片わきにてむすびたるもよし、しかる時帯のうはかた前へかゝりたる所を、すこしおりにかけたるよし、

客の前ならず、内證にていそぐ時など帯の真中よりてまへにあて、うしろにて引ちがへ、前へまはしてむすべば、うしろのかた帯もじれて見ぐるしきもの也、傾城は人前ならずとも、常に心得あるべき事也、町の女はかゝる處をわきまへず、人前にてもかゝる帯の仕姿有、身をはぢぬ故成へし、

ふたの、尺長きはあしにまごひて立居にくるしければ、みじかきよりは長き方見よし、下ひものしめ所は、定りたる順ならねばしめぢからなし、絹のはいを

ひろくして、すそへみじかゝらぬやうにすべし、ことに女はかたびらの引まはしはれ成ものなり、ふたの計りは数おほくと、のへおきて、まもなくとりかゆべきなり、水に入たる下ひも、客の前へかゝりにも著すべからず、

下紐の色は、小袖かたびらによらず、著たる物の色にしたがひて著るも、猶かたびらの時吟味すべし、小袖の時は上著にかゝらず、肌著との取合なり、白むくの時は緋の類、緋むくの時は白きよし、紫淺黄くろうこんの類著たる時は、白にても緋にても通ず、紅鹿子のかたびら緋ちいみ、黒紅粉などの時はしろうきをを用ゆ、淺黄かこうこん、白かたびらの時は、緋の類を用ゆ、紫桔梗帷子の時は、白にても緋にてもよし、

傾城の打懸をする事、時により事によりて著すべし、貴人の前へ出るか、或は初對面の會にいづるか、或は大よせの座席に至る時などはさもあらむか、また殘暑の時分端居したる夕つがた、袖にすしくささどふく風におごろかさされ、禿に命じ、帷子の上に小袖うちかけたる、又肌寒き折から、月にうかれて三絃をし

らべ、又盤にかゝりてふくるをわすれたる夜半、うすく著なしたる上にまごゐしながら、又ひとえ引かさねたるなどは、天性おのづからのけしきにて、もどめたる業にあらず、或は舉屋の見せに客待うけつゝ、うちかけして立たるなど、きながしよりはまされり、かやうの處をよく味ひてうちかけすべし、また子細あつてうちかけを好むもあるべし、すぐれてせいひきき女郎は、胴つまりてかならず腰つきあし、又せいひきからねども、天然とすがたよからぬ女郎もあり、これらの類はうちかけにてつゝ、まむために、常にこのむと見えたり、伊藤家の藤江、大坂の常世兩女共に、さしもすぐれたる容貌なりしに、そのたけみぢかくして、杉針すぎはりの戀のうき名のなごいひわたりしが、裳ももすそを長く著なし、常にうちかけしたりつるが、見にくきやうにはあらざりけらし、天職たる人のうちかけする事心得あるべき事也、客よらながら舉亭の見世に立時は、いづれにてもくるしからず、初對面の座へ出る時は、その身高名の女郎ならば打懸もしかるべし、さもなき人は無用の至也、又太夫職と入ませの座ならば斟酌あるべし、圍職たる人の打懸見か

け然るべからず、遠慮すべき事也、
 傾城の衣裳を、客の前へきかへ出る事、兩三度迄を許す、帯は二色迄を許す、その上は然るべからず、大よせの座などにて、度々改る事初心のいたりなり、六條の時、太夫十八人の大寄あり、さなきだに此時の上職どもは、莊嚴常にあたりもかややく計りなるに、此日ははれの會なりとて、あらたに衣裳を改む、綾羅錦繡をまごひ、金色のひかり座に充て、偏に安養浄土に異ならず、此日吉野^子上客たりけるが、いまだ出座なし、いかにととへば曉天まで起居給ひしが、いまだしづまりておはすといふ、さらば夢おごろかし申せとて、座中より使をたてしに目をさまして、はや何も來り給ひつるか、それへ參りなんと、寢所にて手水をこひ、ねみだれ髪にて座に出たり、白綾の肌著に、無地なる黒き物二つかさねきて、紫のくし帯をまはしまはし出つるが、敷葎並居たる女郎を越て、座上に著たる舄あつと感じられて、しばらく挨拶もしがたかりけるとかや、その座におはしける歴々の御方、手にかたらせ給ひけるま、書つけ侍る、
 傾城の髪衣裳に伽羅をとむる事、香爐にたごんを埋

め、火あひよくし、香盤をしきて閑にとむる事女郎はせぬがち也、いかにとなれば、身しまひ常にいそがしく、さなきだに湯よりあがりては、はや外に出むとおもふ心さきたつに、傍輩にもいそがれ、擧亭よりよび使うれば心あはたしく、香爐に火入の火を打ちこみ、灰をもかけず香盤をもしかず、うちくべたるまゝにてとむるゆへに、よき香もけぶりくさくなれど、ついとりく二度三度置かへて、香具をもしまふやしまはずの舄にて出るがち也、さらば客の來りて待居る所へゆかば、さもあらむかし、本客はいまだこざれども、爰かしの擧亭へ立寄、客の便をき、又はしりたる人あればあいさつするなごにて、いそぐなるべし、身ごしらへ閑にして、客の手筈をもたがへざりしは、賢子左門、尊子八千代兩人のみなり、伽羅のわりやうあしき故に、たつ香もよからず、いかにとなれば、うすきをてがらのやうにわりて、香しきもしかず灰に埋む、たごんはおこさず、せめて炭火にてもあらばや、火あひよからぬもことほり也、心せくまゝに、もごかしくて灰をかきおとし、火の上に直におくなれば、凡薄雲初音をたきてもかほりよか

るまじ、とて本式にはたく事あらじ、木のはいせばくとも、すこしのつくりわけてぞたくべき、前かたに香爐をあたくめさせ、火をかへて香をつぐべき也、香具のとりさばき、禿によくをしへおがざれば、いそぐ時自身になりがたき事おほかるべし、床に入時とむる香は、殊にまのなき事なれば、このむねを心得べし、伽羅はとかく四角に割たるよしと名家の三位殿仰られし、
 沐浴の事、沐浴とは髪あらひ湯あぶる事也、傾城の髪あらひ日、毎月十四日つごもり兩度づ、也、又家によりて一月に三度と定る所もあり、京江戸は十五日物日たるにより、十四日をさす、小の月は廿九日、大なればつごもり也、大坂は十五日物日ならざるにより、十五日と晦日也、行水は夏冬共に毎日たるべし、暑氣の時分は一日に兩度宛用ゆ、一度は夕飯後擧亭より本家に歸る、又擧亭にても自然に用ゆ、端女はあそび一度に一度づ、腰湯を用ゆ、見世仕廻ては行水たるべし、すいふろ行水ともに、先輩後輩によらず兼日よりきはまりたる、其日のあがり女郎先へ入べし、その外仕廻て後上職天職によらず、先輩次第先へ入べし、

先輩にても端女郎は其次たるべし、月經ある女郎はすいふろに入事あたはず、行水ばかりを用ゆ、湯殿番は下男二人、或は一人、其家の人數の多少によるべし、
 風呂の事、客の風呂をもとむる時は、先擧亭にいひつく、擧亭うけたまはりて風呂屋にいひつかはし、次に其女郎の遣手にいひわたす、遣手本宅に歸りて、女郎の所持の風呂道具を風呂屋へもたせつかはす、風呂屋には風呂を焼たつる内に、板の間を清め、あがり場を掃除す、あがり場の次に臺子を置盆をしかくる、客の來らぬ内に遣手奉行して、あがり場の奥に紅緑の氈を展布事、或五枚或三枚、客の多少によるべし、次の間には繪莖をしき、衣桁にゆかた下帯をかけて相まつ、風呂屋より左右をうけて、客風呂に趣く、此時菓子を出す、熨斗をも出す、女郎は客と同道をもす、又暫あごより來る事もあり、客風呂に入たるあとにて道具を嚴る、傾城の客と共、風呂に入はよろしからず、若品によりて行水計りはすべし、おほくは是も無用のいたり也、此故にはやく來れば、あがり場にほされてあし、客あがりぬ内、板の間に酒を

こよ事自然にあらざ、香酌に立べし、あがり場に立鏡
臺鬘道具蓋籠香盆等をかざる、數は客の多少による、
客のあがりぬ内に香爐共に火をとりて待べし、客あ
がるごあがり場のはたらき、先附物太鼓女郎勤む、次
に禿遣手是を勤む、漸しづまる程に至り、亭主方より
盃を出す、次に舞應の女には吸物を出すもあり、さあ
らば女より亭主を呼出して盃をさすべし、折紙は當
座にも遣す、又舉亭へかへりてよりも遣す、

女郎所持のゆかたはさらしに定紋也、定紋はおほ
きくて五つ三つちらす、紋の色は淺きよし、太夫な
らば二十づ、天職ならば十宛用意有べし、下帯は
羽二重にても、加賀絹にても、當座にきりさきてわ
たすべし、端ぬひなきを賞稱さす、布下帯は斟酌あ
るべし、又端ぬひ仕おきたるをも用ゆ、用意の數は
ゆかたに隨ふべし、

正月賣の事、正月賣の女郎は、大晦日より出て二三日ま
で合四日の分也、大晦日の家を出る時分は、面々勝手
次第に出、舉亭に到りて諸用をも辨す、此日家主より
女郎の新服を配る、小袖の通箱にのせ上に包のしあ
り、是に女郎の名をしるす、家來の男これを持つ、遣

女これを奉行して舉り女郎に捧ぐ、太夫職に小袖四、
天職に三、圍職に二つ宛のせ、正月をうらざる傾城に
は新服を出さざる法也、されども元日より出るか、盆
の十五日より出るやうの品なれば、そのまゝわたす
事もあり、又數をちがへてきするも有、但其家くに
よりに舊法あり、

女郎の自分に調る物、小袖は主人より出る外に、客の
方よりも來る事おほし、されども女郎のすける物な
ごありて、自分に仕立用ゆる事もあり、先調ずしてか
なはぬもの、上帯下帯足袋指櫛、禿の小袖帶等を用意
すべし、太夫職より遣手へは小袖一つ宛かはす、天職
よりは小袖をもつかはす、又布をもやる、又著なかし
の小袖をもつかはす、ごかくその女郎の分限ご心ざ
しによるべし、女郎より主人に歳暮の祝儀、巻物はぶ
たへ品々あり、并家來の男女につかはす祝儀、おしな
べて金一步宛たるべし、庭鏡といふは此外の事也、是大方は太夫職
のみなり、天職ごても勢ある女郎すまじき物にもあ
らず、客同道の太鼓の方へは、時服或は金銀、次に客
の不斷に召連行家來へは、羽織か下帯或は金銀、次に
奥口兩所の茶屋并客のこあげ、右三所へは、是非其

に金子也、是大夫より金子二步、天職より一步宛たる
べし、正月に出る舉亭の亭主へ、上職ならば銀二枚、
天職ならば金子一兩、舉亭の女房へ著ながしの小袖
一、舉屋の家來中へは、上職より銀二枚、天職より金
一兩、されども女郎によりて多少有べし、天職の女郎
ごても、一分に舉られたる時は、それくのこゝろさ
しにて祿をつかはす、

客より女郎の方へ、歳暮の祝儀持來る使者は、せひご
もにこあげ也、此使には是非共に祿をつかはす事也、
是を底だめといふ、此分量は金銀にても小袖にても、
その來る祝儀の程々につけてつかはす法也、右大む
ねかくのごとし、

夏むきの遺帷子は、白平又は定紋の染帷子あまたこ
しらへ置てこれをおくる、是上職天職によらず、そ
の身の勢次第に配る、そのつかはし所、常にさし出る
太鼓の輩、并知音ありて不斷往還する舉屋等也、其
外はおほかた金銀也、例年五度の祝儀に、いつごて
も右の遺物かはる事なし、

庭鏡の事、上職十貫文、天職六貫文、圍職四貫文宛也、
上職は常に引物をつる、ゆへに、十四貫文なれども、

是にては割つかはすに不足する故、太夫職には十五
貫文宛出る、例年五度の節、此數不同なし、配所は家
主の家來中ご、舉屋の家來中ご、兩方へくる、事也、
遣手これを奉行す、このまかなひ大臣よりこれをお
こなふ、

宵のごし女郎家を出ざる前に、遣女を舉屋へ遣して
部屋をうけとる、衣桁は二脚づ、舉亭よりわたす、
女郎のかたより調度をつかはして部屋に飾る、先時
繪の夾箱、上職ならば二、天職ならば一、梨地に高時繪、
もの、或黒繪高まき、唐草のめつきな、な、この銀つな
しかごも、當時夾箱にはなれりけり、今ごても器を
おほきくせまほしき物也、料紙箱硯ばこ旅鏡臺香爐
箱椽ぞうりょう籠かご松三味線雙六盤等なり、

爰に異やうなる事有、衣桁のかたはしに禿の衣服を
かけならぶる、是いかなる謂ぞや、勿論後は傾國ご
なりてその人の座にもつらなるべけれど、先つかふ
まつるもの、服を、めしつかふ女郎の服ごかけなら
ぶる事あるべき業ごもおほへす、其上あらたなる
計りなりごもあらずして、いたくしほれたるをもご
りあつめ、有次第かくるなごおほかり、かくもごかし

き品々、六條の時はあらざりつると聞つたふる、元日の祝は巳の刻也、一家の傍輩誘引して、一圖に舉亭を出て、主人への禮義を勤む、家にて又雜煮あり、主人より盃を遣す事、此日は官の高下によらず、先勞次第にさす也、一家の盃ごとすきて退出す、是より家族への禮あり、其次に昵近の舉屋へ禮あり、それよりおのれが舉り所に歸り入、上巳端午盆重陽の儀式皆是に同じ、八朔計りは其日家を出るなれば、家主への禮なし、但此日は面々の女郎よりくだ物を家主へ献す、

傾城屋の家に俄に來かゝりたる客はちからなし、兼日よりふれながして、客の來る日はいつにても物日同前にて、女郎宿に有べからず、そも又知音もたぬ女郎は無是非事也、

太夫あがりの事、天神より太夫になる事は、二分の利發すぐれ、且その身運に乗じて昇進する道也、自分の訴訟にてなるはまれゝの事也、おほ方はその身畢生の勤め、世間の見聞をもつて主人よりいひわたす事也、辭退するもあり、又命に應ずるもあり、其身上職たらむと心に治定したる時は、日頃の知音共に

より相談すべし、きゝえたるをそこはよし、きゝえがたき男を其まゝおきてきはむる時は口舌のもとなり、其男聞えざればとて、女郎のためあしかれとおもふにはあらず、一世浮沈の處なれば、大事がりておもふなるべし、それを打捨おかず、遣手にもいはせ、舉屋にもいはせ、其主はいく重にも辭退の心なれども、達て主人より申つけらるゝといへども、そのほうさまと談合の上ならでは、内への返事もいまだ御申なきなど、その男次第のやうにいひてのみこませ、いづかたをも下談合すましおきて、日限きはむるよし、太夫あがりの法は、

主人より小袖十并寝道具かはるべし、
 禿に小袖一帯一筋主人より出す、
 女郎自分に小袖三或二、帯二下帯等を用意す、禿の小袖二帯一、これも女郎自分の用意也、客より來る小袖は此外たるべし、
 扱知音の輩に約して日並をくばり、太夫なかの日より出續る事、五十日或は三十日、その身の器量にまかす、惣じて高名の女郎には物日といふ事もなく、いつまでといふ際もなし、不斷出るものなれば、いつと

ても闕日あるべからず、初日には知音の男より一家の女郎を擧る法也、さなき時はとりたてのけいせい一兩輩、并昵近の圍職五人或三人、太夫につれて擧べし、擧亭の懸應木具にて二膳たるべし、尤造り花鳥臺等を用意すべし、客より擧亭への祝儀分量は時の様子次第にして折紙を出す、客より遣手にも此目録をつかはす、時服にても金銀にても、又太夫より遣手へは必時服たるべし、

天神の太夫に昇るはよく思案すべき事也、明曆三年十月上の町天神女郎、みづから太夫職に望みをかけて、只獨り有知音に談合したり、此男も年頃知音する程の心なれば、太夫になしたくやおもひけむ、一段しかるべきさうけたり、女郎満足して主人にかたる、家主遣手をよびていはく、我是非とも太夫にせむとおもはねど、知音所望の上ならばともかくもすべし、汝をここにあひてよく口をかたむべしといふ、遣女尤もおもひ内談するに、彼男先一月に十日宛うけたり、其外は又をりふし來る人もあらむなれば、先あげよとて太夫になしたり、彼男かしらをうけとりつゝ、此以後誰にても他客來りて望む時、我に

ことばるまでもなく引合すべしといひつけて、五日過れども十日過れども、外より請待せ、は是非なく、廿日ばかりこたへしが、少やすまむとて内にかへす、第一この傾城かこひどはいはれざりしが、無類の天神といふ程の貌にもあらず、右はをりゝあふたる者もありつれど、太夫職になりぬと聞てより眉をひそめて來らざれば、外に通ふものなし、毎月の物日節供うりまで一日もかゝさず、彼男計りにあてつけ、れば、此者ことのほか草臥つくまゝに、のきたくおもひて、色々の無理をたくみ、難題をいひかけみれど、むりごもにせめかけゝ無心をいへば、此男後にはあいそをつかしてのき切けり、さるほごに男一人もなければ、すべき手だてもなし、あけくれ隙ある身となれば、家主いかりてさればこそ、我心にすゝまぬ事をいひ出、いらざる太夫になりしよとはちしめられ、ほごなくもこの天神となりき、まもなくあがりさがりする女郎を最上河といひ、又やねふき傾城といふもこのたくひ歟、

天神あがりの事、圍職より天神に昇る事は度々諸郭におほし、かこひの天職にあがるも、天職の太夫にな

ると心持は同じ事也、儀式さして改まらず、女郎の知音に内談するごとくも、圍職をかふ程の知音は、さまでの者ならねば、談合のはかもゆきがたし、只主人の見立計りにて天職となる也、

家主より小袖五并寝道具かはるべし、禿に小袖一帯一、主人より出べし、若禿の小袖主人より出ぬ時は、女郎自分に用意す、たとひ主人より出るといへども、數なき故に女郎せひ共に用意すべし、

天神あがりの日より出續る事三十日、或は廿日、その女郎の器量によるべし、

太夫おろしの事、傾城屋の太夫を持事、家の規模なれば、たとひ不全盛なりとて、しばらくは持こたへ見るもの也、然といへども、一圓知音もつかず、其身不運なれば天職にくだす、又主人の命ならねども、その身不全盛なることを耻ぢ、度々訴訟をして天職となるも有なり、天職となれば、太夫より身もちも心やすく、万事ちがふ事のみあれば、自分より望むも尤なるべし、又太夫の時うちもりたる女郎、天職となりて俄にうり出し、全盛專なりつる女郎、むかしよりあけてかぞへがたし、然らばおもひきりて官を下

すも一つの謀也、

天神おろしの事、天職のかこひにくだる事は、よくよく無仕合なる事也、太夫の天神におり居たる計りは、外聞はよろしからねど、又うり出せば人がらもよく見えて、むかしをくゆる程の事なし、天職のかこひに下りたるは、先禿をつかはねば、見かけといひ不自由といひ、衣服寝道具のかはりめあり、遣手のあいらひまでちがへり、その上一ぶむの客のかふ事稀にして、太鼓式のあひてとばかりなる事なれば、是非なき次第也、天神おろしの法は、主人より遣手承りて、其日舉亭中を廻り、今日より圍になし申由觸らする事也、

圍職の見ぐるしきは、坤郭のみなり、第一禿を付す、且太夫天神の引著と見ゆるによつて、傾城のはへなし、大坂の圍は禿をつる、といひ、其上一分の知音をもつ故に太鼓めかず、自然に上職の挨拶にくは、るといへども、目にたゞざる也、又小郭の圍は猶以其へだてなし、是田舎なる故ならむかし、
端女郎の事、端女の居る所を局といふ、局にかくる暖簾、むかしは花族の御家へ申上、御ゆるされを蒙りて

かけたり、免許なければかくる事かなはず、即彼御家より出たる暖簾布を柿染にして、長さ四尺は三幅也、縫合の二所に柑子皮の露あり、然といへども此儀今は断絶して、かの御家より吟味なし、傾城屋自分のはからひとして是をかくる、當時暖簾の色は紺染を用ゆ、されども太夫町一町ばかりには柿色を今に用ゆる事古例をもつて、寔に殊勝の事也、この局の内、土間は外にして強二帖敷を先定れる法用とす、或は三帖敷もあり、又四帖半に床棚を付るも有、昔の局には壁に對て竿をつる、是を衣掛の竿といふ、子細これあり、江戸の局は口の間も廣く、奥の間に寢所をかまふ、西國の局には端女一人三人一所に並居て、男來ればその好む女一人残りて、外は奥に退く、是國々の風俗也、局の具屏風主人よりこれを引、屏風の模様は物すきにかまはず、只目にたつを本とす、蒲團敷蓮主人よりこれを渡す、葦蓆盆端女自分として用意す、たばこも自分にこれをまかなふ、
手水鉢、主人よりこれをおく、
火鉢、火ばちは主人よりわたす、炭は端女自分にこれをまかなふ、

上帯下帯楊枝雜紙はきもの等、端女自分にまかなふ、端女の遣手外にあり、端女の多少によらず、その家に一人宛これ有、舉女郎の遣手と端女の遣手を兼てめしつかふ事なし、
若衆女郎の事、近年傾城の端女に若衆女郎といふあり、先年祇園の茶屋に、龜と謂し女、姿かたちを若衆によく似せて酌を取たり、されども是遊女ならず、これのみにて断絶しぬ、若衆女郎の始る所は、大坂新町富士屋といふもの、家に、千の助とてあり、此女始は霞原町の局にありしが、おのづから髪をみじかく切てあらはしむたり、寛文九年己酉の年より、本宅の局に歸りてさかやきをすり、髪をまきあげにゆひ、衣服のすそをみじかくきり、うしろおびをかりたむすびにし、懐中にはながみかさ高くいれて局に著座す、よそほひかはれるしるしに、暖簾もかへよとて郭主木村又次郎がゆるしをえて、暖簾に定紋を付たり、紺地に鹿の角を柿にて染いれたり、是若衆女郎の濫觴なり、見る人めづらしきといひて、門前市をなす、故に爰に一人かしこに一人づゝ出來るほどに、今はあまたになり、堺奈良伏見の方までひろまれり、是衆

道にすける者をも引いれむの謂ならむか、されどもよき女をば若衆女郎にはしがたし、それにござりあひたる貌を見たて、するごみゆ、大坂の若衆女郎は、外面よりそれとらしむるためにや、暖簾にかならず大きな紋を染入る、

惠比須箱の事、惠びす箱といふは、端女のとれる料足銀ねがねなどを入る箱也、長さ三尺は、六寸高さも六寸にて、上に七穴あり、小口に引出し鎖かぎ前あり、長さを三尺にござる事、一月の日數三十日に比すと云、は、六寸高六寸は六根六色なり、七穴は七耀の星をかたごる、權大僧都榮海に加持をたのみて、しやくはんしやくはんの又市さだめたる法式なり、

色道大鏡卷第四

寛文式下

異見百首

新艘はよろづ心をしとやかに
いりたぬさまするかはそよき
しんぞうはかはゆらしきにしくはなし
ひすらこき社うたてかりけれ
三味線はむりにをしへてならぬもの
心にすかばひさひひかる、
新艘の男をふるは行末の
ものにならずのしるし也ける
内よりもうらずに出す新艘の
しほれてゐるぞうたてかりける
禿より物書事をせんにせよ
てのよからぬはゆかしげもなし
いひ付し事より外に何事も
しらぬふりする禿ゆかしき
禿よりたばこを付てさゝぐるは

そののみ口をのこひ出せよ
更夜もいねぶらすしてしやくごりて

客につかふる禿やさしき
男より禿に肴はさむとも

女郎のごとくくはずしてよし
つかはるゝ女郎のやうじこふときは

はな紙にのせ禿さし出せ
行末は物にならずの禿こそ

あさねひるねにかけばいりすれ
夜もすがら酌ごりながらいねぶりて

てうしなほすもはたさぬぞうき
禿より耳のあたりごとくび筋を

心に入てとぎみがきせよ
つかはるゝ女郎を親のごとくして

又おやかたとおもひうやまへ
禿とてやがて女郎になる物を

遣手よ客の前でしかるな
用ありと女郎のそばへやりて来て

つぶやく事は客きるふ也
客の見る前にてやりて物は

女郎にたいし座をばへだてよ
物くれぬ客にもあたり女郎にも

あたるやりてぞうたてかりける
傾城のげいはあまたにありぬとも

人のしのぶは小うた三味せむ
つれあまた女郎あまたの中ならば

先なほるべき座を見はからへ
傾城の疵はよみかきふじゆにて

男をふるごよるねいる人
けいせいけいせいは常に心をひろくして

しやく錢するをいとはぬぞよき
黛のこきはめにたつ物ぞかし

うすくて細き顔ぞゆかしき
大切に親方おもふ女郎こそ

つゐにその身もめうが有けれ
しんぢうの品はさまざまありながら

氣しやうを書は何程もかけ
しん中をするとも疵の付事は

上氣にするなしあんしてせよ
せい文を常に立ぬと人しれば

大事のときのやくにたちぬる
 わがはなす男ばかりをあしらひて
 つれや太こにそりやくばしすな
 客にあふひまには文をかき置て
 知音たいこへひたごつかはせ
 ひまなとき文をこまへ書おか
 便といへばたれもばたつく
 どりあげぬ髪はかくても有ぬべし
 かねのはげたる齒ぞ見ぐるしき
 よくひかば太夫なりとも三味線は
 いかなる時もひきてなんなし
 傾城のこゝ笑ふ顔ぞよし
 口をあきつゝ高わらひすな
 うちにてはしやんとするをばほむる共
 まはりて嫌ふ人はあらじな
 客はたすいの身にてもやかるゝと
 おもひながらもやくをよろこぶ
 人中はしやんとするも床のうちは
 おもひの外にしたしむぞよき
 酒のむはよけれど常にたしなみて

のまぬふりにて又のむぞよき
 つき合の座敷にて見よげこよりも
 上戸の方ぞけいせいはいはよき
 生れ付のめばみだるゝ人あらば
 いかにしひると酒をすこすな
 肴をば取ともくはで下に置け
 自然にくはしやうちんのもの
 盃は手を指出し請取よ
 ださねばひざの上のぬるゝに
 あひさつもげこの客にはかるくせよ
 つよくしひるは腹の立もの
 客の請た酒をすくるはすげもせよ
 つげざしするはふかくいましむ
 生つきしとやか成もうはきなも
 げこも上戸も人はすきたく
 園より太夫にもなれば太夫より
 かこひにならぬ用心をせよ
 すいだてをしてかふならばいつはりて
 遣手のせくと客にしらせよ
 世の知音のけといふともく顔で

客の心をいく重にも見よ
 はり過て口舌好みの女郎こそ
 知音にうごきしるし成けれ
 たゝみかけ口舌しかくる客あらば
 いはせすまして跡にこはれ
 物前に口舌しかくる男をば
 おむくにうけて色にいたすな
 口舌していひわけきかぬ男へは
 文にあはれをこめて書べし
 くせつしてのけば又のく物ぞかし
 大事にかけよかるき知音も
 むまつなぐ男の奥意しらすして
 はりを過せばながくわかるゝ
 よき知音付たる事をはなにあて
 わきの男をおろそかにすな
 あひそめし舉屋を客のきらふとも
 よなをしいひて宿をかゆるな
 我程に心やすがるものなしと
 ごの男にもおもはせておけ
 男をばたらす手だての有時は

にがりきりつゝ物がたりせよ
 男より内證めくをすくと見ば
 心安ぶりしてかゝるべし
 ふるべきとおもふ客には床のうち
 きげんよくしてふる物ぞかし
 つれ太こけさくをいふと聞ならば
 色に出さでよくあひしらへ
 傍輩を敷ならぬとてあなずるな
 めぐめばつゝに身のためとなる
 傍輩にくしとおもふものあらば
 なをねんごろにいひてしたしめ
 大方の事に立居をしげくする
 これぞ口舌のもごいなりけり
 遣手にも主にもかくしこのめるは
 まぶとてくだに水やあをむめ
 うかくとまぶぐるひする傾城は
 もの日毎にぞはちをかさぬる
 何さしもおもはざりつる男をも
 やがてきらへばゆかしくぞなる
 かくごして太こ女郎と成ならば

身をへりくだり氣をかるくせよ
外聞を耻るばかりはおほけれど

親方もふ傾城ぞなき

よの客の來かゝる時は座敷にて

やりて禿にあいづしておけ

よの座席客のやうすがしりたくば

そつじながらに禿やり見よ

つとめぬるねんきの内は親もとの

しれぬやうにご常にたしなめ

身のためによき知音をばきらひつゝ

ものにならぬをゆかしがりぬる

身あがりの日は勇たる顔ぞよき

うかぬ女郎は人ももらはぬ

身あがりや内から出す傾城は

客の前にて長居ばしすな

いんしんを請たる時は文の内

ちとかすませてはしがきにかけて

正月をかふ男には年こしよ

ほんの男に七夕をうれ

正月と盆に物目のわけぞなき

三十日と十五日うれ

もらはれて引事あらばさしきにて

いそぐふりをばせぬ物ぞかし

夜おきにはおきたるまゝに何事も

太こ女郎に打まかせおけ

朝ごみにくる客あらば床のうち

ふしぎを立ぬやうにつゝしめ

客の前心をおかぬ中なりと

たゞものはぬかほぞゆかしき

物くは喰ほそき程見かけよ

なじみ也とて心ゆるすな

明方にねいりてかへる男をも

しらぬぞきたのかぎりなりける

ねいりたる男ありとも女郎より

せゝりおこする心えぞよき

ひまなくとよみおほゆべき物なるは

古今の歌やいせものがたり

歌かるたとらぬ女郎はあらねども

歌のよみくせしる人ぞなき

たんざくやしきしの歌の散しやう

かなづかひをもよくならひおけ

はながみのそばに有時座をたつは

めを見かけずに立物ぞかし

よびたつるやうじのあらば禿より

つねにあいづを定め置べし

傾城はわさ／＼としてしとやかに

そこのうはきを誰もこのめる

やつこぶりおもしろけれどあまりげに

ひれつな事は深くつゝしめ

傾城となりぬるうへのほんもうは

ねんきをまたで身うけをばせよ

ゆだんして知音に心つけぬこそ

ねんをきりますしるしなりけれ

ねんちかくならばうはきをしりぞけよ

よし有客に深くしたしめ

傾城のねんきれがたになるならば

うはきをやめてしとやかにせよ

身請していづる女郎はつゝしみて

たゞごとにかくにさきをしらすな

男をばさこのうへにてまよはずな

でんじゆのうちにありとしるべし

右の百首は新艘の女郎禿にいたるまで、常にこれを

よみおぼえなば、其身のこゝろえつゝしみのために

やならむ、初心なる愚詠をつゝり侍る、

傾城の大事傳受の名目

花の鶯 雲井の月 袖の露

村しぐれ 道しるべ 方違

筆のもつれ 冬の松 ならの都

新まくら かる萱の關 はや瀬川

風のしがらみ もがみ川 かざしの花

かくれ家 夢の浮橋 まつほの浦

こそこのしほり ちひろのそこ 露の白玉

籬の花 月のでしほ

右廿三條は、傾城の身の傳受事也、懇望の女郎には

起請文をかゝせこれをつたふ、

初對面の席法品々あり、先内々いひより懇望して、兼

白より約束の日を定めて來る客は、是眞實の道理に

して好曲なし、感悦せずんば有べからず、かゝる客

には心得ある事也、心得といふは、さあればとていら

いらさまはるものにはあらず、うはべこと葉すくな

にして、とりまはししとやかなるよし、心底はうきうきともてなし、こゝろをおかぬさまをおのづからあらはすべし、我に深くおもひ入たる客よとおもひつゝ、心たかふりておほやうにあひしらふ事なかれ、是道理にしかず、此男初會にても再會にても床へいるべきに、ふる事ゆめくなかれ、二度めの約束あらば、早文をやりてくるしからず、三四度あふよりしては、知晋の格にもてなして越度なし、女郎より物目をたのまぬ計り也、かくして以後未とほらざるは女郎の失なり、よくく心得べし、

知晋の女郎をもちて常に來る人と、一日二日前に同道して來り、そのつれにそゝのかされて、日をきはめ來れる客は、兼約といひながら少し心つかはるゝ所あり、此心得といふは、内々はおもひよらぬごもつれの有時、さらば來らむとてたれかかれかなど、評判しての上にはきはむれば、尤心入こそあらめ、一筋の望にてさしにて來るとは心かはるべし、これによつて初對面座敷のもやう、先つれのはなすなじみの知晋の女郎先座にあり、此女郎我同家ならば座敷へ一度に出べし、他家の女郎ならば一度に出べからず、我

常に行舉亭に休息し居て、彼客來りてからその舉亭へ行べし、たとひその舉屋にゐるとも、我男來らぬ内は座敷へは無用也、此座敷にては我男をしかどうけえたるふりはすべからず、又うかぬふりもわろし、躰おほやうにして少しはおいそうらしく、つれのをさこへもなしたるよし、一座の女郎とはうきく物たりして、我男座をへだつべし、床にいらてはふるもよしふらぬもよし、此日ふるふらぬはその男のかりとつやによるべきなり、男をすいと見てふる事もあり、ふらぬ事もあり、以心傳心なれば時の品によるべし、この男又約束して、かさねて一人來る時はけしきをかへて、うきくといさつすべし、又つれを同道して來らば、けしき計りかへてあいさつは先うとくすべし、此をさこ兩度參會したる分にては、心をおちつくる事なかれ、三四度におよば、物にもなるべし、若この男より文おこせたらば、さつと返事すべし、文來らぬ内にその舉亭より、文やれといはば二度あひたる以後、我男とつれのをさこ、太鞍あらば太このかたへと三通立文にして、さらく書るべし、三四度あひたる後もいまだ立文しかるべ

し、
太夫天職によらず、高名の女郎若内に居る日、俄に初對面とて呼に來したらば、その使をまたせ客一人かつれ衆ありかと尋ぬべし、つれ衆ありといは、たとひ客にさし合なくとも、隙入よしいひて、行事無用也、客一人太こばかりつれて來らば、能吟味して行べし、十人並の女郎ならば、たとひ同道のまたありとも、さし合なきには斟酌おこがましければ、出立べし、舉亭へ行たらば先座敷へはすぐにいせず、舉屋の納戸に入て亭女を近付け、座敷の躰を尋ぬる事肝要なり、その子細は其客一筋に名をさしてよぶもあり、座中のさしづにて呼事もあり、又誰を呼たれども留守にて、又其後誰のかたへ人つかはしたれども、これはさしあひにて來らず、漸この女郎になりともせよとの相談にて呼取事もあれば、此旨を念を入れてとふべし、舉屋一應はかくしたがりにても、後にしるれば女郎に恨らるゝが故に、ありのまゝにいふもの也、又亭主のくちぶりしかと聞わけがたき時は、座中の女郎のうち、我ために女在なき人を密によびたて、くはしくとふべし、此人よりさきによの女郎をも呼にや

らず、座中亭主の指圖にもあらず、只一すじに呼取たるに治定したらば、座敷へ出座中へうらなくあいさつして、大ていの初對面のとほりに座配すべし、我男一すじにはのぞまねども、座中よりしかるべきとてよびうけたりと聞ば、座中へのあいさつ計りうらなくして、酒宴雜談の中に、其男のけしき心むけをうかがひ、きに入たるかいらざるかを見たておくべし、氣に入ともいらざるも、ふりあしくするはわろし、其身おほやうにして座を取もたぬまでにすべし、床へ入てのつめひらき入事也、口にて男はいかやうにもいふものなれば、心を見る事專也、氣にいらぬと見つけたりとも、床にて女郎きげんあしくする事なかれ、座中よりのさしづにてよばれたる處を、あらはにはいはずに、きとやけたることを、詞のはづれにほめかしたるよし、すこし氣に入たりとも、物がたりはうきうきとしてふられさへせばふりたるよし、座中のさしづといひ、その男も氣に入らずと見たらば、ぶしゆびならぬやうにしてせひともふるべし、此男は先けふをかぎりと覺悟したるよし、又あれもこれもよびにやれども隙入りて、さあらば此人なりとも

またといひてきたりたる身ならば、その男よりまづ惣座中へおもはゆき事也、然りとて何のよしもなきにかへる道にあらず、又くせつもしかけられず、歸る心ならばこぬこそよけれとかくごすべし、さりながら少しもつかぬふりするはみぐるし、座敷へ出るより心さはやかにちなし、うきうきとしたるよし、をこのつれに知る人あらば、ほれくご物がたりなごし、しらぬ人にもあいさつし、酒などおもしろくしむるよし、されども太夫職か天職にても名ある人は、さほどにもならぬ物なれど、まへにいふごとく名ある人は、俄によびうくる初對面の座へは、吟味してゆかず、大抵の女郎ならば是程の事はかむにむしたるよし、かやうのさしきをよくしなしたれば、其男物になるもの也、いかにとなれば、いかふ嫌なればよびにやる筈なし、たとひ其男の見しらぬ女郎にもせよ、座中よりあしかるべきとおもふを、わざとすすむる道なし、こひこがる、程にこそなくとも、きらふ程にはなき處あきらか也、惣じて傾城の男にきらはるゝといふは、一座して座の興味による事なり、其女郎すしなるか、ぶしほなるか、人をあますか、口

をき、すごすか、何とて女郎の失なきにむごはきはらず、又日比はゆかしくて、しのばしくもおもはざうに氣だてさえ、とあひさつありて、一座とりまはしよき女郎なれば、深くかんじられて俄にはなしたくもなり、又は人にもほめきかせ、かかねての一座をまつ程におもひよらる、事も、傾城のりはつ故なり、しからは短氣をも出さず、うかぬ時もうきくとして、客の氣をはかるべき事也、聞および見およびすき好みたる女郎をよぶに、一座して見れば心あはず後悔する事おほし、又あながちこのまねども、おもふはならずして、是非なくよびうけたる女郎の心だてよくて、その男おもしろくおもは、右にゆかしがりし人の事はうちわすれ、この人こそよけれど、心おちつかばいかでか知音にならでやはあるべき、しからばかりそめによびたるごとて、なげやりにはおもふべからず、

も、先かへらむといひ出し、あつかはれて後静まらば、静まらむとおもふ程ならば、卒爾にいひ出すべからず、是には目利の入る事也、擧亭の身として、かへり給は、おかへり候へとて、ごめぬやごは一人もなき事也、よきにつけてもあしきにつけてもごむる法也、買手のをさこ、女郎のかへらむといふをき、て、やごをたのみ、ごめてくれよといへばよけれど、もし一段の事ごく、お歸り候へといはれてからは、たとひあつかひ入てむりにごまるごいふごも、又はなれきりてかへりたりごも、耻辱はちじよくたるべし、いかふ女郎の理のつまりたる事なれば、つれの客もせうしがりてあつかふもの也、又其男も、其はこれくのしさいなりごごはりをいふもの也、其時よきを有べし、をる、處をしらすして、すはあやまりたればこそわび事はすれごのぼりつめて、むりやりにかへらむといふに、擧亭もくたびれて、これほご申にき、給はずば、返しませといふ程になれば、おもなくしてうろくごかへるさまいごあさまし、これよりは座敷にてむしむなる事ありごも、聞ぬさまにてまぎらかしたるかたはるかにまされり、

又一度も二度もかむにむしたれども、度々きにくき事かさなり、つれの客のまへも女郎ごものまへも面目なく、扱もあれほどの事をよく聞てゐらるゝぞなど、おもふ程の事あらば、少も色に出さず、何ごなく座敷を立ち臺所へ出て、亭主も下々もしらぬやうに、禿をつれておもてへ出、わがおもふ擧屋のかたへ足ばやにかけこむべき也、座しきにて容かはれば、人もさごり亭主吟味すれば門へ出る事ならざる也、さて他宿へうつり取こもりてからは、いかほご人來るごもいひぶんつよし、佗事の仕様にて理をつめてもごの宿へかへりて、その品あしからず、只家を出ず座を隔てかへらむくといふは、俗にいへる下駄あづくるごいふに似たり、歸るといはねばふりあし、歸りければ身分なるをおもひ、うちつくやうにみゆればいたく見ぐるし、是をいふべき目利はわがはなす男のつれへ對したるしまいならば、随分まぎらかしてかむにむすべし、いかにごいふに、男我身の事なれば、いひわけもするもの也、つれの事なればつれの前あるにつけて、ごもにいひつづらねばならず、つれのはなしたる女郎も、又氣をたて、相

手となれば敵あまたになる、つれの客も我事なれば
あつかひも成難くしらざるもの也、又我男右にあひ
たる女郎にかくれて來れるか、或は口舌してはのき
たれども、いひふんのこり、その跡をしたふ心にても
あれ、右の女郎き、つけて文をこし、禿をつかはし
なごするに、をこ門へ出てかへりなごし、座中そは
つきたらむ時は、いづれの女郎とていひふんせず
には有まじ、是を事にせずしてとほす女郎はまれな
るべし、是高上のきたにておぼろげの人しりがたか
るべし、その男そはつくに付、女郎かへらむといひ
て座をけたつれば、男面目なくて佗言のきたに及ば
ず、けく腹立するもの也、かくしては男の思案もかは
り、よし／＼是程になりては、女郎をどめたればとて
おもしろげも有まじ、かへらばかへしおきて、心や
すくなじみの女郎にあはむとおもふ心つけば、あつ
かひもきかず、わかれ／＼になる、女郎しあん深けれ
ば、ちつともくにせぬふりにて、右の女郎へも言傳な
ごしやり、座中へも猶うき／＼として酒をすゝめ、我
男へも對し、かた様はくせのわるき人様と見えたり、
何とてそはつかせ給ふなごいひしろひつゝ、外の間

にたちて我男をよび、けしきうるはしくして、けふは
いかなるしゆびにて候や、御心ねをもき／＼といけす
かへらむといふもみじかし、いつかたにもさはりな
きとき、候へばこそあひまいらせ候へ、御なじみの
かたに心ものこり候て、わたくしは御かへし給りて、
すこしもうらみまゐらす事なしといふに、いかに
もかへり給へといふ男はなし、とむるにつけて又こ
とほり有べし、われ歸るまじければかた様もけふば
かりは外へ御出あるなや、たとひなじみの人これへ
ふみこみ給とも、おそらくはかた様をわたくし申まじ、
むかしにひかる、御心をならば、あすよりは御なじ
みかたらせ給へ、けふはわれ／＼あひまいらせた
れば、御ふせうながらも御心よくなぐさませ給へと
いはむに、鬼神なればとてやはらぐ心なからむや、
これをぬるしといはむや、それより座中へもろとも
に出て、盃とり／＼もてはやし、床にいらばなじみの
をこことひとしくとりさばき、そこいなく見するに
は、義理にてもさしおかれず、右の女郎はむかしがた
りとなりて、したしむ中とやなりなむ、もし心なき
をのこにて、かさねておとづれあらずといふとも、

其日をなごらかにしなしたらむは、いたくおごなし
かるべし、

勘云、むかしよりの法はかくのごとくなれども、
次第々々に世くだり品くだりて、傾國の威もおち
侍る上に、この頃は郭中に新法をおきて、買手のゆ
るさるには、座敷の妹女郎の心にむかぬとてか
へる事かなはず、又もらひかへりて男のくれぬに、
火にしてもらひゆく事もさせず、たゞ籠の内の鳥
のごとし、かへれば女郎のはりあひする事もしが
たく、いひふんをつのる事もかなひがたし、むかし
は傾城の威儀をもちつれど、若御意にちがひな
ばいかゞはすべきと、舉屋などはうろ／＼として
崇敬もおろそかならざりしに、今の傾城は舉屋に
對しこびへつらひ、機嫌をうかゞふ事にのみなり
くだれば、万事につけてあらたまるもことほり也、
是傾城の咎ならず、舉亭の咎にあらず、根本は買手
の心ざしむかしどかはり果て、ひすく拙くなり
たれば、それにしたがひて物毎さまあしうなりき
たれり、口をしき事ならずや、
評曰、我あふ男の、もごみし女郎につけてびらつく

を、眼前に見て、いかにおごなしやかなりとてだま
りのたらむは、結局當時はよはしぬるしとてあな
ごるにやあらむ、その上はじめてあふ男をよびた
て、いひ断るさままだるく有なむか、又云、近年
の新法出て、かへる事ならざるからは、いかにもよ
はくぬるきやうに見ゆ、先年のごときかへる事な
る時代にて見れば、いかでか是をぬるしとせんや、
殊に頃は女郎ごちのつめひらき、すきと濟をは
らねば約束せざるによりて、むかしの格にはあら
ざるなり、
男にまはる品々の事、まはらぬやうにしてまはる男
と、まはるやうにしてまはらぬ男と、まはると見せて
まはる男と、まはらぬと見せてまはらぬ男と、四つの
品あり、
先身上さしてよからず、其身元もれき／＼とはいは
れずとも、をり／＼來るには子細なし、おし出して我
男といひたき程にもなく、またうごまき程の者に
もなし、遣手しかとせくにはあらねど、又ちそうほん
さうもせず、をここの年廿五六容貌うるはしくて、心
すいなれば無理なる事をいはず、身をなげうたねば

目にしたつほど爲にもならず、おもひ入は一筋にて、卒爾なき男あらば、是まはらぬかほにてまはる男なるべし、又在近郷の庄屋の年四十あまりなるが、せいひきく肥満して色黒きが、髪ほむのくぼに結て、いづもかはらぬ紺の手織烏を、裾のたけあくまでみぢかく著なし、白鯨のあいぐちさし、しのび編笠にて來る、此男代々の百姓にて田地數多有、其上廻船を持て江戸へ遣す、京なる人に誘れて一年來り、新艘の時よりあひつゞけて今に恙なし、この男きたらすとも、物日をあておくに異儀なき程の者あらば、これも人のまはらぬかほにてまはるにうたがひなし、所にて名ある人のれきくなるが、もとよりつくし來りてすりきり也、年たけてもいまにやめずして、折折來る屋敷の與方同心までしらぬ方なく、町よりのつれもあまたあり、あるが中にわる口人にてすいたする故に、物日をいひても來らず、つれのある時は俄に來て、隙入ばもらはむといふ、もらひえねば機嫌あし、のくかと思へばよの女郎をもかはすして通す人あらば、是こそまはるやうにてまはらざる男なるべき、

都鄙にかくれなき有徳人の、親の家督をとりたるが、さばきての陽氣者也、金銀をばいとほすしてせんじやうをこのみ、生れつきぐはちにて身上をじまんし、身をふくをどこあらば、まはると見せてまはるべきなり、田舎より上りたる學寮の坊主やうの者など、女郎をしたしくする擧亭の爲にゆかりある京の人をたのみ懇望す、とてもあひごびまじとおもひ辭退するを、宿の主やり手をだきこみ、兩人してのがれぬやうにいへるは、よし末とほらす共一夜二夜とおぼしてあふてつかはされよとのむにより、かりそめにあひたればおもひの外にほれられて、これぞおなさけの罪科とやいふべき、二三度あひたるに、きけば其あたひさへすまますなむ、されども宿や遣手のたのみたる程の事なれば、かくともえかたらで過るぞをかしき、あひたさに來れどもかふべきとももらふべきともえいはでかへり、又々來れどもさすが擧屋にも疎略仕がたく、他客あまたに座敷もふさがれば、納戸まで入れて盃出しおくばかりの者あらば、まはらぬと見せてまはらぬ客なるべし、

もらひの事、俄に客の來りて女郎をもらひかくるには、心入品々ある事也、終に一度も參會せぬをこのもらふには、いかやうの事にては女郎もらひゆかぬ法也、たゞ一度なごあひたる男へももらひ行くははやし、兩度あひたる上にもらひ行も、男により品によるべし、これもいまだはやめ也、さて何ほどなじみの知音のおもき男もらひかくるとも、先の男くれぬ時はゆかれず、是むつかしき處にて分別の入事也、朝夕隙のなき身か親が、りなごにて、おもふやうに出行ならぬ人は、少の手透を見て俄に來るゆへ、女郎隙入さてかへられもせず、もらひかくる事也、又友を誘ひて遊山觀水に出たる次手に、いざ行むといひ合て來るもあり、此時知音なきものは誰にても始てよぶに子細なし、日比かよひなれたる者、知音ある故に外の女郎を呼でも來らず、知音女郎はひま入て他宿にある時、これをもらふ事也、もらひても先の男くれぬ時は、女郎よりかはりを遣す事也、たとひ日比しる人たりといふとも、一度もかはざる男もらひかくる時、とんじやくのさたに及ばず、もらはざる法也、一會以後に男もらひかくる時も、たとひ先の男くれ

やすきとももらひ行事はやし、くれぬといふ分にしておくべし、此時使をつかはす、遣手使になりて行一、禿を使につかはす一、禿に文をもたせてつかはす一、三段有、されども此時文ははやし、口上計りの使よし、男つれ有てかへらぬ時、男物師なれば女郎へ使をやる、御隙のいればかへり候はむなれども、同道の候へば是にあり候ま、御さしづ次第かはりを申うけ候はむといひやる、此時女郎よりさしづすべからず、御念入たる御使にて候、御さしづ申におよばず、誰にても御よびなされ候へ、くるしからずと返事すべし、かくいひこしても男道しれる人なれば、擧屋にいひ付て其女郎引たて、新艘をよぶ、新艘なき時は其家の圍をよぶ物也、一度はなしたる男にもらはれて行事なきにもあらねど、それは男により事によるべし、二度はなしたる男にもらひ行事も、いまだすこしはやければ、是はもらかしてもさせる難なし、此時先文書て禿に持せつかはす、文はむすばすひねるべからず、紙ははじめの時ならば、半紙に書べからず、二度はなしたる上のもらひにもらへとも、先の男くれず、我も又心す、まざる時は、文ばかり

やりてよし、其時もらひかたの男より、かはりの女郎をこへば我取たての新艘か傍輩のかこひ女郎をやるべし、男よりかはりをこはぬ時は、しらぬふりにてだまりあるもの也、他家の女郎をよこいひても舉屋よりよばず、他家の女郎もこぬもの也、三度はなしたる男來りたるに、女郎ひまいりて他宿にある時は、そのまゝ、舉屋より女郎へしらす、此時は男の使をうけぬ内に、先文をつかはす、使は遣手にても禿にてもくるしからず、文はひねらすの立文、紙は舉屋紙にてもくるしからず、三會以後は先の男、斷りいひて、暫時あひに行へし、あひに行はもらひひの、のはざる上にて行へし、先の男かすさへあるに、其上にもらひかくればいよ／＼くれぬもの也、後の男のかたに遣手を付置べし、男かへらすしてゐごまゝの時は、ごかうなしにかはりの女郎をやるべし、その男手たりにてすこしも女在なけれども、つれのてまへをしのぶ程に、他家の女郎をよばせよといふともゆるす事なけれ、若其段分明にて達てことなるならば、世間流布の太鼓女郎をよばすべし、女郎のかたにも男のためにかたくさし合をくるものなれば、若

ぶねんにてさし合の男にあふたる時は、その男のくにうたがひなし、しからば女郎も吟味せずして有べき也、是尤の次第也、
惣じて男は立ながらあひに來りても、女郎るすさへいへばもらへといひ出すもの也、其源をたづぬれば嫉妬よりおこり、又はいぢあしくかゝるを男のたのしみとす、又もらはるゝ男のこゝろは、はじめてよびたる女郎の、たとひ氣にいらぬとて、又用ありてかへり度ても、もらはむとだにいへば、やりごむなくおもふならひ也、まして心にいたりたる女郎をよびうけて、おもしろくなぐさむ内に、なじみの男など來り、もらはむといふに、誰か心よくもらはすべきや、もらひさへすれば我ためよきとて、男のきげんもはからず、せひごもといふ道なし、先いひ出さぬ内に、舉屋もやりてごもよく談合しての上にいひ出すべし、たとひもらはぬとて、其談合にそはつけば、かならず男きげんあしくなるもの也、もらはす方よりも、もらふ方の男なじみ深ければ、いよ／＼もらはしがたきもの也、又なじみならぬごももらふかたの男に心ありて、いきたがるとみればなを／＼や

らぬものなり、此もらひやうには傳受あり、よつてこゝにしるさず、
口舌の事、くせつの出くる事は、男のたらしやうあさく、手のみえたる時と、ほれ過たる男のせきぶんあると、此二つよりおこる事也、又女郎あやまらねども、まはり口をみむとて口舌をしてみる男あり、又は秋風たちて、のきたくてものかれざる時、口舌をしかけてのく事有、是皆男の功者のする事なれば、ほごきにくき處也、よのつねの人のいひぶんするは、あやまりたるかたより、あやまりをたて、御免候へといふにてすむもの也、傾城の上の口舌は、いかにもうそにて候、いかにもたらし候、御免なされよといひてすむものにあらず、男のくより外なし、それはゆめゆめしらすりの、使の聞そこなひしの、りやうけんちがひのなごいひて、いつまでものぼりつめつゝいひわけする物也、その上つれをたのみ、太鼓をたのみ、傍輩の女郎よりことばりをいはせ、舉屋よりいひわけさせつして後、あつかひのやうに成て中なをりする物也、女郎はくがいのなれば、いかに中なほればとて見ぐるしくわびごをばせぬもの也、又男

せきぶんより出たるくせつは、女郎さへあやまらねば中もなほりやすき物也、又男女郎の底意見かざらずして、わざとしかくる口舌は、はじめよりそれとしたりたりとも、おもひもうけぬけしきにて、迷惑がりて一わうまはりてうろつくやうにすべし、それをみる計りの口舌なれば、なほる事はやし、始よりがてんしたるとしらせ、ごんじやくせねばしらはて、たはぶれがまごことなりて、後にはむつかしくなる物也、又のくべき謀にしいたす口舌は、そのいひわけをたゞしくして聞ごうけぬときは、男のてだてをしらぬがほなるも初心なれば、これ／＼と推量申たる處をほのめかし、此上はせひなしとて捨置べし、をここいやとおもふに、女郎うちつけばいよ／＼いやにおもふ、しやんとはぬればいやとおもひたるも、又あふべき心出くるをこ自然にあり、此はねくちに心得あり、この男常々のしむけさしてためにもならず、女郎の心あまりおもしろくもなくば、すてきりたるぶんにすべし、女郎のためさしてあしき程の知音にてもなくば、此男外の女郎にうつるまでさしあひにうる事などはしばらくまつべし、さし合にうりてか

らは、若おもひなほさむとしてあはれず、此むねをよく心得べし、
 離別之事、男口舌して來らず、たび／＼いひわけすれども、聞とゞけざる時は、他の女郎にもあはせずせきとめ置といへども、舉屋にあたりて雑言し、とかくのくべきよしひわたすにつけて、舉亭も身過なればもはや御立歸も有まじきに、かく御こだはりありても詮なし、さすれば我々客をもとりうしなひ申なご、なげく時は、たゞのくより外なし、もしとりかはしたる物あらば、御こしの時わたし候はむとて、その男來りたらばうらなくあひつゝ、わたす物はわたし、とるものは取返すべし、もはや其上にてはふそくのこと葉をいはず、なるほごにこやかにして、たとひ外に御うつりましますとも、御女在に存まじきなれば、かた様にもすぎにし御なさをのこし給ひ、いま、下のごとくにうちよりてはかたらせ給へなご、いひて、酒なごしゐもてゆき、たしなまするやうにしてのくものなり、かくのごとくしおきて後、あふとでもこなたより早くことばをかけたるよし、さすれば心の残りたるやうにも男おもへばにくさげなし、

陰にてわる口をえいはず、もしそのをどこと一座しても、なる程こゝろ廣し、のきさまをあしくして、顔をふれば其男の居るなる座へはゆきにくく、まして一座も成がたく、陰にてはわるくちにあひ、あふてははづしなごするは、きのごとく見ぐるしきものなり、心中をする事、男よりのぞまるゝも、こなたよりするも、五々條ともに一々大事あれば、くはしくするすあたはず、あらまはしは心中の部一冊に書のせ侍る、猶ふかき所は傳受の上の有、
 身あがりの事、身あがりは折ふし郭中議して法度といふ事あれど、是しかとは制しがたき事也、傾城の身にしては、めいわく限りなき事ながら、外間にかへてする事なれば、是非なき次第なり、中頃法度といひ出せしも故有事也、傾城の、たのむ度ごに心得申といへば、つもり／＼て果はおびたゞしき事となり、退出の時に障となりしためしもありき、この頃は舉屋も是にうんじはて、ひしと此義を停止す、されど今とでもせずしてかなはざる事あれば、遣手にあつらへてこれを首尾せさしむ、いよく／＼いたはしき事ども也、しかりといへども、よき知音たにもては合力に

あづかりて、しばしのくるしみをまぬかる、又一大事のせごしをぬくれば、身請する男出て借銀の多少をいはず、さらびやかにすまして、郭を出る事をおもへば、あながち苦にもすまじきもの也、身あがりの日は、わが傍輩の外、同宿の舉り女郎にもしれぬやうにすべし、女郎ごちはよくしる物なれど、ならぬまでも随分つゝむべし、我したしむ男にはかたらずといふ事なけれど、又其男友達にかたればひろくはなる、一度はくるしからねど、度々人にしるればなぐれ者のやうに思はれて知音付がたし、晝より夜まで居つづけの客ごもには、氣をくばるべき事なり、
 世にいふなる八千代が身あがりといふは、尊子八千代せし事也、郭中第一の高名全盛なる故に、東寺の御影供と稻荷祭には男の兼約をせずして自身に出し也、かゝる智謀の厚きふるまひ、末々の傾國の及ぶ處にあらず、今は此計略を誰も聞ふれたれば、是をまなぶも又をかしかるべし、
 夜起の事、客一宿して夜おきするには、女郎の見聞ことのはか入る事也、先夜起する事女郎より催すものにあらず、客床にて目を覺し物がたりする時、女郎も

共にあいさつす、客夜起すべき覺悟にて床を出、つれの客太鼓などを引おこして催すもあり、又床に居ながら太こなどを呼おこし、酒などをとりよせはなしなどする内に、おのづから夜起の風情になれるも有べし、なじみの客に對しては格さだまらず、大抵のをこなれば、高名の女郎などは客ごひとしく起たつは躰よろしからず、ねぶたきふりするは猶よろしからず、我引立たる女郎又は太鼓女郎などを寝ながらよびて物がたりしかけ、たばこなどのむ内、太こや客におこされ一わう引しろひてよりおきたるよし、太鼓女郎はたゞ一言にて起出たるがよし、すこしもたるみたるはにくさげにて、客の心にたがふものなり、客臺所へおり立つとも、太鼓女郎ばかりつかはして、其身は隙をいれており立たるよし、又たび／＼よびにつかはしても、もつたいすぎて出た、ぬは客の機嫌をそこなふもの也、見はからひ有べし、臺所に立ちし、たとひ天職たりとも、なじみなき男ならば心得有べし、夜起の時計りにこそ、女郎の生れつき心ねよくしる物なれば、ものいひ物のとりさばきまでふ

かくたしなむべき事也、おほかたのかしき女郎も、夜起には耳にたつ事きこゆ、太鞍女郎は何といひてもさまでくるしからず、夜起の躰見事なりしは、伊藤家の藤江、奥村家の八千代、この兩女にとゞめたり、されども藤江はあまり到り過て、客よりおもはゆき計りなりき、八千代は何につけてもよきかげんにて風流なりき、臺所さばきのささきは、女郎にしてうれしからねど、事によりてよろしく聞ゆるもありき、中村家の風子小藤と、寒き夜更すぎて夜起したるに、埋火のきえてなかりしを、太二女郎中堂等 臺所の前によりゐて焼付るに、小藤がいはい、木より先に炭を入れて、その上に木をつみて焼付られよといはれて、其ごとくしたりければ、木のもゆるうちに炭はやおこりて火鉢にうつし、いちはやく寒氣をふせぎし、いごかしこかりける、又大坂にて或女郎と夜起せしに、酒のかんはし侍つれど、さかななかりしかば、太鼓なりける男、物のあひよりするめをとり出し、籠の下にうちくべてやかんとせしに、此女郎ついたらちてはいはい、おろかにも見え給ふものかな、いでそれがしまかなひまゐらせむと、庭におり立てあらひつゝ、鹽をとり

出てごし〜ともみ付、やきて出したる躰とりまはしき、やかにありけれど、しりぞいておもひめぐらせば、たゞ女郎は喰物料理がたには、不調法にしどけなきこそ床しけれ、あしくとも太こまかせにしたらむは、是にはまさるべきとおもはれ侍る、北川家の貞子野風が夜起の時、ふは〜にするごとて玉子を人のわるを見つゝ、おもしろがりて我にわらせ給へごたのむ、ともかくもささし出せば、かいごりてわるにひとつもわりえず、皆々うちくだきなからよこれたる手をさし出、は何とすべきと佗あへりしさま、けだかくなつかしかりし、

傾城の夜起の法は、太夫天神は申におよはず、かこひ端女郎にいたるまで、酒の外物くふ事會であるべからず、何ほごなじみの男こゝろやすき中にて、ゆめ〜物くふべからず、もし水増水みづぞくなどして、是非といひたらば一口などは吸べし、湯漬やうの物も無用の事也、唯すゝまぬといひておくべし、臺所の調度ふつゝ、かなる物の名、口にとなふべからず、

朝込之事、夜込之事なれど朝込といひなれたる名目

なり、是は女郎を約束し擧置たれど、公用にさへらるるか、親有人は親のまへをさがりたたくて、前暮門さぬ内に行事かなはず、もしはかけつけても門さしたるあごへゆけば入事かなはず、すこしかへりたる時など、夜をこめて行事也、此朝込には女郎大事の心得有事也、前暮よの男來れるを、我隙入ゆへにかはりをよばせおき、其かはりは名のみにて、よのをとこの床にあらむ時、もし本客來かゝりなば、其身うつつきてけしきあらはれぬべし、其本客のくのみにあらず、わるぐちがちになりて女郎いひわけ立がたかるべし、たとひ厠に引たる間に客來るといふとも、ふしぎをたてばたてらるべし、朝込の客來るといふには、迎に出べからず、床に臥ながら待うくべし、惣じてつゝ、しみのふかき女郎は、獨臥事なし、太二女郎を呼おつか、さなき時は、他家の女郎にても隙なる人をよひでともにふすべし、これもなき時は遣手をよびてそばにふさしむべし、

躍の事、盆のをごりはさはがしくてよからぬたはぶれなれど、郭中商賣の爲なれば停止しがたし、此見物として入こむ輩、郭中無案内の老若ともに來らずといふ事なし、名にある傾城のをごるぞ計りおもひて見る事にや、先心をつけて見るに、ならはぬ藝なれば、拍子そろはず品よからず、殊更傾城ばかり儀式をたて、もをごらず、道俗入ごみにをされるすがた、茫々としてらうがはし、年に一度の事なりとも、よくならはせて見まくほしき事也、室下關長崎は、田舎なれどもをごりをたしなみ、一ふりふりたる品すがた、都の傾城にはまさり侍る、

近代は傾城の中に奴風といふあり、野郎若衆にも奴風あれど、是は根本男子なればゆるす處もありけむ、女郎の奴だていさ、かいぶかしき事なれども、つくづく愚案をめぐらするに、時うつり品かはりて、人の心直ならず、多くは野人のもてあそびものとなりて、きやしやなる事はこのまます、はづみたる事計りをすく世にしあれば、かゝる風情もなくやはあるべき、しかりといへども、太夫職の用ゆべき風儀にあらず、天職より以下の業なるべし、うちくもりたる處なく

て心勇む物なれば、是をあしとにはあらず、此風によくはまりたる傾城は、よのつねの女郎よりをこのすく事莫大也、もし此風儀をたてむとおもふ女郎あらばしめすべし、いかに人のおもしろがればとて、傾城の格をばつすは狂人に似たり、かはるところとかはらぬ處と有べし、つよきはつよきにたて、卑劣なるふるまひをせず、氣推は氣推にたて、またなぐむさからぬ躰を心に持べし、この心得なからむ傾城は、奴をまなぶといふにはあらで、本性あらはさむは口惜かりぬべし、つよみがちなるうちも、心にうけえたる人にあひ、ひしくとなりてもろくたはるゝ所ありなば、男のまよふ事たなごゝろをさすがごとくなるべし、近世まのあたり見およびたる奴には、江戸の勝山、京には三笠藏人、大坂にては八千代御階大隅等也、

遣女の事、遣女とは遣手やうてなり、やりてといふは主人より傾城をあづけ置もの也、又傾城の與力として後見のため、又横目に比せり、つねに召つるゝ故に家來かとおもへば其元傍輩たり、さるによつてこれをこなしてつかふ傾城すくなし、其上近代の傾城は、平

生入用のまかなひ皆遣手をたのむ、されば曾てどのひがたし、遣手も又是を鼻にあて、女郎を尊敬する事うすし、かゝれば客のまへ傾城の威をうしなひ心ざしをうばふ、傾城たる者その身奉公の勤め、私なくまぶてくだする心ならねば、やりての異見をうけず、恐るべき事なければへつらふ事なし、然といへども疵のなき傾城は、十人に一人もあらぬ物なるがゆへに、やりてに物をかくし恐るゝこと也、されどもやりてはおもはくある風情を、かりにも見付すといふ事なし、又子細をしりたればとて、そのまゝ主人へ告るものにもあらねど、一段しかるべきといふやりてなければつゝしむもことほり也、遣手女郎に對し、ひそかに教訓すれば、或は陳じ或はのぼる、或は領堂しておもひやむものあればよけれど、やりてにおごろかされてとゞまる女郎又十人に一人もなし、そのやりて折々異見するまゝなればいふところなきに、相おもふ男と女郎と密談して謀をめぐらし、遣手をだき込てならひとなる事すくなからず、又不忠にして賄まがいにふける遣手は謀におよばず、つゝますしてあかすを悦びつゝ、傍輩の女郎にさへかくし、三人一

味すればその女郎心のなほるべきやうあらず、そも又賄に遠ければうちわかれして、人にもかたり我よきものゝやうにしなすはやりて也、かく前うしろなく、始終心の糺しきやりてを主人もよく聞こけてまねきよせ、傾城に付る事也、かやうの遣手をば客又にくみ、女郎もうちとけがたくむつかしがるもの也、女郎遣手共に誠の忠あらば、何をもつてか恐れへつらふ事あらむや、

やりての所作、女郎のさばきは、田舎なれども大坂のやりて、京のやりてにおとらず、されども風俗は京のやりてに及ばず、いかにとなれば、客のまへにて行儀のたゞしきと、詞のきやしやなるとのかはりめ也、その外はさしてかはる處なし、片田舎の遣手をみれば、悉皆女郎の友達なり、其心を客にもあて、座をはなれず、雑談し酒宴をこゝす、又傾城も京大坂とかはり、一人の客と對する内に、やりて來ればまねきよせて、客もたつねざるはなしをし、物をくはせ酒をしる馳走するさま、誠につたなくうるべき事也、惣じて遣手は、客の前の長ばなし、よびいださるゝに出る事、客のこのまぬ事なり、すいなる遣手は、よくゝ

の用なきには出ず、若やりてより女郎に用ある時は、禿をもつてよびたつるよし、それも又客せきぶんのをどこにて、少の事も不審するとしらば、目通りの次にて、出て用事をかたるべし、女郎にさゝやく事あまねく客のきらふ事也、

糺明の事、傾城を糺明する事は、あひおもふ者ありて心かたゆきにし、知音なくなれば商滅じ、不慮の客ありてもあひしらふ事なければ續きて來らず、傍輩やりてつゝむといへど、主人にももれて諫言するに、うちきゝたるまゝにて承引せぬ時糺明する事也、されども存の外の事ならずして、大かたの事に折檻糺明するはあし、いかにとなれば、忠やら不忠やら主人のためもわきまへす、わが身のおとろへをもしらす、高名なるべき望もあらぬ心にならざれば、かゝるやうにはしがたき也、折檻すればする程、その者ゆかしくなつかくし成物なれば、中々やむ事あるべからず、誓紙をかゝるとも心やすく書也、其誓紙何の證にかならむ、十日廿日こそ引こめ置べけれど、賣物なれば外へいださねばならず、外へさへ出るよりしては、何程いひ含められても、遣手にいひつけても、

あはむとさへおもふ者あればあはずしてゐるものにあらず、人の妻の主ある身だに、心のかよふ者あれば頸にかへてあふにはあらずや、傾城のおもふ者あればとて、頸はきらぬためしなれば、きかぬもこそわりと覺之侍る、然らば此騒動を何としてやめむとされば、ひしとやむる事あり、是六十五傳の内にもなるなれば、漫にする事あたはず、

傾國より客へ進物遣す事、先おもてむきの客にのみする事也、おほくは田舎の客に是を專とす、地の客とても旅行の時におほかたつかはしたるもよし、つかはして益なき客と、うけてよろこばざる客とを目利すべし、客への進物はとかく小袖たるべし、小袖一つやり二つやるは客により品によるべし、女郎より客におくる呉服は、仕立ずにやる法なし、是には女郎の定紋を付る事也、又男の定紋計りを付てもやるべし、常に供し來る僕には木綿ばかりか、下帯などつかはすよし、また金子をも遣す、夏の旅行ならば、客には帷子二つ三つ、内ゆかた染などまじりたるよし、僕には下帯勿論也、客煩などにて久しく來らざる時は、必見舞をやるべし、この時は杉重などよし、客により

女郎によりて重の内風流を盡す、田舎の客には逗留の内互に隙入て來らざる内、見舞をやるもよし、此時は菓子名酒などよろしかるべし、又外へ遊山に行き、町の本にも小袖をやるべし、をりふし付來る若黨あらば、これも見はからひに何にても送る、中間には下帯か方金にてもやるべし、國本へくだり著て後の便などに、又送り物つかはす品もあり、それは客のしなし心ざしによりて了簡すべし、地の客にも五ヶ度の節まへに、時服を仕立つかはす、末社にもその人にしたがひて遣す道也、但し是は客の様子によるべし、

中頃まで定部屋持たる女郎は、調度を常にかざり置たれば、料紙硯入時ははやく用にたちてよかりき、當時は定宿なければ、知音のかたへ俄に便あるといふか、客の硯をこふ時などは、禿にいひ付て本宅へ度々にとりつかはす事先不自由なり、その上禿の持來るをみれば、料紙に硯をかさねつゝ、かへもちて歩行す、路次にて禿ごちじやら付か、よそめなどして來る時は、取おとす事粗あり、先年下の町の禿に、三味

線と硯筒とを一度にいひつけてとりに遣したり、急ぎもちて來るとて、大道にて打落しけるに、三味線はことゆへなかりけるが、さしもうるはしき硯箱みちんにくだけたりけり、わらはへのしたる事なれば、卒爾とも無思案ともいひがたし、傾城は費をいとはぬものといひながら、先見かけよしなき事は思慮すべき事也、硯箱ばかりもてば氣遣なけれど、料紙どかさぬる故にすべし、然りとてこれを二度にもしがたし、さらばいかにすべきとならば、料紙箱に入て通はすべし、女郎ことに見かけよきりやうし箱は持たる人おほかり、たどひなき人のと、のふるとてもかたからず、所詮入ともいらすとも、遣手心得て女郎の替衣裳を持來る時、是をも持參して勝手に置き事也、されども料紙の費をおもひてかくはせぬにや、しかしあるじに預けおかば、その費もあるまじきか、

にし兩方に口をあけてさし込み、半にてかけむすびにしたるよし、是は八橋檢校江戸にて仕出したる袋の形なり、段子縹子ちりめんなどにて、女郎の定紋和歌など縫にしたてちらしたるはよろし、太夫職の三味線をひく事、上手ならば初會にてもひきてあしからず、その後はいよゝゝひくべし、初會に引べきならば取出し、はじめに調子をあらたむべからず、先太鼓女郎にひかせて後、それをとりてひくべし、上職は大かた後までも歌をうたひて引事なれば、人にうたはせのせたるばかりよし、糸のきれたる時、太夫職などのみづからつづはあし、太女郎につがせて後糸をあはすべし、琴はたとひよくひくとも、初會にひく事なれば、なれどもまた時節によりてひくべし、ながくひく事もよろしからず、歌がるたさる事、よき女郎の心をうつして取も曲なし、ついでさしよりとりて、客もあらばあからさまにし、まはせたる見よし、常のかるたをうたむに、賭をさだめずしては無興なり、但しさだむるとも、耳引かけか又竹籠かけをよろ

しとすべし、
 雙六は客を待うけたる内に、うちかゝりたるなど見
 よし、初會にてしづまりたる座席に、他家の女郎など
 どうちあひたるもよし、雙六の半太鼓女郎ならびに
 禿などに命じて、たばこつけさせてのみたる牀より
 し、
 傘の事、太夫職天職ともに長柄たるべし、圍職の出る
 時は中柄たるべし、最定紋を傘にゑがく、日傘は無紋
 にして新艘出世の時さしかくる事勿論也、然れども
 天曇たる時はさし置べし、五節供に女郎の出る時は、
 必日傘を用ゆる法也、且又極熱の時分日のつよき時
 は、常にも用ゆ、然るにこの頃見れば、雨傘を日傘に
 用ゆ、是非なき次第にあらずや、
 遣手傾城を舉屋におくり届けて後、重て女郎の衣服
 を持參するに、その數七八或は十、左の袖にかけて右
 の手を覆ひ往來する有さまを、その頃予つくづく見
 てもおもひつるは、なにとやらむすべりて落ぬべき
 やうなれば、器に入てかよへかしと心ぐるしかりつ
 るが、この頃はふろしきにつゝみてかよふ事になり
 ぬ、最路次にてのあやまらなく、舉亭に至りてまぎら

はしからず、しかはあれどよく心をつけてみれば、始
 末らしく野卑也、遣手なれどもそのまゝ肩にかけた
 るすがたの風流さ、さかくいはれざりき、何事もす
 ずるせちになれば、たゞむかしをしのぶにたえず、
 傾城男と一座する時、ふと身のかゆき事あるに、みづ
 からかく事よろしからず、大かたは堪忍すべし、太
 鼓女郎禿などにをしへてか、せなどするはさもあら
 むか、さかく腰より下のかたをかき事見ぐるし、虫な
 どのさすやうにて、いかふこたへがたくば其座をた
 ちて内證に入べし、男の見る所にて立ながらゐるこ
 ろのあたりをかき事、もつての外見ぐるしき次第也、
 又床に入て男とふしたる内、かゆきとて身をかく事
 なかれ、それも又心やすきなじみの男は各別たるべ
 し、
 我あふ男にても、其つれにても、女郎のふしたる床の
 内へ、夜あけて來りおこしなごせむに、あらはに寝顔
 を見せぬ内に、先指のさきにてまげをとりてから物
 をいふべし、理不盡に障子をあけてあかりなごさす
 に、まげのふくみたる目をひらきたるは見ぐるし、た
 とひまけなきとて、指にて目をすりたるは牀より

し、目覺てだまりぬたるやうなるはしのばしから
 ず、
 賢子左門子に語ていはく、この頃傾城とて、さか
 しき女郎は身をたしなむ事殘る處なくさぶらへども
 鼻の内までに氣をつける女郎なしといひし、實にと
 ぞおぼゆ、
 此頃何者のすゝめけるにや、後世を願ふ傾城おほか
 り、傾城のにおはぬ事なれば、よも名聞にはねがは
 じ、定めて眞實なるべけれど、眞實とおもへば猶をか
 しくうるさくおもはれ侍る、後世ねがふをそしめるは
 佛敵法敵に似たれど、予が心ざしさにあらざる、さな
 きたに女は五障三從の罪かろからず、況やながれを
 立る女なれば、罪障須彌よりも高く、生死蒼海よりも
 深し、後世恐れすむは有べからず、されども遊女の所
 業といふは、男に無常をしらせず、儉約をしりぞけ
 歡樂にはこらするやうにと仕立る、傾城の身にして
 面々血脈を請て守りにおさめ頸にかくる、平生旦夕
 の看經おこたらず、剩客遊翫の座にても、袂より念
 珠をとり出、所作をくるは何事ぞや、殊勝なりと見ら
 れむためか、又は後世をねがふ傾城なれば、偽あらじ

とおもはせむ謀かと思へば、眞實にたうとがると見
 えたり、笑止なるかな、是佛をきらひ後世をなね
 がひそといふにはあらず、心底に深く念じて表むき
 をつゝしめといふ事也、たとへば傾城の眞實にひだ
 るきとて、客の前にてふつゝかに物くひてよからむ
 や、後世を願ふも是にひとし、傾城不斷の宿にては、佛
 にむかひ香華をとり、珠數をつまぐり、經陀羅尼をも
 よみ、潔齋するなどは殊勝にも聞え尤もおもはる
 るに、何ぞや平生珠數血脈を身にはなたざれば、假の
 男の添臥にも珠數は不淨の紙屑にけがれ、血脈袋は
 蒲團の端に置捨て、ともすれば是にかゝるなど、誠に
 勿躰なき次第ならずや、惣じて傾城は佛の道にうと
 く、精進をするに、それとはなしに改るをこそよし
 とはすれ、けふは何の精進かの精進などいひ、こ
 とはるこそ名聞ぐるしけれ、そも精進にあらぬ日な
 りとて、客のまへにて魚肉をくふものは、とにか
 く目にたゝす、耳にたゝぬやうなるこそ、あかすむか
 はまほしけれ、
 眞若の事、傾城において對客の挨拶、一座の景氣、專
 らこれにしく事あらじ、さるによつて是をもちひざ

る傾城なし、座付には太鼓女郎より太夫職へこれを
さゝぐるにより、みづからたばこをつぎてのむ事な
し、天職にても太鼓女郎あればかくのごとし、座敷う
ちみだれてからは其差別なし、雙六歌がるたの時節
は、猶太二女郎よりさゝぐ、都て傾城のたばこをのむ
に灰になるまでのむ事を制す、すこしのみて烟をな
かばのこしてきせるを返すべし、座敷うちみだれて
みづからつぎてのまむとする時、手をさしのべて盆
をさぐる事なかれ、人にいひてよせさするか、遠からず
ばきせるのさらにて引よせたるも、女郎には似合て
にくからず、香をはらできせるを盆の上にくくにお
くはかたし、ついなげこみておくか、さなくばたゝみ
の上にてすてたるよし、夜更人しづまり、火入の火断た
るに、燈火にて吸付のむには灰をつけてのむ事尤風
流なり、是傾國の上より出て他女のわきまへさる處
也、油火をきらひ、火皿に紙をまきて吸付る事、男は
自然ごもすべけれど、傾城はみかけすぐれず、只灰を
付たるよし、又香さしたるたばこを火入にうちあけ、
其火につけてのむ事ゆめくすべからず、其野卑な
る事匹夫の業にひとし、必是をいましむべし、

問曰、全盛なる女郎の、よきたばこを手刻にさせ
て、絶ずのみたらむはよろしかるべきか、答曰、是
よろしからず、それも心やすき客などに對し、いで
やきのふこれくの人たばこを玉はりしが、あし
からぬやうに覺ゆるはなごて、とりよせ引ちら
したるはさもありなむ、されどたびくにかゝる
ふるまひをよしとはさだめがたし、
又問、傾城のよきたばこを舉屋へとりよする事よ
ろしからずとて、いたくつたなきたばこを舉屋の
出すに、太夫職の女郎などそれをむざく、そのむ
は見かけみぐるしかるまじきや如何、答曰、諸郭へ
對しては申されねど、まづ京の舉屋といふにはお
しなべて、其ほごみぐるしくつたなきたばこを出
さねば、太夫職の香かぬるほどの事なし、まれく
にたばこあしくば、太鼓女郎をよびてたばこをあ
らためられよといひつくるまでにてよし、大坂ご
てもよき舉屋のたばこはさまであしからず、大津
伏見奈良塚などはよくもあらじ、なれど、又それ程
の女郎の住處なれば、目にもたぬなるべし、
評曰、上林麗子金太夫、わきてたばこすきなりし

が、雙六三味線歌がるたなごにかゝりし内には、心
しりの越中弁に禿などをよびてたばこを聲をかく
る、直道に吸付てさゝぐるを、ついでりて幾度にて
もたゞ一息のみ引てかへす、終に二息とひく事な
かりき、よそほひの見事さ、赫くわつたつにてさす
が上職めきたり、

北川家の仇子花崎、さしもの上職たりしが、たば
こ禁物にてのむ事はさておき、たばこの烟までを
いたくきらひたりければ、かれに心ざし深き人は
ひかへてのまざる事もありけり、傾國の身にとり
てはことかけたるやうにありつれども、高名容貌
にけおされて、さまのあくほごにも見えざりけり、
酒宴の事、傾國の酒を用ゆる事、三味線に次での一藝
なり、ひたすらの下戸は傾城三つの悪相のそのひと
つにして、殊更にきらふ事なり、上戸の傾城は上戸の
客にあふて勿論よし、下戸の客にあひても酒のまぬ
分にてすむ事也、下戸の女郎の、酒のむ男にあひた
る時は座をもちかぬる物也、上戸の客はたとひ容貌
すぐれぬ女郎にても、酒のむ方をさぐる心なれば、いか
にきようなる女郎にても、下戸なれば何とやらむう

たてくきのごくがるもの也、又さけさへのめばよき
どて、人もすゝめざるに、女郎のつばくのものに
あらず、大かたに酒のつよき女郎ごても、随分軽くう
けて底をつよく捨ざれば、こたへ難き物なり、客に
もりかけたる盆の、むくひてしきりにおさへられ、さ
しづめになりなごする時は、いさぎよくはのむべき、
又客のかたへさゝむとするに、女郎のまいりたらば
われらもたべむ、といひてつがる、時、女郎のますし
て客にもらむとする事なりがたし、むりにさせば我
のむ事のいやさに、人をかへてさすべきとすれば、さ
しそこなひといひて、人これをうけえず、かやうの時
こそせひにおいてのまねばならぬ所成けれ、かゝる
時あたりへあひを頼む、むかふのこ葉をかためて、
さはやかに香なご見かけうるはしくけしきたちてい
さみかゝるもの也、下戸の女郎は一きは無理をもち
ひてみれど、あいさつもつれをそこがたへかゝり、つ
れたる女郎へ言葉をやぶり、あるひは禿に科をおほ
せ、とやかくもてゆけども、さしづめになりてのま
かなはぬは、ひとつうけはうけながら、まあひをみて
すてむとし、たゝむとするをすかさずつめかけて

のますれば、さはく色に出、心ごきめきしてくるしき事のかぎりなりける、夜に入て酔おもければ、床の内にてねいる事まのあたりなり、然れば一日の勤無益の業とはなる、恐るべしつゝしむべし、さらば下戸なる女郎は、いかにとかすべきなれども、心をさへはたらかしめ、あいさつすぐれたらば、男は女郎に負るがちなりき、きめつけては酒ももりがたく、又色にほだされては用捨なきにあらず、かゝる品々にて下戸の女郎は酒の中にてそだち行もの也、一筋に思ふべからず、

評曰、源氏酒振廻しけむ、酒花酒盛などは下戸上戸わかたぬ一興なれば、たとひ下戸の女郎とても、おくれを見せず進むべきみちなり、

蚊帳うつりの事、女郎床入の身ごしらへしまひて、かちやうへ入時、かいつくまひて蚊をはらひさしうつぶきて入事風流ならず、又蚊帳のすそにて蚊をはらひ入は猶々見ぐるし、是よき女郎のせぬ事也、附物の女郎か禿にても、蚊をよくはらはせて、そのはらふ内に立ながら、蚊屋をはるかに揚てかしらをするしかたぶけて入をよしとす、その身立すして入べきな

らば、蚊をよくはらはせ、みづから蚊帳を高くあげて頭をかたぶけす入べし、あふぎ團をしてみづから蚊をはらひて入もくるしからず、とかく蚊帳うつりのふためきたるはせこつきて風流めかす、なるほどゆるやかなるをよしとす、

評曰、立ながら蚊帳にうつる事、勿論蚊はおひからふべけれど、さしうつぶきて入にさへかの入事あり、まして立ながら入るは、蚊のいらすやはあるべき、しかはあれど、蚊は入ともいらすとも、蚊帳うつりはおほやうなるよし、もし蚊の入なばつきくをよびてやかすべし、ひとつも蚊を入じと蚊帳のすそを引かづきて入たるなどは、さまよからぬとしるべし、

蚊帳の時節、をどこをふるべき謀に、わざと出入のたよりに蚊を入る事あり、男と臥に一團物いふまじきとも定められず、そむきぬればせりかゝるやうの所をまぬかれむために、いたく蚊の入てねぐるしきに、やきなむといひてけしきだち、ひまをいれてやかむとするにしくあり、又よき中さぬるに、おもはずに蚊の入たるを、男にすゝめられてやく事あ

り、又もろともにやくもあり、是はかはりて一興あるものなり、

明暦の頃、大坂木村家の太夫職に、静間といふあり、蚊をやく事ならびなき上手にて、見るもおもしろかりけり、此静間蚊帳の内へわざと蚊を追込、茶碗に水を入、左にうけもち、右にもちたる紙燭を一あてあつるに、五つ七つはかならずやきけり、又空に飛蚊を追に、紙燭にあたらすといふ事なし、いらぬ殺生ながら道にれんましたる所のいさぎよく覺て書付侍りぬ、

わらひの事、をかしき事ある時、傾城の莞爾として睦子に入は、この外うるはしく過分なるもの也、おほかたのをかしき事にも、又は一座ごよみになるほどのをかしさにも、傾城ばかりこそ心え有べき事なれ、口をあき齒をかみ出し、かしらなげうち貌をかへ、高わらひするなどは、立所に風流をうしなひつたなく見ゆ、いたくをかしくてわらふべきには、口に袖を覆ひてわらふか、さなくは客のかたをそむき、さしうつぶきてつゝみわらひするなどはやさしと見ゆ、とかく聲をたてたる大わらひは、野卑なる物と心得

べし、

惣じて傾城たらむ者は、何によらずくひもの、名を随分といはぬやうに心得べし、魚鳥の名は申におよばず、精進物の類にても名をいふ事よろしからず、いはでかなはぬ時はいひもこそせめ、なるべき程はどなへずして過べし、たとひなじみの男の心やすき中なりとも、此ころえすべし、又傾城はきやしやなるものにおもはれむとて、しんこを白糸、ぼたもちを萩の花、鉄焼をあさがは、鯛をむらさき又はおほそ、干鯛を小殿原などいひむは、傾城の口にはあまくて初心めくべし、しかりとて本名をいも野卑なり、此境をいかすべしとならば、名をいはでかなはぬ時、莞爾として引つくりひつゝ、本文にても替名にてもいふべし、然る時は興に入てあしからずきこゆ、

都の傾城は何事につけても風俗する、上に、わきて帯の仕やうをよくわきまへたり、なるほどおしさがてむすばぬがち也、むすべるともかたからず、おほかたはまきかけて、はしをさし込、かゝれば立居にさぐるがちなるぞいともうれしき、ひたすらやはらかにゆるくするゆへ、ふと腰もめにたゝす、ほそ

き腰もみすばらしからず、是至極無上の味なる處をしらで、田舎の傾城は帯を腰にしめ付て剩高くするは何事をや、是をよきとかおもはねど、所の風儀なればちからなしと、くやみながらかくおこなは、あはれどもおもひ過なむに、都女郎の帯の仕やうよきとて人のかたれば、あしとおもひてもごかしがるはさてもをかき事にあらずや、とほつくにがたのけいせいのよきわけしらぬは、さまで遺恨ならねど、都に近き大坂は名にしおふ大郭なるに、先帯のしごころ高し、さしこみ帯などいふ事は曾てしらすりしを、明曆の比予大坂にくたりて、木村家の小太夫、紀國屋の兵作、この兩人にさしこみ帯すべしと指圖したりしに、高名英智なる者共なりければ、言下にあつとうけてて兩女是をこのみける、それより大坂女郎帯をさしこむ事はしれり、此小太夫は帯のみならず、所の風俗のつたなきをしりて、都をしたひさまくまなびたる事おほし、

禿帯の事、女郎のしたる帯をそのまゝくたしてさする法也、あらたにとゝのふるとても、おなじく女郎の帯のごとくす、是を或者不審し、予に問、先ほそきこ

しにふとき帯をまく事、のまれてみよからず、たどひ女郎よりくだす帯なりとも、はいをほそめてさせたらむには、改りてあたらしく見え、腰つきもとりあひてよろしからむ歟、答云、禿には女郎のしたる帯をさすると計りも定めがたし、家主より出す帯もあり、女郎自分にあたらしくきりたちてさするも有、はいせはき帯は禿にさせてこの外見ぐるし、たゞ女郎の常に用ゆる帯ならでは、禿の腰にとりあはず、是秘藏の事也、廣き帯のはいをくけこむ事はいとやすき事なれども、推量計りにいひたるはおほつかなき事也、さらば長崎の禿の帯を見てしるべし、女郎だに狭き帯なれば、禿には一きは狭くしてさする、中々目もあてられぬ見ぐるしさ、是にてよくこゝろ得べき事也、

禿の腰に鑑を付る事よからぬ業なれば、度々制しぬれど、京師さへ今にやまされば、まして田舎は勿論の事也、さしも風流なる女童のこしに、鑑の見えたるはいやくしてやさしげもなくこそ侍れ、然りといへども、傾城は留守居とて、自分におく道にならねば、我めしつかふ禿ならで鑑をあづけむ者なし、遣手あ

りといへども、方々かけまはる者なれば、是にごても預けがたし、ごかくすべきやうのなきにかくはからふと見えたり、しかはあれど鑑と見えざるもたせやうもあるべき事也、

評曰、傾城につかうまつる禿の鑑をさげながら、酌とりたるといふはなしを、あるやむごとなきかた様の御前にて、いかなる者かしたりけるを聞きしめして、かゝる事は常にありやと予にたづねさせ給ふほどに、鑑付る時もあり、付ざる時もおはしまししと申あげければ、たまさかにも有べき事は、汝なにとてそれを制しごめぬぞとて、いたくかなしませたまひつるぞや、かく仰せられし人も、今はなき世となりて、御名計りのこらせ給ふなれとおもひいで、こゝにするす、

出奔の事、出奔とは傾城其家を出てはしりさる事をいふ、主人隙を出さるにかけおちする事也、此はしる事のおこりは、高名にして全盛なる女郎のせぬ事也、男も身を持たる者の談合にのる道ならず、たゞ是は不仕合にて人もよび出さず、よき知音なければ其身さびしくてくらす傾城に有事也、たごへばまれ

まれに來るをそこありても、身上うすき者なれば式式の物目をもえふさげず、擧屋のさばきもおもはしからねば、たまに行ても懸應する事あたはず、遣手なほ同心せざれば、あひ見も不自由にて、文の傳さへ絶々なり、主人もさして此男にあふべからずと制す、夕暮がたかうしにたて共、傍輩にさへしのぶなれば、心ゆくばかりに物がたりもえせず、すぐ歸るのみ也、漸外の擧屋をさかくし、見せをそこなごしてあふとはすれど、千夜を一夜になぞらへてかたるむつごとも詞のこりて、鳥もなき鐘の聲ひやくにまたあふ事もかたいとの、よりくおもひ合せつるは、行末かけて契りしに、親の心にさへたがひ、身の上迫りぬれば、いざといざなふちからなし、年月をまたむ内には、いかなる人にかたらし、いづくへかゆき給ふらむといふに、いやとようき名にかへておもひわたりしわが身を、うたがはせ給ふもくちをし、いかなるかたへもつれ行せ給へといふ、男われかすかなる身に、いかにしてかはいざなはるらむといふに、さればとよ、我きこえよく身請せむにこそあれ、ひそかに家を出てかたはらしのび、御しらせをまちて何國へ

もどもなひまいらせむとつぐ、をそこよからぬ事とはきけど、とても我親の心にそむけば所にありはつべきにしもあらず、おもふ人にあはでわかるゝに口をしければ、はや其儀に同じつゝ、日をきはめ時刻をさだむ、其日になれば男迎に來りて待も有、女はるか
に遁のびてかたへにしのぶもあり、すは傾城家にみえぬといふ程こそあれ、郭法をもつてさがし尋る事、其騒動おびたし、勇健なるわかものをして、諸方の口々へ追手をかくる、實に女の足なればいそぐすれどはかゆきがたくて、おひつかすといふことなし、又深闇にしのぶといふも、よしみあるかたを改すおくべきや、隅々隈々をさがし求るによつて、或は一日二日五日三日の内には、やがて引出し本宅につれて歸る、たとひ謀をもつて暫かくれ住といふとも、天命のがれがたく、終には露顯せずといふ事なし、去正保二年十一月、宗真家の長島諱曷子、舉亭治兵衛がうらの塀を越て南都に逃去、郭中の者これを追に、山城の木津において是をさらへ本家に歸る、その後太夫職を削りて天職にくだす、さしもの太夫なりつれど、出奔のとなへ消がたく、天職にてもはかゆかず、い

たづらに年をつみけり、しかのみならず林家の丹後、大坂吉田家の左門、當分かくれしのおといへども、年を越て引いだされ、或は斬罪におこなはれ、又夫に害せらるゝ能々覺悟すべき事也、
傾城は歌學するまでこそあらめ、せめて歌の文字よみ計りなどは覚えおきて、折ふしのうつりかはる風景などに、古歌をも吟じ見むはいとやさしくゆかしかりなむ、傾城買て野人なる者ばかりもてあそぶにはあらじ、さやうの人に心ある客あひかたらは、外をもとめむ事やはあるべき、鳳子小藤、尊子八千代などは心やさしくやありけむ、古歌をよく覺えたりければ、折ふしごとには感に堪たる事おほかりけり、鄙郭なれども大坂の明子小太夫、又其ごとくありき、此書を読みむ女郎ありとも、その心つく人あるまじければ、只歎きて過るのみならず、
退郭之事、郭をしりぞく事也、傾城年季をとけ、主人より隙をもらひ、舊里に歸るをいふ、又年季之内金銀を出し、身請して出るをもいふ、傾城の歸る時衣裳寢道具残らずくるゝ事、その家の例によるべし、衣裳ことごとく遣すもあり、又品によりて少しもとらせ

ぬ事もあり、又其傾城年頃のはたらきにより、おほくも遣すなく遣すも有べし、
傾城退郭の法用、借銀買が、り等の拂方、遣女是を承る處也、退出一兩日前に拂切べし、退郭のきはまつて用意の内に、退出の日著する衣服を仕立る事勿論也、是には何にても郭中法度にて、著せざりし物を規摸とす、即施主の男よりこれを出す、小袖三或は五内一は白むく、又日比參會せし外の客より、饒別として送る小袖も有べし、たとひ外より數多來ることも、施主よりは必用意する法也、家主より退出する傾城へ、饒別として新服を出す、或一或二、其女郎の器量によるべし、是も平生法度にてきせざりし物を仕立る事也、たとへば鹿子縫薄の類たるべし、わたぼうしはうなきわた主人よりかならず出す故實なり、此外の饒別は主人の心々によるべし、
傾城より家主への進物は、巻物か小袖か井樽着たるべし、主人の女房子共へ巻物か絹はぶたへ、帯にてもそれごとく遣すべし、傍輩の女郎へは、平生のちなみ心ざしのひくにまかせ、やるべき女郎へは何にても見はからひたるべし、又傍輩よりも心々にはなむけ

するもの也、我取立の女郎へは、巻物羽二重の類、又はもてる調度にても残し置べし、召使たる禿へ小袖か上帯に下帯そへて遣す、遣手に著ながしの小袖一或二、又退出につけて各別のはたらきこれ有時は、金銀をもつかはす、家來の男女の中へ鳥目十貫文、或五貫文、退出する舉屋の亭主へ調度か絹羽二重の類、同女房へは著ながしの小袖、その舉屋の下々へ鳥目十貫文或五貫文、その外常にしたしめる舉屋方の女房へ著ながしの小袖一宛、五軒にても三軒にても心ざし次第たるべし、由緒ある内外の茶屋方へ、金子二歩或一步づ、惣門の番所へ金一步、
おほかた右の作法にて退出する事也、然といへ共、上職天神にてちがひ、同職にてもその分限によるべし、舉屋方への暇乞は、眉をおろし新服を著して、退出の前日夜に入て行べし、家族のかたへは此時もよし、又退郭の日にも行べし、退郭の日には家主の前へ出て暇乞の盃あり、次に傍輩の女郎とことごとく盃をかはす、献酬をはりて惣門に出る、迎の肩輿惣門に待、これよりうちのりて先東寺に參詣する故實也、送り人は禿遣手舉屋茶屋等也、東寺に至りて面々の雜餉

をさげ眼乞の盃あり、これよりいづれも別てかへる、
 右は身を持たる施主にて、心まかせに退出する次第かくのごとし、又簡略の退郭あり、年季漸みつるといへども、身をうき草の根ざしある知音もなく、さそふ水あらばいなむとおもふにだに心にもまかせず、きはまる月日過行は外ぶんよろしからず、心せかれ身もたへをする内に、はかしくしからねども、すこしたのもしげ有男を、一人さらへてもみこむ、或時はいさめ又或時はあはれをふくませ、すでに談合にのるといへども、をこ小身なればしはらひことごとくはかなはず、これによつて借銀の高をさほめ、おふせ方の者に侘て割符にす、是大概六分七分也、又すきと施主なく、十方の助成に依て自分に出る女郎は、四分五分にても許容する例也、されども施主ありとしりては、仰せ方の面々侘言をかざる也、三分にてもすませし例もあれど、それは年季あきたる上に、いく年をもかさね、貌おどろへぬれば呼出す人もなく、埋木のやうに成たる女郎は、末を待ても花さくべき身にしあらず、月日の経るほごわたくしの衣服調度ま

でも減じわたれば、商人も用捨してとらぬを損と覺悟し、わづかの割符にてもこれをゆるす事也、かゝる女郎の退郭は、舊例の法式をもたてがたく、結句主人の借銀はゆるし置のみならず、心ざしを相そふる也、退出の日もひそかにして、早朝か夜陰にしのびて歸るなれば、勿論おくり人なし、舉屋等のいとまごひは前廉にすべし、簡略の退郭に又かはれる品あり、たとひ借銀のはらひ十分に、のふといへ共、男と女郎と密談して、随分施主をかしくし、所に割符とする者あり、此心は出て二たび歸り来る所にあらず、郭のちなみも是迄也、施主をしらさぬからは外聞はづる處にあらず、僅の所をもへづり、行末のたそくと定て出る類也、是一がいにあしきとはいひがたし、されども一度高名の傾國などは、かやうのはたき斟酌あるべし、いかにとなれば、當分隠密するといへども、必究施主しれずといふ事なし、然る時はするべく大きな耻辱なれば、とかく退出の跡をよくして、引方を深くかくす處、當道の本意なるをや、
 這一部に書べき事をかゝぬは、皆傳受事にして、廿三條の中にこもれりとしるべし、

色道大鏡卷第六

心中部

心中とは、男女の中懇切入魂の昵び二つなき處をあらはすしるしをいふ也、これによつて心中する、心中さするといふ名目なり、此しるしを用ひ來る事、傾城の所業にして、他女に用ひざる所也、其謂いかにといふに、傾城は萬人に肌をふれて、其心ざしの厚薄ををここにしらせざる法也、尋常のをここ是を糺さむとて歩みを運び、贖を贈り、思案をめぐらすといへ共、心底の淺深真偽の實否辨へしる事かたし、此しるしがたき道なるが故に、おしなべて傾城の心を疑ひ來る事勿論也、此疑を男にはらさせ、眞實の道理に歸伏させずしては、行じがたき傾城の業也、是によつてしるしを見せて男を迷はす、問云、男に心中をするに、傾城誠の心ならずしてしるしを見する事ありや否、答云、心中に眞實と不眞實あり、眞實に男に心をうつしてするは十に一なり、十に八九は眞の懇切にはあらねど、知音となりて我身の上を頼まむ謀にの

みする事也、又問、女眞實の心ならずして謀なりと知れば、男これをうけては益なかるべきか、答、たとひ女より謀にするともまづうくる法也、其期にいたり、眞實にはあるまじきなどてあざむかぬもの也、男の方より心中を望むと望まざるは、その品による、是秘説なればしるすにあたはず、惣じて傾城の心中をことゝするは、京江戸大坂大津伏見奈良堺此七箇所に限り、此外の遊郭にはさして心中を用ひず、若あればたまさかの事なり、是をいかにといふに、その郭邊の客は僅にして、旅人のみをもてあつかへば、出船入船のことしげきに隙入りて、心中を糺すまでの暇なし、しめやかなる客のとりまはしをしらねば、荒々敷もてなしてぞ過るか、かくひなびたる心なれば、理りとぞ覺え侍る、又他女の心中を極るは、誓紙のみにて此外を用ひず、是は大概一紙をとりかはす法也、是にも傳受これ有、蓋傾城に心中をさせ、是を請ひく事、殊の外むつかしきならひ有、即十條の口決の内にもこもる、抑達人の家に、心中箱といふ物あり、指爪鬚膏紙等をあつめ入る箱なり、是有功の家賃にして、色道の靈寶たり、都て傾城の心中に次第階

級あり、よつてこれをしるす、

第一 放爪篇

放爪とは爪をはなすをいふ、この事いたまじき業なれども、是は男より望ますしておこなふ所作なれば、初發の心中に是をのす、誓紙は人の目に見えず、心安きしわざなれども、是は男女相談の上ならずしてはせぬ事なれば、此上の心中とす、爪をはなす事、男より望む物にあらず、又望まれてはなす物にあらず、男我ものになりまねかすして来る内に、外の女郎に心をよせうつりかへむとする時か、又口舌して歸り、程へても來らず、文をつかはして断れども承引せず、既に中絶むとする時、爪をはなす事也、然りといへ共、男の心に品々ありて、女より目利のいる事なり、爪を遣して無事になるもあり、又うけとらせて益なきもあり、又かへつて仇となり、あざけられておしかへさるゝもあり、此三義にしていは、請取て來るは理にして、當分益なきとも是をせむむるは、終には理をうるの本也、欺きてかへさるゝは、謀をむにしてながく昵びをたち、剩へ面目をうしなふ、無念と謂つべし、その男の中絶るだに有に、よの男此疵を

見付れば口舌となり、是をいひのばれば、すみやかに立のく物也、外の心中は男にとひつめられても陳じやう有、我このまふといへども、のぼりつめになりてせひなくしたりといふに、一往はことわり聞ゆ、爪ばかりは男の望む物にあらず、即座にはなす物にあらず、女郎覺悟してはなし、こなたよりおくる物なれば、いひわけ立がたし、請てよろこぶ心はあさく、請ぬ男の遺恨は甚深し、問云、然らば一人をそたて、外をばすつべきや、答云、外をも捨ぬ謀あり、心中をせぬ前かたに、外の知音にあひて、この頃かゝる男、これゝの品にて立のくにきはまりぬ、是をどやめむ謀に、かくはからひ申さむか、但のき次第にせむかどうかやふ物なり、此時男きゝて、のき次第にせよとはいはぬもの也、のけといへば我身にかゝる苦勞あれば談合にのるなり、又我一人にうちとけて相談するよこおもふ心より、うきくゝと同心する物なり、それも又すぐれたる功者は是をうけず、とかく其男の品々を見たて覺悟すべし、此謀は爪にかぎらず、いづれの心中にても此一通あり、又うかやはぬてだてもあり、傳受あればしるさず、爪をはなすに口傳あ

り、爪に切かけやうあり、おとしやうあり、疵のはやく癒る薬さまゝあり、疵かくしの指のつゝみやう、紙の巻やう故實おほし、

第二 誓詞篇付血書

誓詞起請文其心同じ、抑傾國の起請を書て男に約する事、心中の極意にありて秘する事なれ共、先第二の品におくは、初心のをこゝ誓詞を望む事あり、他人の目に見えぬ心中なれば、心やすくかきて其男に受納する故に、最初の心中とす、又大功有男、最初に誓詞をこる事も秘事也、たとへば幼年の子ども鼓をうちそむるに芭蕉をならはせ、能をならふに狸狸をまはせそむる類なり、餘の心中とかはり、起請をかくには男女共に一々傳受あれば委しくしるしがたし、凡起請のおこりは、天照大神素戔嗚鳥ちかひましませば、神代よりありけるなるべし、初は盟誓といひし也、人代の末になりて、起請とはいひ來れるにや、應神帝の御宇、武内の宿禰が甘美内と探湯したり、是湯起請の事也、又其後允恭帝の御時、我種姓のいやしきが他姓に入を改むる時に、熱湯を探らせ斧をやきて握らせらる、是を火起請湯起請の始とす、漢朝

にても、むかし亂世の時、霸王諸侯を集め、牲を殺し血を吸りて貳心なからむ事を盟へり、是起請のおこりなり、紙に書しるすを告文といふ、罪なきよしを冥道に告げ訴る故也、誓約の詞ある故に、誓狀とも誓紙とも書り、慈惠僧正も虚名を欺きて書き給ふを大師勸請の起請といふ、當時あまねく通用するは貞永式目の起請文なり、

男より好みてかゝする誓詞の前書と起請文に眞行草あり、其程々にしたがひて、案文を出す事定まれる法也、傾城是を受る時の口決あり、しかのみならず、起請においてはさまゝの相傳の有なれば、おぼろげにはしるしがたし、起請文を書料紙は、先熊野の牛王を以て本とす、自然に其氏神の牛王をもちゆる事もあり、前書の紙には奉書をもちゆる事常の例也、牛王のたけとひとしく、紙の上下をきりて糺合するもあれど、切すして其まゝ糺合する故實なり、中村家の風子小藤は、白紙なしに二月堂の牛王七枚糺にして細字にこれをかく、上林家の二世薫儉子も、白紙なしに三山の牛王九枚糺にしてかけり、江戸の千年は般若心經の秘鍵の裏にかけり、大坂白藤辰子は諸

社の牛王八枚、同守護の札廿三枚、合三十一枚を組合て是をかけり、組合の数は半を用ゆ、明暦の比中京の何某、傾城にかゝる起請のために、おそろしき鬼形の牛王をあらたに彫らせて是を用ゆ、尤作意はたらきておもしろし、故ありと覺ゆ、

血判の法は、血を紙におし付るを忌む、血を出す指、男は左を用ゆ、女は右の中指又無名指を用ゆ、是二流なり、針のさし所は爪のはえきはと、上のふしの間を破る、血をしほりよせて我名の上へ手を覆ひ、右のかたへ手をかたふけて血を落す、是上職の舊法也、宗真家の賢子左門、全子長島、中村家の鳳子小藤、奥村家の尊子八千代、博子藻鹽、皆かくのごとくおこなふ、左門長島は中指をやぶる、小藤八千代藻鹽は必無名指をさしたり、大坂の木村家の小太夫猶無名指を用ゆ、六條の時代には、小刀剃刀にて破りたれど、中比より針をさす、今是をよろしとせり、針は細きはあし、ふとさを用ゆ、年號月日の下、女の名書の肩に、其家名をかゝす事これさだまれる法也、傾城男よりもよほされて起請をかくに、又女より男に起請を望む、男女約して同時にかくあり、をそこ

請取て以後にかくあり、宿より書て持參する有、いひのばして遅々するあり、又女にのみかゝせて、はじめよりをそこかゝざるあり、是男も女も秘事なればつたへを請て是をしるべし、起請文の外に男にかゝる證文有、女にかゝる證文あり、この手形、白紙にて血判なし、印判を用ゆ、是遊翫の内の沙汰にあらず、男女功調ひて退郭以後の密談によつて、此事をなす也、猶以口傳有、誓紙證文の秘説は、六十九傳の中、やれ車、この手がしは、神のめぐみ、松ほの浦、春のかりがね、道のちまた、沖の白浪、といふ此七條目の中にあり、これをたづぬべし、傍輩の傾城太鼓女郎并に遣手にかゝる誓紙は、牛王を除き白紙にかく血判はすつべし、起請手形取かはし置たる男女の中、子細ありて離別し、相對の上にて起請を返す時は、半より横切にきりて上の方を返し、名書のかたを留置故實也、是に猶口傳あり、傾城にかゝせたる起請文を、灰に焼てのまする事あり、此焼やう硫黄紙燭などに火を付たる時は、はらはらと空にもえあがり、四方へおちればたやすく

あつめられず難儀に及ぶものなり、よくおこりたる炭の火を火入に取よせ置、書たる誓紙をもみやはらげ、二つ三つに折かけて燻を其中へ入、誓紙にて巻つみみ、鉢に入れて上におほひをす、わきより見とほして中の火まはりかねば箸にてなほし、ことごとく焼きて、靜に覆ひをとるべし、然る時はすこしも脇へちらず、よくとゝのふ事也、起請を灰にしてのますると、其男の許にためおくに、さまざま子細有、口傳おほし、

誓紙の外に血文といふ事有、前廉起請もかき、其外の心中もしたる中に、をそこかれくになるか、女より深く恨むる事ある時、自然に血書する事あり、是必折紙也、血の不足なる時墨にて書たす事あり、又ことごとく血にて書あり、時の品によるべし、血文の相傳さまざま、あればおほろげに決しがたし、血を出すおほむねは、黄蘗山僧血書して華嚴經を寫す、是になぞらへてしるべし、

第三 斷髮篇

女の髪を切事、尋常の女は夫婦の中にして、夫に暇をこへども出さず、是非において其家をさらむとおも

ひつめたる時の所作也、或は夫死して其悲歎のあまり、髪をきりて入棺せしむる有、或は夫なくなり、中陰の中に後家を立べきと覺悟してきるもあり、抑傾城の髪きる事、心中のその一にして、近代甚以さかむ也、其はじまる處は、播州室の遊女宮木といひし女よりおこれり、醍醐の中納言顯基卿是を愛し給ひ、都に侍りけるが、いかなる事か侍りけむ、すさめられ奉りて室にかへる、或時黄門の家人、西國より京へのぼるをうかひ見て、髪をおしきりてみちのくに紙にひきつゝみ、その紙に歌をかきたり、

つきもせずうきを見るめのかなしさに

あまとなりても袖をかかはかぬ

と書て、舟になげ入たるよし、撰集抄にも載たり、是遊女の髪切たる濫觴也、これは顯基卿の心のうつろひたりしを、恨奉りて切たる髪なり、今の世の傾城も、をそこに恨をおほせて二たびあはじとおもはする時の心中、爪と髪と二にあり、然りといへ共、眞實にあはじと極たる男に、爪も髪も送る物にあらず、恨ながらも心の残りたるとしらせて、男の心をやはらげ二たびあはじとの謀のみなり、又恨をさきたてず

して、おちつかぬをどこを知音にきはめむとごもふ
てだてにも髪は切也、又行先のかんがへもなく、あ
ひそむるより心うかれ、うは氣ばかりに切髪もあり、
又手だりのをどこにあひて、引にひかれず切髪あり、
切やうきらせやうに無量の品あり、しるすにいとま
あらず、

初切、二度切、しのび切、切ちがへ、夢のまくら切、恨
のそへ髪、ふところ髪など、て傳受おほし、斷髪之法
用、長く切とりてみじかく残すをどここの規模とす、
半切たる髪の上を、のこりすくなく拂を猶男の手柄
とす、斷髪する座席時しづかなれば、女みづからよ
く髪をすきて香をどめ、切べき所を二寸あけて、二所
をもとゆひにてしめゆふ、この上を紙に巻いて、中に持
て切なり、是を巻切といふ、紙にまかざれば物によ
りてきれかぬる也、又物は鑷刀脇差、或は庖丁薄刀
にてもくるしからず、物にあて、切は古風なり、女
手づからきるもあれど、引まはして切口あし、男
にわたしてきらするを當道の法とす、男髪を切時口
傳あり、是をうばたまといふ也、問云、斷髪之事遊女
宮木より初りけむ、されども中絶しぬるにや、六條

の時代にはさまで女郎の髪切事をきかず、當時の傾
城のごとく、五躰に疵をつけざれども、威儀たゞしけ
れば、結句をどこよりへつらひたりと聞ゆ、根本女の
髪を切は不吉の相にして、男へ對しよからぬ事なれ
ば、風流とはいはれず、答いはく、傾城の髪切事、この
頃の事とばかりおもふべからず、二條あたりの人の
所持したる屏風に、傾國遊翫の圖を書たり、是狩野法
印永徳が筆也、この繪に傾國あまたあつまり酒宴す
る中に、みじかく切たる髪を押しだしたる傾せい、尺
八ふく處をかけり、振袖ならば禿にも見まがふべけ
れど、しかも振袖にあらず、禿は禿とかたへにあり、
是永祿天正の比にも書たるにや、繪本をもつて是を
かへば、猶以ひさしかるべし、かゝる舊例あれば髪を
きるその心は替るといふ共、古風を學ぶを豈風流な
しといはむや、

第四 跡篇

入墨は跡とも刺とも書く、堀入ともいふ、俗に入贅
と云事也、もつこしの宮女の身に、守宮の血をぬりお
くに、他淫を犯さざればいつまでもうせず、犯すれば
そのまゝきえうするとなり、是をいひつたへて守宮

のしるしといへり、さればこの歌心にも、
ぬくくつのかさなることのかさなれば

ぬもりのしるしいまはあらしな

無名抄云、ぬもりのしるしいまはあらしな
とかけに似て尾長きむしの手足付たる也、是は唐の
事なめり、こゝにはむしはあれども、するやうをし
らねばつくる事なし、ぬくくつのかさなるといふは、
女のみそかごををするをりに、はきたる沓のおのづ
からかさなりてぬきおかるゝといへり、さてかくは
よめり、

袖中抄第六顯云、法華立贊云、守宮以血塗女人臂、
必有私情、洗之不落、可守宮云、
嘉祥大師法華經義疏云、守宮者譬嫉妬也、
張華博物志云、以器養之食以朱砂、躰盡赤、所食
滿七斤、擗之萬杵、以點女人支躰、終身不滅、姪則
點失、故云守宮、漢武試之驗也云々、
今付之案云、内典姪不失、外典姪失云、ぬもりに朱
をかひてあかくなして、その血をとりて女の身にぬ
れば、一期の間うする事なし、わるきふるまひをすれ
ばきえうするよしみえたり、是によりて宮をまもる

とはなづけたり、宮とは女のゐる所なれば、女を守護
する心になづけたり、

わするなよたふさにつけし虫の色の

あせぬともわれぬりかへむもろこしの

ぬもりもまもるかきりこそあれ

右の歌は歌林良材集に出たり、
今の世の跡も、此心にかよひておこなふ業なるにや、
抑いれ墨をする心ざし、斷髪より高上の沙汰ともい
はれず、又斷髪の下の品にもおかれざる所作なり、い
かむとなれば、髪を切は、女にいひまはし押付てもさ
する業也、刺はあながち男より望む事にあらず、口
舌の砌にする所作にあらず、逢見満足したる内にし
おきて、其男にもそれとせしらせず、見付るまでかくど
かたらぬしわざなり、されども此頃の傾城のしこみ
甚きふくなりて、男の權勢をもつて刺をさする事勿
論也、又今まで用ひ來れるしるしを男見付て、けす
べしといひかゝるに、是をけさずしては其男かなら
ずのく物也、そのしるし舊志にてもはや絶たる中な
れば、解すに子細なし、いまだ遠々來るをどここのしる

しなければ、けすとひとしく又男のくものなり、男をさげくらべて、右のをとこのくべきともくらしからしむと覺悟したらむには、後のをとこの命にしたがひてけすべし、けさせて又後のをとこのしるしを入る事勿論也、この時はをとこの目前にても入る、又陰にても入るに障りなし、をとこの功者なれば入所を好む、天泉天府狹白の穴の順は事ふりたりとて、温留偏曆の穴のあたりを望む事、是不道なりき、風市箕門陰包の穴の順を望むは、是異なりといへども、人なべて見ぬ所なればくるしからじ、且外より至極の一穴あり、傳をもつてしるべし、惣じて心中を盡すには、さまざま秘説あれば、あからさまにはしるしがたし、跡の法用、おもひよる男にかへせて、其筆跡をばほり入るを相摸とす、剃刀にても切入る、針にても入れども、剃刀のあとは文字たしかならず、針にて入たるは字形うつしくし、堀入といふ名目ならば針にて入るをよろしとやせむ、針をさす毎に墨を入ると、皆さしをばりて血のうきたるを押のごひて墨を入ると二流あり、たびく入たるは墨く、一度入たるは墨うすし、是人々好むにしたがふ、命の字を名の下にするす

事、古代よりありて今に絶ず、其心さす人を命にかへておもふといひ、又命かぎりにおもふなどいふ下略の心なるべし、いと初心にはおほゆる、是だにあるに誰サマ命と、サマの字をくはふる有、猶拙なくはあれども故實おほし、たとへばいの字を一ついれたりとも、かの字を一つ入たりとも、其をとこのさしづならば、其人への心中なるべけれど、かすみたる文字にて、心のかよひたるばかりは他人是をさとりがたし、されば随分人しれぬかへなを用ゆべき事なるに、其人と知る、やうに入る事は、外の男の中絶るをまねくゆへなり、又何事につけても、外の男の障りにならざるやうにと、兼てしめし合する中もあり、人の心まぢまちなれば、すゝめるあり退くあり、堪能と不堪の人とありて、仕込こなしさまに品かはれり、師傳をうけずしてはその味ひをばわきまへしらじ、剃の字形たとへば、

- 勘兵衛といふものに カンサマ命
- 徳右衛門といふものに トクサマ命
- 九郎兵衛といふものに クロサマ命
- 川といふかへ名ある人に カハサマ命

重といふかへ名ある人に シケサマ命
 など入るは有のまゝなり又すこしかへて入る、たとへば、
 十兵衛といふに 二五命
 五兵衛といふに 二三命
 三右衛門といふに 山命
 藤兵衛といふに フチ命
 平兵衛といふに ヒラ命
 清右衛門といふに キヨ命

など入るも常の事也、此外氏姓の片字、諱の片字など入るもあり、とかく其男の好むにまかすれば、心々にてさだめがたし、

問云、名の下にサマと入る事初心にきこゆ、命の字をそへたるは猶初心におほゆるなり、おもひよらぬ文字を入れて、人しれずたのしまむこそまことの戀にはあらめ、答云、それは道を知らぬ故に初心にきこゆ、一こし越て鑑見たまへ、たとへばおもふ男の心ざしとて、和歌の詞を入たりとも、章句を以て入たり共、究竟跡といふ事初心のいたりなり、されども當道の法用にて、心中のそのひとつなれば、是を越て髪に

かゝるもあり、是を過て誓紙をとるあり、淺深其品によるべし、跡をする事戀の一すぢのみにあらず、中間馬追船子のたぐひは人もすゝめざるに、おのれ一分の所意として、紋所をえがき入つ、題目の七字、六字の名號、又は卅六返の念珠のかたちなどを、かたさきに堀入てこれをたのしむおほかり、下愚なりといはむや、蚊蚋なりといはむや、これさへあるに我おもふ人の名をしるしてたのしまむは、おろかながらもやさしとやいはむ、又手だてに入れて、我身をたすけむは是をかしこしとや申べき、寛永の比大坂野間屋といふ家に作彌といひし天職あり、七郎右衛門七兵衛といひつる知音二人もちたりしが、肩先に七サマの命と刺して見せれば、兩人ながら我ため計りにしつるとおもひて、よろこびしこそをかしくこそ侍れ、中比洛外なる人、下の町の女郎をあひしりたりしが、心中の上にて跡にかゝる、女郎望みに應ず、然れば肩井の穴より、曲池の穴のあたりまで、假名實名其外思ひの色を残りなく長々と入させたり、是もいはい平生放埒には聞え侍れども、戀のとりまはし一すぢとほりて、おろかなりとはいはれざりき、中村家

の風子小藤はあだめくあまり、左右の肘はことふりたりとて、指の勝ごにしげく黥したり、予つくく見ておもふに、さしも名ある太夫職のにげなきしわざなりとくやみつれど、名の高きにけおされ敢てそしるひともなかりけらし、小藤が例に准して、指の勝に入る事今にたえず、只常道のおこなひは、人により事によりて心かはれば、その是非をわかちがたし、

第五 切指篇

指を切て男に報ずるは、傾城の心中の奥儀とす、爪誓紙髪黥此四箇の心中は、眞實ならずして謀にもする業也、指切のみ眞實におもひ入たる者ならでは、先なりがたし、此おもひ入たる内に二種あり、戀のおもひ入と身の爲の思入とにあり、戀ならずして身のためばかりにも指切る女郎おほくあれば、さてくはかなきつとめの身なり、爪は日をへてのぶる、髪は日をへてのぶる、誓紙は人これを見ず、黥は不慮となれば是を解してかたらなし、指計りこそ生涯のうちかたわとなりて、昔にかへらざれば、よくく工夫をめぐらすべき事也、

切指の法用、さりとせまじ切らずやあらまじとおも

ふには、おほやうはきらぬがよき也、但しとかくの思案におよばず敢なく切るは、男に氣をとられ本心みだれてする所行なれば、是非のさたにあらず、或はをどこに我身をなげかけ置て、行先のたつべきまでたのもしげにいひかはしたる中の、人に讒せられうたがひ出来、又傾城の業なる癖をさがめて其中絶むとす、女郎かなしくて、もとかきおける上に、又神文をもつてことわれどもさらに許容せず、むかへば袖にすがりてうらみ佗あへるといへども、男かさだかくして、よし／＼此上は指だにきらは咎有共ゆるし、うたがひをやめんとはいはむに、いづれの女郎か辭退すべき、心得たりといはむより外なし、男、いや／＼その期を待ことあたはず、たゞちに今切すば遺恨なりとせむるに、すこし時のうつるもひるむに似て見ぐるしかりなん、又はづみよく即座にきらば、心おさまりて後悔ともかひ有まじ、こにもかくにも傾城ははかなきもの也、或は女に眞實指きらすべきにてはあらねど、心中の試みに難題をいひかけ、おも／＼しく不足を見せ、切らでかなはざるやうに首尾をととのへ、指さし出し刃物をあてむとする時、おしどい

めむと覺悟をきはめていひかくる者おほかり、かゝる處を知りあきらめなば、いさぎよくすまぬこそ品よからめ、又いづれもかゝるべきとすみて、若どいめざる時はおほひなる卒爾なるべき、此見はからひ偏にむつかしき處也、切るに治定したる時の用法、先一間をかたとりてこもるに、障子をあげ置べからず、介錯の人をかたらひ、入口の戸をさしてかけがねをかくべし、しからぬ時は人のぞくべきかと思ふ心ちれば、決しがたきわざなり、切放つと十人に九人はかならず氣を失ふ、此故に氣つけ血留香水指の包紙等、前廉に用意しおき、閉目してきらする物也、切當は木枕を用ゆ、切形にづぶ切をぎ切とて二やうあり、古代にはそぎ切をしらずしてづぶ切のみしたり、癒てのちそのあと見ぐるし、よくそぎて切たるは後後切たる指と見えす、是に付て口傳あればしるしがたし、切はなつと遠くとぶ物也、さるによつて障子をしむる故實也、指をそぎ切にしてよきといふ證據を、予長崎にて見たり、或女郎子細ありて指を切、爪のはえぎはより上のふしをかけてそぎたり、阿蘭陀流金瘡の名人、栗崎道有といへる外科、是にかゝりて

療治したりしが、四十日程して指の腹に肉をもちて、むかしの長さに生出たり、二月計りして見れば、爪を元のごとくにはやせり、寔にふしぎと謂つべし、道有予に語ていはく、爪根さへ残りたれば、爪をはやすに子細なし、節より下を切たるは、長くはのばし侍れども、爪ははえずと申き、畿内の外科、切口は漸いやすべけれど、かゝる奇妙はいかゝあらむか、大坂又郎といふもの、家に、太夫といふ天職ありしが、知音の方へ指を切て送る、吉田屋といふ學亭の二階にて、左の小指を切たり、高欄に指をおしあて、人にきらせたりしが、寛永廿年七月上旬殘暑はなはだしき折からに、雨戸障子のこらすあけはなしたるに、此指はるかにとびて、西の方の前裁の中に落たり、太夫は氣を失ひたれば、氣付よ血どめよとひしめけど、不堪ゆへ用意せざりければ、介錯人あしをそらにまごふ、隠密のしわざなれば、高聲によはる事も仕がたし、階をのぼりくたれば隙費てかけはしりもならず、そのうちに血はおもふまゝにはしりて、帷子朱にそみたり、漸心付て後切たる指はととふに、まごや西をさして飛たると覺えたり、いでや取來らむと庭に

至りてこゝかしこをさがしぬれども見えす、塀をこしたるにやと境目の溝すぢ垣の外まで尋ねもとめけれども、終になかりければ、心ざしまでをかくと男に告たりしに、中々請取ずして、さやうのよき手はくひがたし、眞の指をば外のをどこにつかはし、そのぬけがらのはなしのみをいかでか申請むやと、猶品あしく成にたり、證人をたて、ことわれども、そも又郭中の者なれば縁者の證據なるはといふ、ちから及ばずして又無名指をあらたに切たり、卒爾のいたり、不調法あげてかぞへがたし、男指を得る事女亂心して卒爾ながら切すをば、これを受納すべし、男より工夫して切べき程にしかけ、いひかけつゝさらせて取事、ゆめく有べからず、女ふといきかさなり心外ならば、たとひ不慮となるとも指をば切せぬ法也、まれば、たに女郎あやまれば、にくさげにかゝりて指を切せ、行末めぐまぬ物から不通となりて道をきるあり、女は至りておろかなるがいたす處也、男は不道の罪からからずと覺え侍る、かなしきかなや傾城となる身は、身體髮膚を父母に請るといへども、爪をはなち髪を切、剩指をされば、五疔不足の身になる事、不

孝の至り且天命にもつきなん、あはれむべし、
第六 貫肉篇
貫肉とは、肘にても股にても、刃の先にかけて肉むら
を突貫事也、是は衆道において奴などのすべきはた
らきなれば、當道の心中にあるべき事ならねども、古
今稀にもある事なれば、是に載て心中の至極深切の
至行に擧ぐ、その心ざし最大者也、むかしも例ありつ
れども、坤郭にうつりて、林家の三夕諱佳子、飯田亭
にて此事をなす、あひおもふをどこ、肘を突たりしそ
の心ざしを報せむとて、即座に其わきざしを取て、陰
包の穴のあたりを、みづから二刀さすに、後のたびは
骨へさしあて、つらをぬかれざるに、いたう痛みて
ふしたり、かたわにもなりぬべきとおもひつれど、
良久して療治にかゝり、疵も愈てこしつきもことゆ
へなかりけらし、其後大坂にて肘を突たりし女郎有
つれど、名にあるものならねばくはしくしるさず、さ
れども心ざしは身の分限にはよるべからず、とかく
女の身にしては、成がたき事なれば、第一の心中に定
め置物也、今もあだめく女郎は、色ある男にのぼし立
られなば、すまじき物にあらず、相かまへてかゝる業

をなす事なかれ、切指の上に今一品ありとばかり心におさめ置て、いひ出べからず、おこなふべからず、寛永の比、城州臥見毛利橋の邊に、桔梗風呂とてあり、其内の湯女にこやといひし女かたちよし、其氣質不敵にして物にかゝはらざれば人もて離しけり、或男此女にあひかたらひて、をりく來にけり、或時この男來り、こやにあひて、たはぶれにかたりけるは、汝年比我にしたしみて心底残る所なし、されども又汝より心中のまさりたる女ありと云ふ、此女いきまきて、いかにの給ふぞや、おそろく女の心ざしには誰ありともおとるまじきに、それはいかばかりの心ざしぞと云ふ、此男をかしがりて、さればとよ、ちかきあたりの風呂屋にあなる玉といふ女は、この比指をきりて或男につかはしたりといへば、こやこれを聞て、さては指はどな心中はなきとおぼすかや、我も人にまけぬ心中して見せむといふ、男聞て、汝はいかばかりの心中をかせむと猶欺きければ、その男のさせる脇差をすばとぬき、指は磯なりこれを見よとて喉の吭をかき破る、男は肝をけしていつちどもなく逃さる、家主おどろきて見るに、いまだ息も絶ざりけ

れば、しづめて故をどふに、氣ののぼりてしたるみづからの卒爾なり、夢人を恨み給ふな、この男いさ、かの科なしといひことわれれば、すべきやうなしとて療治するに、死なすして後には疵も愈けり、かゝる危相なる事もある事にこそ、

此一章例にひくべき事ならねども、ついでおもしろく覺えければ、今こゝに載す、

右六箇之篇者、若輩の行業にして、丈夫の好む處にあらず、雖、然愚にもとづきて修せざれば、色道の華咲たらず、道になづみて謀をおこなはざれば、色道の實のらす、この兩様を兼備するを花實相對といふ也、

色道大鏡卷第七

翫器部

三味線 三線とも云、夫琴は大なれども、三味線は當道翫器の第一なれば、此部の巻頭におく、三味線のおこりは、永祿年中琉球國より是を渡す、その時蛇皮にてはりて三絃なる物也、泉州堺の琵琶法師中小路といひける盲目に、人のとらせたりけるを、此盲目よりこびてしらべつゝ、こゝろみけれど、教をきかざれば音律かなはず、是を心うくおぼえて、長谷の觀世音に詣で、一七日參籠し引やうを祈りしに、あらたなる靈夢ありて、階をくだる時に、大中小の糸三筋目が足にかゝる、是をとり三筋の糸をかけてひくに、無盡の色音出たり、それより三絃にきはむる故に、三味線としかいふ、其砌はむざと引きてなぐさみとせしに、暫して虎澤といひし盲目是を引かため、本手破手といふ事を定めて、人にこれをつたふ、其後澤住といふ盲目ありて、是をひきおぼえ、歌に載て引出したり、それより公家武家の内にも賞翫せさせ給ふ

かたおほくありて、みづからもひかせたまふ、其時は此器に緒をつけて、頸にかけて引を用とす、其後平家の佛にして淨瑠璃と云ものはじまつて、かたり出たりしかば、平家にのせて琵琶をひくごころに、淨瑠璃にのせて三味線を引はじめたるは、澤住がなすごころ也、而後寛永のはじめ、攝州大坂に加賀都、城秀といふ坐頭兩人世に出て三味線を引出すに、その堪能なる事古今に獨歩たり、東武にわたりて大家高門の翫者となり、既に盲目の極官に昇進す、加賀都は柳川檢校、城秀は八橋檢校となれり、今にいたり三味線において、柳川流八橋流といふは是也、其後出世したる檢校勾當の内、此兩檢をあざむくほどの名人あまたあれども、柳川八橋兩檢は三味線の鼻祖たり、これによつて今世三味線の工人に、八橋豊、柳川吉兵衛などいふも、此名字をゆるされたる者也、抑傾國の藝において、三味線に上こすものなし、傾城の是にうごきは、官家の人の和歌を詠せず、武士の弓ひくすべしらぬにひとしければ、尤修練すべき道なり、六條にしては小村家の幾島、越前、三味線に堪能なり、坤郭にうつりて、風子小藤、尊子八千代、是三味線の棟梁

たり、博子藻鹽これに亞げり、所謂八千代が楊枝引、小藤が下調ひき、風流を招きて戀慕を催す事、古今たぐひなかりき、俗語ながら誠に戀の寄太鼓とほむべいひけらし、遊客の心を動す事三味線にしく物なし、かすかなる端女とても、是に堪たる者は諸客に呼出され、太夫職の座席にいたる、尤當道において、遊興の奇器なるものをや、

何事もおごろへ來るといへども、三味線の莊嚴ばかりはむかしにまされり、六條より坤郭にうつりはるかに年を経るまで、銘のある三味線はなかりき、むかしのよき三味線と見ゆるは、蒔繪をしげく書盡したるのみを賞美したり、頃年もてはやす三味線のかざりは、さのみ蒔繪をばこのます、其上蒔繪のしげきは色音にさはり有と覺ゆ、當時の三味線は胴の内を吟味して、音色のすぐれたるに銘を付て是を秘藏させしむ、高田家の猷子家隆所持したりし三味線、銘は浦千鳥と號す、胴たがやさん、棹したん、胴の四方なでしこのまきゑ、金具をもつて是をいゝ、黒檀の菊てんじゆに銀のさかわあり、金銀の三枚しと、め、根緒は金糸、根緒かけの座、銀にて三つかりがねに三つ

なでしこのすかし、金物猿尾のせつば三枚菊座、海老尾に銘あり、但しふむだみ乳ぶくらの裏に、三つかりがねの紋有、同じくふむたみ已上、

上林家三世薰陣子のもてる東雲といふ三味線のかざり、胴くわりん、棹したん、こくたんの龜甲てんじゆ、からうごめんをとりて、小口に定紋をば青貝にて入たり、根緒は銀糸の石だ、み、根緒かけの座、金銀にてすかしたる菊の折枝、しと、めは赤銅の三枚菊座、猿尾のせつば三枚は金の唐草をすかせり、海老尾の表に二字の銘を金具にて入る、裏は龜甲に桔梗の定紋、同じく金具乳ぶくらには紋なし、胴の上下に一重稻妻の蒔繪在之已上、

今世高名の傾國の所持したる三味線、いづれも右の三絃にまさりはするとも、おとるべからず、さりけれどすこしいたましきは、此頃女郎へおくる三味線に、銘さへつけてつかはせばよきとおもへるにや、さしですぐれざる三味線にも銘のなきはなし、ひくといふ縁さへあれば、朝霞、夕霞、子日の松、若が袖など、名づけ、よからぬ筆して、ふんだみなごにかけるさま人並に覺えてをかしくこそ侍れ、

琴 琴は倭漢共に管絃の大型にして、黄帝の時よりはじまれり、始皇帝は琴の瑟にとらはれをまぬかれ給、和朝にして清原原天皇彈じ給ひぬれば、天人あまくたり五節の舞をかなづ、その徳高く品芳しき事あげてかぞへがたし、然りといへども、當道において三味線の徳にはこえず、寛永のはじめまでは、傾國の坐にもてはやさうりき、然るに八橋檢校初度本ノの上衆引たりし時、江戸において筑紫樂といふことを引いたし、人のもてあそびとなる、寛永十三年丙子年花落ののぼり、寺尾檢校城印が下にて、勾當職に任じ山住と名づく、山住は予が家來にして、勾當が老母を扶持し置たれば、予が家にて五六ヶ月滯留す、其時節城言と謂し座頭ありしが、筑紫琴をなげきて懇望し、既に山住が門弟と成て是を學び、大坂の萬重といひし太夫職にひかせけるよりことおこれり、其後寛永十六年己卯閏十一月に、山住勾當江戸より又、上落して檢校職に任ず、山住を改めて上永檢校諱城談といふ、其後又稱號を改めて八橋檢校といへり、此時も猶予が家に來りて一二月休息し、武江の發足を待内に、八橋述作せし琴の秘曲といふを引て、舊友のものに

聞せける、その時城連、城行といひける座頭兩人、そば近くありしが、是を懇望して傳へを請、こゝより秘曲も世にひろまり、ことごとく傾國の手にも渡れり、されども琴は舉亭にて場をとるものなれば、さまでこのましからず、又よくひく人もまれなり、すぐれずしては聞おほせがたければ、なくともくるしからずとしるべし、
小弓 むかしは遊興の座へ、かならず出したれど、この頃はよくひく人もなければ、絶て久しく出さず、むかしの小弓は、弓の絃をいたくはりて引用ひたり、小弓も八橋檢校みづから考へて、弓をなめらかに長く手づから削りてこしらへたり、絃を引はらずゆたゆたとゆるやかにのべて、無名指にてひくやうにかけたり、その色音昔にかはり格別也き、八橋が外には、大坂太左衛門法名是閑といふもの頗名人なりき、傾國にしては大坂の長崎萬重諱倚子小弓に堪なり、其後尊子八千代もとめずして心になかひ、折々しらべ出るに人の心をなやませり、今はひく人もなく、聞人もなければおもしろきといふ所をしらず、是諸道堪能ならざる故ならむか、

尺八 尺八の事漢朝よりはじまる、遊仙窟に大篳篥尺八、長一尺八寸舌四寸八分、律呂圖云、大篳篥小篳篥又尺八爲三短笛、古文眞寶前赤壁賦、客有吹三洞簫者、倚歌而和之、其聲嗚々然如怨如慕如泣如訴とあり、是尺八の事と註せり、玄宗皇帝前身は羅漢なり、好みて尺八を吹て擲出せらると云々、唐の玄宗は楊貴妃と同じく尺八を好むで吹給ふか、唐の代が亡びたる事を句に、尺八唐音碎云々、尺八の笛と歌にも讀り、みよざりの尺八は普化僧これを專とす、かゝるゆへに傾國などにはとりあはぬものなるが、奥村家の尊子八千代、戀慕ながしを吹出したるを聞たる時は、楊貴妃のためしもおもひ出られ、そゝろになつかしく侍りき、一よ切もおなじく八千代好みて常に吹侍りぬ、諸藝堪能の遊女なり、つれはいづれにおろかはなかりき、八千代が外に尺八をこのめる人なければ、よしともあし、とも定めがたし、尺八もすぐれたるにしたがひてきかば、いかでか興なくではあらむ、
貝覆 上品の女中のもてあそびながら、六條の時代には傾國も是をもちひて興じつれど、近代此沙汰な

し、これほどに世かはり品くだりつるよとおもふ故に、こゝに載侍る、
續松 歌がるたの事也、當時傾國のころは貝おほひのごとくに、殘らずならべ置て、歌の上の句を一枚づつ出し、歌に合てとる時は露松といふ、又常のかるたのごとくに歌のかたを下にかくして、三枚づゝまきならべ、扱一枚づゝうち出し、歌のあひたる數のおほきかたを勝と定むるを、歌がるたといふ、其もとはおなじ物ながら、とりやうにて名目かはるなり、されどもかるたのごとくにうちあふ事今はたえて、貝おほひのごとくにのみもてあそび來れり、女郎いとまある折ふしや、座中つれづれとしらけたる時は、やさしくもおもはれ侍る、此歌がるたに、百人一首の歌ならでは用ひざるやうにおもはれてをかしくこそ侍れ、ねがはくは古今葉の歌や、伊勢源氏やうの歌なども、かゝまほしけれど、小藤、八千代ごときの子郎、今はあるまじければちからなくこそ侍れ、
加留太、かるたは異狄より渡りたれば、その根元をしらず、はういす、おうる、こつふ、なごいふ名目も辨へ知りがたし、上品にはあらねど、わさくしたる物

なれば、時により傾國の内でも難なし、一座のさびしき時は興ともなるなり、竹籠がけなどいふも、一きはをかしく聞え侍る、

歌文字鎖 男女しめやかなる参會に、是程の口ずさびは有まじけれど、是も歌敷おぼえぬ女郎とは催しがたし、たとひ一人二人ありても、その中に一人にても古歌しらの女郎ありなば無興なるべき、所詮どころにしたがひて座のしらせざる様に心をくばるべし、

雙六 尤傾城の手すさびによく似あひたる物なり、藤松などは隙をとる物なれば、座のしらくる事おほし、雙六ははてくちはやきゆへに、酒になりたる時仕事まひやすし、又雙六うつうちに、盃とりかはしたるにも興あり、とかくいさみたる物なれば、わやつくうちにもうたれずといふ事なし、客と取くみても、女郎ごちうちでも難なければ、歌がるたにはまさり侍る、

夫雙六は子達よりはじまり、又張文氏が十娘と雙六を作る事遊仙窟にあり、兼名苑には阿育王の作り始給ふとあり、天竺にては波羅と名け、又は六采六字といふ、依之漢土には雙六といふ、六を雙ぶる義也、

天竺年中に始めて日本に渡る、聖武天皇曲水宴の時、詩を作らざる者には、五位已上に雙六局を賜ひて、賭には青銅三千貫を給ふといへり、

雙六に十二の名目あり、

相見 品態 扣子 平賽 乞出 入破
探居 立入 袖隠 透筒 要筒 定筒

雙六盤の事、三味線に亞で傾國のもちゆる術器なれば、名ある女郎は自分に拵ておくべきことなるに、さはなくして擧亭にありあひたるを取出せば、盤も見ぐるしく筒はわれかゝり、賽たらずなどいふ事粗あり、上職の女郎などのうちかゝるには口をししくおもはれ侍る、用意をしおくともかたからず、客より心を付るにもいとやすき事にはあらずや、雙六の手まはしすぐれざらむ女郎は、唯うたざらむにはしかじ、手のおそきも見ぐるし、上林家の金太夫諱麗子、さしもの上手なりしが、是はあまりはやすぎてすげなかりしかば、常の人とはまだるきとて、心しりの女郎ごち打ち、つねの一番する間に、五六番づゝうち仕廻たり、是をよしとも定めがたきは、わきより見るに興するいとまわらず、惣じて傾城のうつかゝりはまた

にうつべからず、はをする事をいとはずして、敵の石をむぎごどりひしぐにきはまれりとするべし、

手鞠 傾國のすさびにあながちこのましからねど、時節により自然には有べし、是正月中に用ゆ、客の來らぬ内舉屋の見世の内などには取べし、土地にてとる事ゆめ、有べからず、されども天職以下のすさびなり、此手まりといふは、糸にてまろく巻かためたる物なり、近年は皮にてくゝりたる本鞠を、上職下職ならびてこれをつけり、風流ならずおもへど、制すべきやうなし、もすそをたぐりあげ、あつければ肩をぬきかけなどして、うち見さわがしきさまいたくらうがはし、

はねつき 尤正月の手すさびなり、是上職天職共にくるしからず、初春の夕つかた小づまかいとりて、はね胡鬼板右の手のみにてさばきたるいとやさしげなり、立むかひてはねをやりあひたるより外なし、そも亦程のひさしきもさのみ見よからず、やがてさしおくべきなり、数をかぞへてひとりのみつく事、努有べからず、

彈貝 伊勢貝とも瀬をかひととも猫貝ともいふ、傾城

の彈貝をとるは、おほむね格子にての手すさび也、禿などの持たるをとりて、擧亭にてとる事も自然にあり、幼淺なる事ながら、いたいけに花車なるすさび也、をかしくにからずと見るべし、

石何切 是も格子にての所作也、されどもこれはわさわしたるものなれば、擧屋にてもくるしからず、禿やうのもの、すさびなれども、すぐれてよくとるは一きはさはやかなるもの也、いしなごは胡桃にてとる第一とす、莊嚴するにはふむだみ箱だみを用ゆ、檳榔子はこけすぎてゆぶつく、象牙もこけ過る、其上おもくてひいきあし、象牙のまりこも手の内よろしからず、小石も重し且野卑なり、とかく胡桃ばかりを用ゆべし、石何切の名人六條にては玉鬘、坤郭にうつりて宮島家の左馬助、今の八左衛門家のきぬかえ、

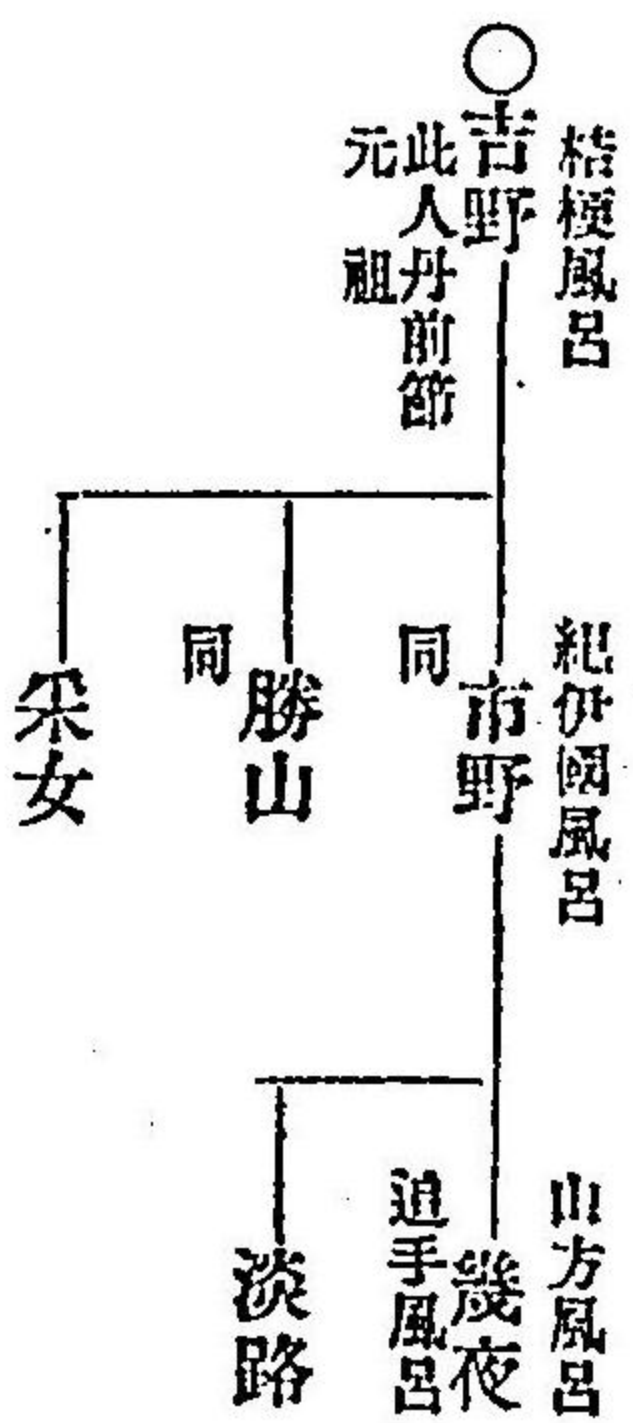
色道大鏡卷第八

音曲部

小歌 當道音曲の最上也、小歌といふは、むかしの白拍子のうたひし今やうといふものを縮めたる物なり、中比泉州界の住人高三氏隆達といひし者、三十一字の和歌にみづからふしをつけてうたひける、是彌小歌といふ名目になへり、即隆達ぶしとて今も世に残れり、此一流殊勝とは聞えて風流先だ、すなむ、古風といつべし、其後落下に原野九郎右工門尉法名宗孝一流をうたひ出し、是を原九流と名く、東武において森田庄兵衛法名音休葛野九郎、我道の藝に亞て小歌に鳴事世に甚し、されども傾國の歌の道筋は、むかしより品かはり、聲やさしくて風流すぐれたり、六條において對馬が秀察、内記が片撥、古今無雙にして聞人丹心を惱す、坤郭において尊子八千代、周子初音、祝子若松、又是に亞げり、とかく傾城のたしなむべきは第一に三味線第二小歌たるべし、抑傾城の歌は、らうさい片撥を最上とす、次に柳節信田節尤是を賞す、但此

二節は時分によりて一きは甘味あるべし、惣じて小歌は、年々にあたらしきせうか、いづくともなくはやり出て世にひろまれば、先めづらしき歌のみ人の口になかし、然といへども右の四節は小歌の口にて、むかしより賞翫する事此にたえず、自今已後も又々かくの如し、按るに江戸の小歌と三味線計りは、男女ともに都よりまさり、丹前の一節も江戸より出たり、丹前といふ名目は、堀丹後守殿門前に、桔梗風呂の吉野といひし者のうたひ出せし一流なれば、即是を丹前節といふ、丹前といふ歌は根本は片撥なり、

丹前小歌相承系圖



桔梗風呂の吉野は丹前の元祖也、紀伊國風呂の市野は、吉野が高弟にして丹前の歌を請つげり、師にすぐれて名人なれば、吉野に歌はまされり、同家の勝山も

吉野が門弟にして、是又歌の上手なりき、同家の采女同じく吉野に是を學ぶ、山方風呂の幾夜、市野が第一の弟子たり、此幾夜丹前は市野に請つぐといへども、頗名人にて又一流をうたひあらたむ、追手風呂の淡路同じく市野に丹前をならひえたり、明曆三年丁酉江戸の風呂の遊女停止となりて三谷に移る時、右の勝山幾夜は山本芳潤が家に來る、采女は三浦が家に入り、幾夜山本家に來りて郭中の小歌ぶし改りて、幾夜にしたがはずといふ事なし、今に至り歌の風俗よろしきは、幾夜が流をくむにあり、惜哉万治三年芳潤が家にして早世しぬ、此外に山方風呂の柏木といふ者、幾夜が古傍輩なりしが、是は師を求めずして、おのづから勞瘁の名人なりき、かゝる歌どもは前後無雙なり、當時の歌ははるかにおどり侍る、淨瑠璃 じやうるりの由來は、矢矧の長者がむすめ、淨瑠璃の事を作り始めたるによつてじやうるりと名付たり、此十二段と云ものを見るに、何者の作りたれば、かゝる不都合なる事のみを書つかけたるぞとおもふに、小野の通が作なれば、實ことほりとぞ覺ゆる、通女つとめの身にて、學問すべきいとまはな

く、をりふしごとにならば、むかしかたるやうに書つらねたと見えたり、書たる始は草紙なりしを、瀧野勾當といふ者、平家をやつして是に節をつけたり、其頃五條に次郎兵衛といふ者ありて、瀧野に是をならひかたりけるに、おなじく洛人熊村小平太といふ者、是をき、ならひ是をたのしみて、夜毎に洛中をかたりありきけるを、京わらべ聞て、これよりじやうるりといふ事をしれり、小平太江戸にまかりて、此淨るりをかたる、即太夫となりて江戸薩摩といひしは此小平太が事也、尤後に入道して淨雲といへり、抑淨るりは瀧野別當ふしを付て、文祿三年甲午の年よりかたりはじめたり、此じやうるりに本ふしとてあり、此本ふしに表裏とて秘傳あり、粵に杉山七郎左衛門といふもの世に出で、瀧野直傳の本ふしをかたり、尤淨るりにおいて中興の開基たり、杉山江戸に至り、元和元年丙辰の年より芝居をたて、操をして淨るりをかたる、其後杉山氏口承應元年の夏、江戸より京都に上り、忝も口宣を頂戴して、天下一杉山丹後藤原の清澄となる、入道しては寶山高智といへり、忝子も又受領して肥前掾といふ、淨るりの

最初に序を付始たるは是清雲が作也、丹後はじめて是をかたる、予情おもふに、序を付たるは淨るり奥深くて聞よきが、淨るりの初段の發端に、さても其後といふ事聊不審なり、二段目よりは尤ききこゆ、いかにして此道理きこえがたさに、丹後接弁喜太夫大坂の出羽播磨ことくかれらにあひて、是を尋ぬれども終に理をわかつたずして曰、此扱も其後といふに、家々のふしゆり、息繼音聲さまぐ子細あり、調子をうかふに秘術ありて、一子一弟に相傳する事なれば、たとひ誤りにても候へ、今又改めがたしといひてやみぬ、むかしの淨るりは、詞つゞき凡卑なりしかども、若狭がかりたり出たる命乞の時分より、すがた詞やさしくなり、又此頃作り出せるは拔群おとなしき物にぞありける、夫淨るりの風儀は、年々にかはるもの也、其上所びいきといふ事ありて、京は京の太夫をよしとし、江戸は江戸の太夫を好む、大坂は大坂の太夫ならではとおもふゆへに、いづれを是とも定めがたし、畢竟淨るりといふもの、下品なる藝なれば、素人の口ずさびとてよき人かたるべからず、たとひかたるとても一段の始終をそろへてかたらむ曲

なし、節ある所をかいてとりてみじかくかたるをよしとす、又よき傾城の淨るりはのらぬものなり、天職までは制禁すべし、かこひ以下の沙汰なり、端女とて小歌とかはり、淨るりは外より望まれてかたり出べし、かたるとも道行なごこそやさしかるべけれ、女の口よりさてもその後といふ發端は聊斟酌あるべし、説經 説經の操は、大坂與四郎といふ者よりはじまる、沙門の説經をやつして、下僧のかたるを歌念佛といへり、たとひふしを付るとも、佛教のみをかたらばさも有なむ、小栗山椒太夫などいふものに、鉦鼓の拍子をとりてかたる事これいかにぞや、歌念佛の名目にはたがへり、操にする説經のふしも、當時は淨るりに近くなりたり、田舎の傾城は自然に是を學ぶものありて藝のひとつとす、興する者も又田舎ものにして、都のかたにはあらぬ業なり、男子は太夫の外白人かたる事よしなき口ずさびなり、船歌 船子やうのうたふ船歌の類にはあらず、時節相應の事を長くいひならぶる作り船歌の事也、されども是には音頭のとり處ありて、おほくは地よりつけてうたふものなれば、上手下手のわかちもさまで

有べからずとしるべし、

躍口説 船歌とかはり、上手下手さまぐある事也、をどりのくごきといふ事、むかしとかはり、中比よりは殊外高上になりたり、このくごきの詞に、儒道を先だて佛教をしめし、又神道をあらはす、詩歌の心をよくませ、且和漢の古事を引出すことおほかり、詞さへおほゆれば、誰もいふべき事なめれど、音聲息繼拍子合に上手下手ありて品々わかつて、先上京に或法師、此妙を得て天下に名あるといへども、予が一族なればはかりて姓名をしるさず、次に役者喜内といひし者あり、法師につきて此名を得たり、其後願西次郎兵衛自然この道にかなひて、これを口ばしるど、其芳しき事先達をいひむくなるべし、

色道大鏡卷第十二

日本遊郭總目

- 一 京西新屋敷號地郭
 - 二 山城國伏見夷町
 - 三 同伏見柳町
 - 四 近江國大津馬場町
 - 五 駿河國府中島
 - 六 武藏國江戸三谷
 - 七 越前國敦賀六軒町
 - 八 同三國松下
 - 九 大和國奈良鳴川木辻
 - 十 大和國小綱新屋敷
 - 十一 和泉國堺北高洲町
 - 十二 同處南津守
 - 十三 攝津國大坂風車町
 - 十四 兵庫國
 - 十五 佐渡國船山崎町
 - 十六 石見國鹽津稻荷町
 - 十七 播磨國室小野町
 - 十八 備後國鞆有磯町
 - 十九 安藝國廣島多々海
 - 廿 同宮島新町
 - 廿一 長門國下關稻荷町
 - 廿二 筑前國博多柳町
 - 廿三 肥前國長崎寄合町
 - 廿四 肥前國樺島
 - 廿五 薩摩國山鹿野田町
- 以上廿五箇所
- 第一 洛陽傾城町來由
- 粵に原三郎左衛門といふもの有、豊臣太閤秀吉公に

仕へて、出駕の御供には必はづれざりけり、或時太閤諸士に謂てのたまはく、予天下を掌握に治しより此かた、國富民榮ふること其限しられず、此時に當りていかなる雜入ばらにても、心に望み思ふことあらば申べきよし仰下さる、然るに太閤洛陽萬里小路を馬上にてごほらせ給事有、其時三郎左衛門も御供しけり、其比萬里小路二條邊は道の左右に並木の柳生つづきたれば、俗に柳の馬場といひける、此處にて三郎左衛門公の馬前に跪きて申上けるは、恐多き申事ながら、私内々存る旨あり、遊女を抱集めて洛中に傾城町を建、格子局をかざり、糸竹の調に歌舞を盡し、衆人を慰めて京師の賑ひ、且國家安泰の佳相なるべく候やらんと申上る、秀吉公より色をおもんじ給ふ武將なれば、腔に入らせ給ひ、實に是はさぞあるらん、さあらば汝に是を許容す、則此所に町を取立べきのよし仰下さる、寔に宜御機嫌に申出し、有難き上意を奉受て、三郎左衛門は此處に一人残り、人夫を招きよせ、はや並木の柳の枝をうち、是を門の柱に用ひ、かりなる舟屋をしつらひ、腰藤をかけわたしける處に、太閤歸洛に及び、此所を通らせ給ひ、是を御覽

じてきやつめははや遊郭をしつらひたるよな、さてもこゝろよし、猶もさし急ぎて棟をならべ、家毎に格子をとり付、遊女をかざるべきよし仰合られて歸城し給ひぬ、それより諸方に幽居せし者ごも馳集りて、三郎左衛門に屬しつゝ、屋敷を請取家を造る、于時天正十七年己丑に是を建創す、原三郎左衛門は上町今の九郎左衛門祖交なり萬里小路通二條押小路南北三丁、名付て柳町と云、上丁中丁下丁是也、此より先に洛中の遊女僅に是ありと雖も、一所に集らず離れに居住せし也、此柳町へは秀吉公の、時にならせ給ひ、御顔に袖を覆ひ、格子く局々迄残りなく見物し給ひけるとかや、其後秀頼公の御代、慶長七年壬寅に、柳町を室町の六條に遷さる、爰に於て三筋町と名付、此地に居をしむる事四十年、其後大猷院殿の御代、寛永十八年又六條より今の新屋敷に遷さる、此時より此處を島原ともいふ、或云肥前國島原陣落去の砌として、郭の構一郭一門にして、四方播揚の堀なるが、有馬の城に似たりとてかくいひしときげど、是はおぼろげのたとへとや申べからん、抑島原といふ心は人皇七十四代鳥羽院の御宇に、島千歳和歌前といひしは、是本朝遊女の根元

也、此島といふ字を取て、此遊郭になづく、原とは廣き心をいふ也、毛詩十七公劉篇郭言曰廣平曰原云々又或説に、肥後國たはれ島といふ有、風流島と書く、又六條宮の御撰の伊勢物語の眞名本には、遊島とあり、彼是兩様をもつてみれば、兎角たはる、境地なれば、此島の流にしたがひて、島原と名づけ侍る物ならし、後撰集第十五に朝綱朝臣、

まめなれとあた名はたちぬたはれし

よるしら浪をぬれきぬにして

同第十九よみ人しらす、

なにしおは、あたにそおもふたはれしま

浪のぬれきぬ幾夜著つらん

所詮此地を島原といふも耳にたちてきこゆ、洛陽の西南にあたれば、坤郭といはんに何ぞ難かるべき、

坤郭八景

壬生殘花

壬生境靜幾吟望

知是爲消蜂蝶恨

朱雀孤月

朱雀荒來孤月幽

可感白櫻殘半粧

後花春色一枝香

閑人温故尙悲秋

深叢落露三千丈

破屋鋪瓊十二樓

古塚草露

何歲何人荒塚殘

更悲蔓草露薄々

往來日夜千行淚

秋色蹊深故不乾

前塘竹雨

回塘修竹近籠烟

兩人秋情洗世緣

倘勿爲孤閑拓徑

繁陰滴々不安眠

青田暮晷

田面雲青日已傾

群蛙鳴度入多情

從來自慣英遊地

迎月陰々鼓吹聲

丹徑雲樵

路歷丹陽樵步頻

雪花片々飾柴薪

一朝買子休歸去

又怪擔頭帶錦人

東寺雲塔

巨寺久留空海蹤

怪看層塔宿蛇龍

自高密法半天上

十里鈴聲玉一峰

本國曉鐘

本國隣連恨必生

樓鐘報曉獨空驚

情淡未盡同床月

夢送聲々錯轉更

松屋半兵衛	會所	三平宗兵衛	桔梗主郎左衛門	橋屋太郎兵衛	笠屋源左衛門	表屋六郎兵衛	吉文字又兵衛	三平宗清衛門	錦屋又兵衛	かほり左衛門	井筒甚左衛門	井筒又右衛門	丸太屋新兵衛	拍屋長衛門
-------	----	-------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------

京傾城は郭外に出ず、遊料は太夫職五十八夕、天職は三十夕、圍職十八夕、端女郎晝よりは圍職並に、夜に入ては十一夕、午刻より未刻まで晝隔子あり、但太夫職は隔子へ出ず、傾城のかしなし、客の夜泊りあり、酉の上刻より惣門を閉て、客の出入なし、卯の上刻に惣門を開て、舉屋廿四軒、客入に腰物を預る、出口北向茶屋合て十九軒、此分に端女郎を舉る、但晝の内計りにて夜泊是を制する處なり、

坤郭年中賣日是を物日ともいふ又紋日ともいふ

毎月一日、十五日、廿一日、廿五日、廿八日、此五日は月次の物日たるによりて、正月より十二月に至り、懈怠なく參會すべきなり、

正月は年中の始且祝月なるに依り、傾城家より出るに闕日なし、然れ共廿日以後廿二日、廿三日、廿六日、廿七日、廿九日、此五日は若出ずといへども、おくれたる女郎ならば是をゆるす、全盛の女郎は一日をも除く事有へからず、

二月一日巳午兩日、十五日、廿一日、廿五日、廿八日、三月一日、二日、三日、四日稻荷明、十五日、十九日、廿一日、廿五日、廿八日、

四月一日、八日佛生會又叡山の花、稻荷祭上卯、同後宴此日又祭兩儀を兼ね、松尾祭酉、同後宴、十五日、廿一日、廿五日、廿八日、

五月一日、四日、五日、六日、十五日、廿一日、廿五日、廿八日此日中堂寺祭なり、廿九日同後宴也當町の女郎計物日也郭中物日には非ず、六月一日、六日、七日祇園、八日後、十三日、十四日祇園、十五日、十六日空、廿一日、廿三日宴、廿五日、廿八日、卅日六月、

七月一日、七日、十日、十四日より晦日迄傾城家より闕日なし、但廿六日、廿七日、廿九日は若出ずといふともいきはひなき女郎にはゆるす、小の月ならば廿九日物日なる間、廿六日、廿七日、兩日計りゆるすべし、全盛の女郎一日も除くべからず、

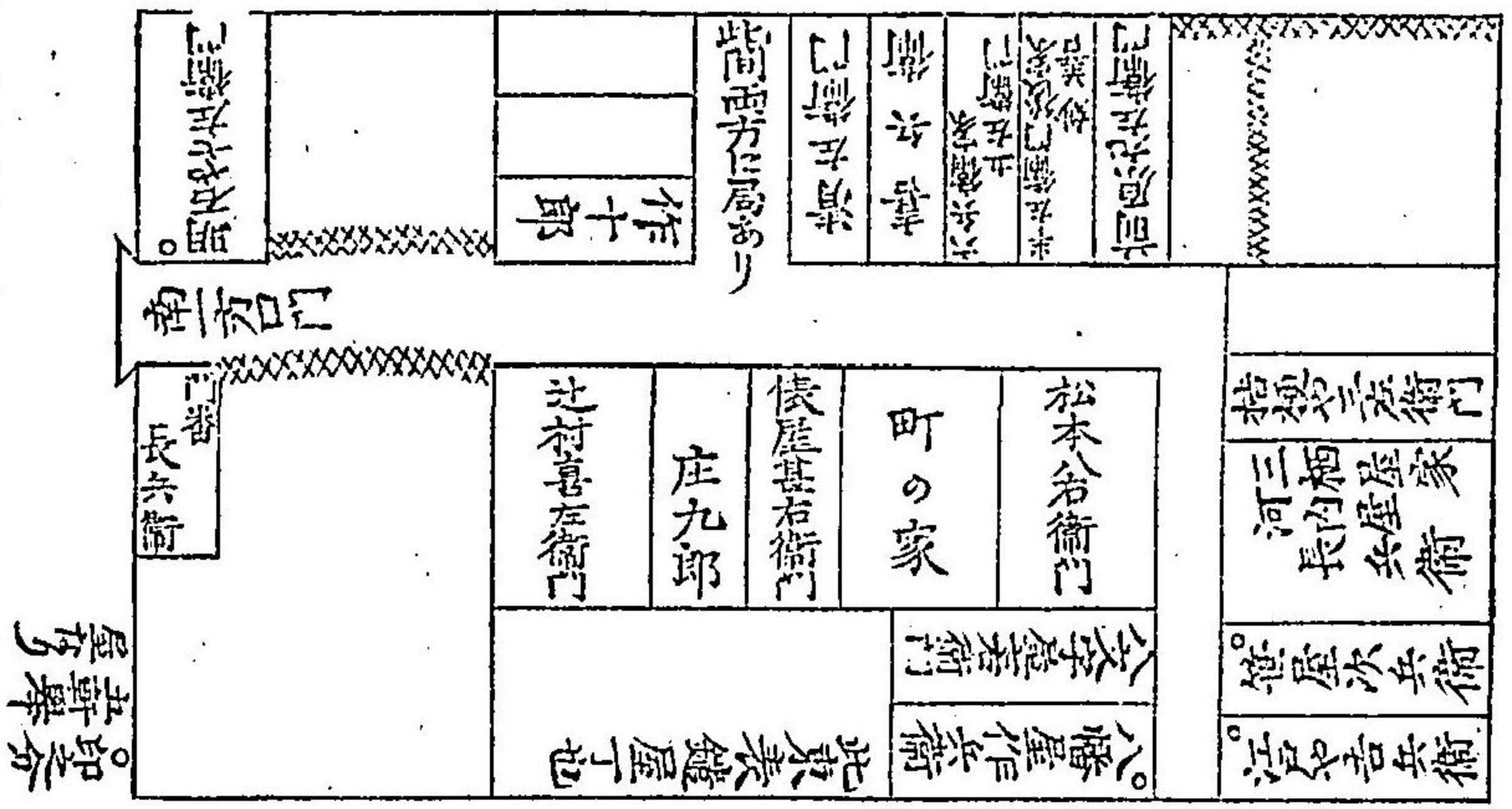
八月一日、二日八朔、十四日、十五日、十六日、十八日御靈、廿一日、廿五日、廿八日、九月一日、八日、九日、十日、十一日、十三日、十五日、廿一日、廿五日、廿八日、十月一日、彖日二日ある時は二日、三日ある時は三日出る、十三日日蓮御影講、十五日、十六日東福寺、廿日恵比須講、廿一日、廿五日、廿八日、十一月一日、八日、子祭、午日祇園御火燒、稻荷の御火燒、十五日、廿

一日、廿四日大師、廿五日、廿八日、十二月一日、十三日正月始煤拂、頭其家々によりて日頭おなじからず、十五日、廿一日、餅擗其家によりて日節分、大晦日、次同じからず、

第二 山城國伏見夷町

伏見の鐘木町は本名夷町也、鐘木町とは油掛通東行あたりの町をいふ也、夷町も町の象鐘木に似たりといひならはしたるなるべし、惣じて遊郭の本名をいはずして、外の町名を呼るたぐひ所におほし、是より先に林五一郎といふ者出て、豊臣太閤に遊郭を申請せ、伏見縣の西にあたり田丁といふ所を賜ひて、慶長元年丙申に傾城町をとりたつ、然りといへども太閤大坂に歸城し給ひ、剩程なく薨じ給ひければ、伏見の繁榮時移りことさりとて、此處の者も洛陽にうつり、又大坂に退て跡はいたづらに野となりて、只狐島の栖となれり、然る所に渡邊掃部、前原八右衛門といふ者有、其時の奉行長田喜兵衛尉、芝山小兵衛尉といひける此兩人によしみありければ、是にたよりて遊郭を再興致し度訴ふ、忝も上意として富田信濃守屋敷の跡を遊郭に仰付られ、慶長九年甲辰十二月二日に開地せしむ、今の夷町是也、即其時長田芝山上意

の趣をしるし、一通の状を渡邊前原に遣して、永く夷町に遣す、寔によしある遊郭也、
 京より鐘木町に至る行程、洛陽五條橋より大佛正面迄五丁、正面より一の橋迄稻荷鳥居にて十三丁、鳥居より極楽町の角まで十二丁、極楽町より墨染之辻迄七丁、墨染より十丁目の辻まで二丁、此辻より鐘木町の門まで一丁、合四十六町也、
 當郭の傾城、先年夜女計の時は、いたく凡卑なるが故に、京の者の翫ぶ事もなかりし所に、初音小左衛門杯いふ女來りしより、京の者も少々出そめたり、又寛文の始より、天職出世しつれば、歴々の人まで入込、彌繁昌しけり、されども今は天職も中絶し、入ける客も減じぬれば、所の賑ひもかはりぬ、惣じて當所の傾城都ちかき郭なれば、京の者に馴て風流少しなきしもあらず、然といへ共小郭にて育あがりたる女故に、物を廣くうかいはざれば腹中せばし、京の者どさへいへば、智あるも愚なるも、福人にもすりきりにも其かんがへなく、ひたふるに思ひ付て、行末久しかるべきとおしはかり、すまじき人にも心中の戀志を盡すといへども、男の心はかくしからず、されども一



○伏見鐘木町遊郭之圖

たびの負おし、是非なくつとむるなど、皆當郭の傾城の癖也、究竟男をたす事は成がたく、男にたいさるゝといふもの也、不便と謂つべし、情おもひ競れば、女のにくさげなる所はなけれど、取廻しさかしからねば、傾城の正理にたがへり、此頃は所さびしく又又おそろへ來りぬれば、猶品あしくなりもて行べきと、いたましく思ひ侍る、

鐘木町天職園職來由

伏見夷丁、昔は押並て半夜女ばかり也、然る處に攝州大坂木村又二郎が家女兩人、江州大津に預けおけるを、當郭主原九左衛門忠勝、万治三年庚子四月十一日に是を需めて園職に補す、是當郭園職の濫觴なり、一人は初音と名付、是大坂にては元名山崎といひ、大津にしては丹州といひしなり、當郭以後南都にして、留伊といひし者也、今一人は小左衛門となづく、是も大坂にては元名御船といひ、大津にしては浮船といひし者也、寛文元年辛丑に、同家の灰、浮船兩人又園職となる、寛文三年癸卯十一月廿八日、大坂木村又次郎が家女兩人、又前原家に遷りて天職に補す、一人は淡路は大坂にて繁山と云し女、一人は小藤は大坂

にて佐渡と云たる太夫職なりき、此時同家の灰天職に昇進す、是當郭天職の權輿なり、然るに寛文第五乙巳年淡路小藤大坂に歸る、灰は寛文六年三月廿日病死す、道號紫光、法名妙雲といふ是なり、天職暫中絶し畢、○舉屋五軒客入に腰物預る、晝隔子を出す、晝女郎の借しあり、夜客をといひる事京のごとし、遊料は天職廿八夕、園職十六夕、半夜八夕、然る處に舉屋困窮により、延寶四年辰八月より、園職十八夕、半夜九夕宛、

鐘木町年中物日

月次の物日の事、當郭は毎月朔日の外遮りて是を定めず、仍故實有り、正月朔日、二月、三日、四日、五日、六日、七日、十四日、十五日、十六日、十七日、清水寺、十八日同、十九日厄神、廿日、
 二月朔日、巳午兩日、彼岸或は二日、十五日涅槃會、
 三月朔日、二日、三日、四日、御出、廿一日東寺御影供、
 四月朔日、八日佛生會、稻荷祭、同後宴、
 五月朔日、四日、五日端午、深草祭兩儀を兼ね、深草祭とは藤森の祭なり、
 六月朔日、七日祇園會、十四日同、卅日六月祓、

とより才智すぐれたる女なれば、姑につかふまつること實の母のごとくす、母かぎりなく歡び、此妻いかなる人の末にもあれ、孝行の道をしりて節義を守る、我子のまごひめでぬるも理をぞとていと惜み深かりけり、京に此母の弟有しが、頻に煩よしの便有、叔父の事なれば清六京にのぼりて看病せんとするに死しぬ、清六方なく國に歸らんとするに、其頃亂世にて道々關をはりて行ことあたはず、其内に母も亦病付て今を限ぞを見えし、此妻母の病中に暫もいねずしてあつかふといへども、猶頼母しげなく見えつれば、母の命にかはらんと天帝地祇に是を祈りしかども、限り有て終にはかなくなりぬ、妻歎きながら是非なくからをおさめ置、夫の歸國を待所に、永祿十一年戊辰武田信玄駿河に發向して、府の城に取かけ民屋に火を放ち焼立ければ、今川氏眞堪りえずして落うせたり、武田方の軍兵家々に亂入亂妨分捕狼藉いふばかりなし、藤井が家に入て宮城野をどらんとす、妻奥に逃入てみづから縊れて死しぬ、兵士共其貞節を憐み、屍を家の後なる柿の木のもとに埋めり、駿州は武田家の手に入、諸大將も和睦しければ世も靜にな

り、道開けて通路たやすくなりければ、清六漸くして國に歸りみれば家に人もなく、其由を尋ればしかじかことたふ、生死無常のことはり力及ばず、母と妻の廟をひとつ所にして、朝夕廟參しつゝ、妻の貞節を感じ又は歎きのあまり、ねがはくはありし世の姿を暫も見え給へと念じて、廿日計りに及ぶ、或夜月くらく星あらはなる夜、獨燈をかゝけて座す、宮城野が姿影のごとくにして來り、君が念を感じて司祿神に眼を乞て、今爰に顯れたりとて、始終の事共を泣々かたるに、自もとより官家高門の息にあらず、あたにはかなき流のみとなり、人に契りて心をこゝめず、色につくろひ花をかざり、姿をなまめき詞をたくみにす、昨日の人を送りけふの客をむかへ、西より來れば西なる人の婦となり、東より來れば東よりの人の妻となりて、よるべさためぬ契にのみ月日を送りしに、君に逢て誠の妻となり、昔のならばしを捨て、正しき道をおこなはむとするに、かゝる禍にあふ事、前世の業因つたなきをしる、然れども貞節孝行の徳により、天帝地府我を變じて男子となさしむ、今鎌倉の切通しに富裕の家あり、高座の某となづく、此子となりて

明日生れ侍る也、君爰に來り給へ、君にあはひ笑ひ侍らん、是をしるし給へといひて、亡者のかたちは消うせけり、藤井歎きながらも不思議の思ひをなし、七日を過して鎌倉にゆき、高座の某が家に尋入、此間生れし子や有、子細のあれば見せて給はれといふ、此子胎内に廿ヶ月ありて誕生せしが、今に至り晝夜鳴て聲絶すとて懷きて出す、藤井をみるより莞爾と笑ひ、それより鳴やみてけり、藤井有のまゝに件の物語しつゝ、自今以後一族の契約して往來のちなみ絶すぞ有ける、右府中の遊女の濫觴は分明ならざれども、有が中に奇異のもの語りなれば爰にしるし侍る、

第六 江戸三谷

江戸の傾城町は、近來迄葎原といひて深川の邊に有しかども、明曆三年丁酉正月十八日、本郷より火出て葎原も此時に灰燼となりぬ、其砌は燒跡に小屋杯かけわたし、かりなるしつらひにて客をさめめけるが、同年初秋の頃今の三谷といふ所に此遊郭を移されたり、北方一口に惣門を構へ、右葎原の如くに町をわたりて家造りし侍りぬ、かたついなかの遊郭さへも、其程々につきてにぎはふ物なるに、ましてやは是は天下

の武陵にして、日本の貴賤集りをれば、遊人日々にしげく繁榮日にかさなれり、帝都をさるること沓かなれども、郭風いさぎよく行粧さはやか也、誰か是をしのばざらんや、

江戸三谷年中の物日

- 毎月一日、十五日、十八日、廿五日、廿八日、此五日は月次の物日なり、
- 正月、當月は元日より廿日に至り欠日あるべからず、中にも廿日は夷講といひて、商人殊に是を賞す、廿五日、廿八日、
- 二月一日、十五日、十八日、廿五日、廿八日、
- 三月一日、二日、三日、十五日、十八日、廿五日、廿八日、
- 四月一日、十五日、十八日、廿五日、廿八日、
- 五月一日、四日、五日、六日、十五日、十八日、廿五日、廿八日、
- 六月一日、五日、天王祭、七日祇園會、十五日山王祭、十八日、廿五日、廿八日、
- 七月一日、七日、十三日、十四日、十六日、十八日、廿四日、廿八日、廿九日、

○ 宗左衛門
○ 九右衛門
○ 理右衛門
○ 平左衛門
○ 長兵衛
○ 甚三
○ 長左衛門
○ 久左衛門

興 御 殿

○ 清十郎
○ 佐左衛門
○ 弥左衛門
○ 右衛門
○ 遊五郎
○ 大衛門

○ 甚九郎
○ 彦左衛門
○ 吉左衛門
○ 又六
○ 權左衛門

光 御 殿

八月一日、十五日、十八日、廿五日、廿八日、

九月一日、八日、九日、十五日湯島天神、十八日、廿五日、

廿八日、

十月一日、家三郎にて十五日、十八日、廿日茨講、廿五日、廿八日、

十一月一日、十五日、十八日、廿五日、廿八日、

十二月一日、十三日、十五日、十八日、廿五日、節分、煤

拂、大晦日、

江戸の傾城郭を出す、太夫職廿七夕、晝夜賣は七十四夕、格子女郎廿五夕、舉屋十四軒客入に腰物預る、散茶町の傾城は舉屋なし内留也、客入に腰物預る、金一步宛或廿夕、但當座銀、一夜銀にして宿本を不尋、若逗留する時は請人を立る、散茶町にても晝夜居續れば遊料一倍増也、右三谷之圖、寛文の始にしろしおきたるを、其儘爰に記すの間、家主少々入かはる事あるべし、其上散茶町繁昌して、町のすがたも今はたがひ侍れば、追て是を改むべし、

第七 越前國敦賀號六軒町

敦賀の遊郭は六軒町といふ、舉屋の居る所をみつやといふ、傾國の遊料十六夕、次は十夕宛なり、端女は

六夕宛、

第八 越前國三國號松が下

三國の傾城は松がしたと上新町とに有、此内に舉屋も有、出村には堅町と地藏町とに有、

文化十四年三月廿八日寫竟源本蜀山人

色道大鏡卷第十七

扶桑列女傳

洛陽

吉野傳

吉野諱德子、姓藤原、松田氏、髮祖出於倭藤太秀鄉、後陽成院御宇慶長十一年丙午三月三日生、洛陽大佛、自七歲之秋、被養林氏與次兵衛之家、而從益子肥前、禿名林彌、肥前不深憐、感德子、而家主勞而令退之、其後不履從先輩矣、于時雲州大守視之告、家主曰、童女林彌有奇異相、必發名於日域、最可爲上職、依此言、元和五年己未五月五日、出世而補太夫職、于時德子名曰吉野、自是先有此名、依爲高名、號之、德子性輕爽而智慧甚深、靈艷而化心、活然恣氣、且下情有要焉、德子聽香得妙、亦常好酒能遊宴、言語奪人心、在郭之內、高德威儀、其繁數無指頭、語斷舌根而已、有大明國吳興李湘山者、夢中會吉野、而通言、慕這幽容、而以寬永四年丁卯秋八月、賦詩而送扶桑、其詩曰、

日本會聞芳野名

夢中髮髻覺猶驚

清容未見恨無極 空向海東數風行

又翌年自漢土請德子之壽像、我朝之遊客議焉、而命畫工令圖之、跪德子之目前、而寫佳貌、畫工尊其暉相、而不探毛延壽之例、時圖畫處七影不遠、顏色恰如、移影鏡、悉附軸爲七幅、而遣九州、異朝商人代之綾羅、而歡喜影、況於倭人乎、衆人見金峯山之花者、忍松氏姿、詠袖振山之月者、思德子面影矣、寬永第八辛未年、就倉客、而有訴論、因玆雖不充、三年季、同年八月十日、年廿六而還、舊里、

評曰、噫呼德之感天下也、夫至乎哉、吉野流美名于中華、令風雅之士惱丹心、何必在色耶、吾國唱名于異域者、載在青史、而今不足贊、天正而來羅浮子道春、達名大明、活所子道圓擅文詩名于海外、吉野可與二賢並鑿馳矣、惜哉使司馬氏在、必探載女史之傳、

左門傳

左門諱賢子、姓平、三浦氏、南都之人也、生寬永三年丙寅春二月、小名鶴、幼時後父、其母誘彼而令嫁他家、自幼稚之時、秀才發外、利根遮眼、雖然繼

父不歡、以下脫紙圖文

八千代傳

八千代諱尊子、姓藤原、波多野氏、寬永十二年乙亥五月朔日生、於播州姬路、母夢見懷金寶器、而即孕、生而爲七歲之時、後于父、于時兄弟三人、母雖養育之家、貧而難保、因玆正保二年乙酉、于時尊子遣城州臥見柳町、此號、福田理兵衛者家、小名石、慶安元年戊子春二月、出世而爲園職、名曰千戶、于時年二年己丑春二月、入坤郭、而遷與村三四郎之家、同年二月七日、郁子三笠導之、而再出世、補太夫職、于時年改名號、小大夫、其後亦改名而號、八千代、重職如元、自是其名充天下、威勢覆于世、巍然其德芳、才智越萬人、通達諸藝、其中能書而爲一流、祖、次粹、絲竹也、三味線名人而又一流之祖也、次妙、琴也、次小弓尺八之音聲、異于他、也、小歌殊勝、而節有風味、剩好、茶湯、而以窺式、又、風雅、而快、吟舊歌、且携、俳諧連歌、而作、發句、松江氏重賴聽之、萬治三年庚子夏五月、集懷子之時、尊子之句、撰入彼集、寬文三年癸卯春三月、似空軒安靜撰、鄙諺集、尊子之句、猶入此集、矣、承應三年甲午春二月、發起百人式首、自

洛呼講談人而聽之、同年六月聽伊勢物語、明曆元年乙未春聽徒然草、同三年丁酉春正月聽古今和歌集讀方、同年自四月上院、聽源氏物語、翌年十月至讀幻卷、講人病故、憐愍惜哉、其後依催退郭義而不充志矣、尊子性正直而兼備智仁勇之三德、專忠勤矣、或時家有賀儀、而家女悉作列、以先輩座上之恒例也、因玆定第一郁子三笠第二英子野風第三宋子吉高第四尊子八千代、厥時尊子分入三笠下野風上、而令著座、于時年、爾時座中德氣、家主謂尊子曰、座席違背如何、尊子曰、座上者不可寄、年積可寄、忠功、以其意、居此、家主入腔子不復言矣、隨成長、而盡孝慈母、救昆弟、且昵近之傾城、或有好之輩、尊之敬之、而尊子與重貨、施無量金銀也、自己丑至戊戌臘、十箇年之間、從彼而出世之遊女七人、馨艷之風流、停這一人、莊嚴倍上古、所謂天下壯觀也、尊子紋者花輪違梧也、此紋聞異域、而以織之金襴之地紋、而渡我朝、明曆元年乙未秋九月、唐船入肥前州長崎縣、諸方商人舉而寄焉、唐人解其織物、而戲謂倭人曰、是貴邦第一傾國紋也、重色之人者豈厭價高、須速買矣、又自朝鮮國聽此紋、

而畫茶碗而渡日本矣、自古至今本朝之遊女聞異朝而稱之者、於六條德子芳野、於坤郭尊子八千代、唯此兩女而已、萬治元年戊戌十二月廿九日、廿四歲而退去郭中、

初音傳杉山家

初音諱天子、姓源澁河氏、江州永原之人也、生寬永四年丁卯、從前初音琢子、禿名長吉、寬永十八年辛巳出世而補天職、琢子初音導之、名曰和泉、依貌麗呼其名、而正保元年甲申三月廿一日昇進太夫職、改名號初音、承應之始迄雖發其名、自明曆之末威勢衰、適雖求珍客、續而不會、故累年悔之、且身自悲、歎退出之遲遲、天子常信觀世音、因茲祈意趣於觀自在、雖不幸來尙矣、寬文元年辛丑八月十日寅刻天子夢、大悲尊座巖上而指天子曰、汝無現世之果福、可想後生之需也矣、同十六日戌下刻又夢、白衣神女來天子之枕上而振素幣曰、愛世乎去天乃知會多能死喜、

此句兩三遍唱而去、空、同月十八日順卒年三十五、法名號妙修、滅後覽之件遺翰在一匣中、

藤江傳

藤江諱貴子、姓最不賤、降誕寬永十二年乙亥十月、母藏其姓氏、而遣他家、而又自其家贈郭內、小名曰萬、不扈從先輩、而慶安元年戊子九月廿一日出世而補太夫職、峯子高根導之、貴子性堆尋常而容貌潔、眼裏麗々有奇相、音聲清々爽、豁然獨立、心飽花車而深惡卑風、在郭之間假不聽、商業沙汰、猶口不語野言、所謂蓮者生汚泥、而如不染濁、臘十有二年之間、從貴子而出世之弟女六輩、所謂高子小藤、川子鳴瀨、雲子葛城、明子衣重、波子松山、謙子藤江、依世而即諱其名也、等也、萬治二年己亥六月十日、年廿五而退去郭中、

葛城傳

葛城諱雲子、姓藤原、齋藤氏、平安城之人也、生寬永廿年癸未春二月聚樂、從貴子藤江、禿名八彌、明曆三年丁酉出世而補太夫職、名號葛城、貴子藤江導之、雲子性情潔而心理閑寂也、肅然恐己、蕭然觀浮世、能相同貴子之心、無欲第一而雲子獨淨、此也、嫌於勇剛之人、招於和直之客、雲子常尊法而歸淨土門、萬治三年庚子冬十月求於師、受血脈、且勤為念佛五千返日所作、自寬文三年夏五月病、同

秋九月十三夜夢中善導和尙、現半金色之尊貌、告白、汝今厭離此穢土而生安樂國也矣、雲子夢覺歡喜、拜虛空而不愁、病困斷藥療、而以靜修臨終之業、同十五日午刻唱彌陀寶號、向西合掌卒、于時年廿一、葬四條京極大雲院、道號明室、法名光雲、

初音傳宮島家

初音諱周子、姓不詳、寬永十七年庚辰六月三日生洛陽、幼稚而後父母、他腹之兄無惠之、依為貧家、不能保之而為傾國、從伯子薄雲、禿名號長吉、出世承應三年甲午春三月而補天職、伯子薄雲導之、周子性利根英木而面在愛敬、每會客不擇美醜、下情無淺深、小歌名人而天下之人寄焉、且粹三線也、故鳴於都鄙、因茲萬治元年戊戌冬十月補太夫職、自是益威、光雲覆於世、德山高於地、寬文三年癸卯十二月四日年廿四而退曲郭矣、

和泉傳

和泉諱清子、姓藤原、結城氏、生寬永十八年辛巳五月九日華洛、禿名筑紫、從前和泉芳子、承應三年甲午秋七月、出世而補天職、清子性正直潔白而容貌險麗也、周子初音依為先輩、為之下言、清子曰、出

世遲速雖隔月未隔年、忠勤不劣、周子、何故侮予矣、周子曰、夫家族者雖隔日從先輩之例也、奈憤於我、哉否、而不止威論、爾時家主有雙方而以請同言語、遂應家主之諫焉、萬治二年己亥四月十一日補太夫職、舊年冬十月周子初音依任太夫職、重職相同、因茲亦兩女諱威尙矣、寬文三年癸卯五月三日花齡廿三而退廓、

金太夫傳

金太夫諱麗子、其姓氏不詳、寬永十六年己卯春三月生於華洛、少年之間從深子初島、禿名號長吉、承應二年癸巳六月七日、出世而補太夫職、深子初島導之、麗子性大膽而常好花美也、顏容勝于世、躑躅前後無雙、寔天生麗質而讚不足口、仰在其恐郭中之美容無顏色也、座配風流而飲宴有佳興、獻酬闌而剩不飽、交會是以諸客莫不忍焉、險子薰者家族而雖為先輩、不隨彼、恒證威勢及累年矣、薰客來此方不通、金客又遷彼方、自薰不通、故隔吳越、數輩之家族分南北、而以北者號險子派、南者呼麗子派、權威俱無增劣、寬文元年辛丑三月十日年廿三而退去、

武州江戶

勝山傳

勝山諱張子、未詳其姓氏、武州八王子之人也、正保三年丙戌出世紀伊國風呂、而號勝山、勝山性大膽而有餘情、活然而好異風也、見聞之霞原而莫不望慕矣、承應二年癸巳秋八月、山本氏芳潤需之、以補太夫職、山之家族宏子采女者遷三浦宅、自是勝山挫郭中、依以先輩之上職無其色矣、張子常不飽酒、猶粹小歌三線也、是丹前吉野直傳之祖也、剩結髮與一流行道改身振、踏土用草履、所謂勝山縮、勝山步、勝山鼻緒是也矣、粵都異鄉有客、其貌黑色而且痘痕、法體而齡超初老、往年勤武江、而有暇之時、慕山而會之、其開撰友重威儀、贈衣服并珍器、善畫哉美盡哉、雖然自初會至十一會不解衣帶也、素無婚嫁交、于時都巽之客問山曰、公是何背我否哉、山答曰、予洛陽之人有可傳言、不違一言、慥達之者為交會、法師曰、不及言豈背仰哉、山曰、誓開予、其時動天神地祇而誓言、爾時張子和色而謂法師曰、脚下者洛陽坤郭而會尊子八千代、有其聞即八千代可傳言、傳聞尊子者洛

陽第一之佳名、而其威影是、然脚下醜希有于世一人相也、何以親之睦之哉、妾是雖在郭郭好美容不待芳情、張子不能辭、既從客之意、翌日以消息通客曰、契會限疇昔也、重而不能逢、法師無力上洛而會八千代、褒美東郭而傳此言而已、今明曆第二丙申春告衆人曰、予念今年之內可去當郭、不違此語、而同年秋八月的然而退郭、

高雄傳

高雄諱娥子、氏松岡、武州豐島郡之人也、小名曰德、不扈從先輩、明曆元年乙未夏五月、出世而補太夫職、宏子采女導之、娥子性飽花車而貌殊麗、氣質弱細而姿優美也、所謂應小町之歌風、能書絕三線小歌矣、自萬治三年庚子臘月朔旦著病床、而同月十八日卒矣、于時年十九法名號妙信、

攝州大坂

小太夫傳

小太夫諱明子、姓橋、楠氏、寬永九年壬申二月十日、生攝州東成郡、母產之時有光氣室矣、父祖出於武臣、已來下商賈、經年尚矣、屢依家貧而寬永十

六年己卯秋八月、為木村又次郎家女、子時明、須美、暫從輪子葛城、正保二年乙酉四月朔日、出世而補太夫職、名曰小太夫、延子定家導之、明子性聰明絕倫、而賢才廣平也、依有才廣氣、依心廣于世高名、依名高富貴積身、依其身富能施、依能施衆人崇之、依人崇其德高、洋洋乎自貴、的然覺人之心、剩孝之厚無量、勝計矣、倩觀明子之本性、花車風流之根元而亦不可有例、常哀當郭之鄙風、而猶已恨不住帝都也、明子心直而氣浮空、飽情飽而強矣、耀舞遊之扇、被比五節之舞妓、彈琴松風之響、終古催次能毫、雖隨國風器量拔群而翰法不卑、又寄意倭歌浦波、雖不求師以舊歌為師、而時時令歌之客、採集之入洛、而逍遊軒明心居士請添削、真德翁啓之隨之、粗有秀逸之和歌、可謂奇特、其後雖不為對談德老人、為尊師、而常贈添削之詠草矣、或好茶湯而寄器物、且得妙物數奇也、假令改茶器袋及表具衣色等、恰莫不中、大有宗甫居士之遺風、或著衣裳作用定遊行法、又令歸依禪招小林寺月潭和尚、而屢開法而以為參徒、其後謂予曰、儒者不中我道、請窺南華老人之道、予說逍

遙遊齊物論之大意、而示莊子之寓言、明子聽此兩篇、而以速辨天地萬物之理、誠不可思議之遊君也、聽華洛之林想者、明子獨無不受之、尊子八千代常聽明子之行、而令感之、會每通明子之客、傳言而述懷潛探郭內、聞郭外、不堪忍、者脚下一人而已、兼念願同居脚下矣、傳言及度度、而後時々通書也、惜哉、令居坤郭者、並尊子而比飛車之兩輪矣、承應三年甲午六月十日申刻、退出郭中、于時年廿三、

大和傳

大和諱耀子、姓不詳、寬永十七年庚辰夏五月、生攝州住吉縣、來木村之家、而自九歲至二十二歲、從普子靜間、禿名號伏屋、靜間自而出、相續退從明子小太夫、禿名如元、承應二年癸巳九月朔日、出世而補太夫職、子時耀子、名曰大和、明子小太夫導之矣、耀子性芳艷、而面有微笑、相眼粧帶烟而美、唇鮮、顏容勝百千、姿貌窈窕、古今矣、癸巳之重陽者、耀子出世而不過十日、然諾耀子而為待之客有五輩也、諍契約之先後、而既舉屋與遺女、子時、不正相論、爾時明子小太夫、契先言之人定重陽之客、其次者

探_レ闔而極_レ之、自_レ是世上之賞_レ旣夥、威勢過_レ先達_一也、
蓋傾國新造而諸客稱_レ之者、唯歸_レ耀子_一乎、及_レ成長_一而
益鳴_レ于世_一超_レ諸郭_一矣、萬治二年己亥五月廿八日退
_レ郭而寓_レ居大坂、五年而後寬文三年癸卯秋九月卒年
廿四、

續燕石十種第二終

明治四十二年三月一日印刷

明治四十二年三月五日發行

非賣品

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

國書刊行會代表者

編輯者兼
發行者

市島謙吉

東京市神田區蠟燭町八番地

印刷者

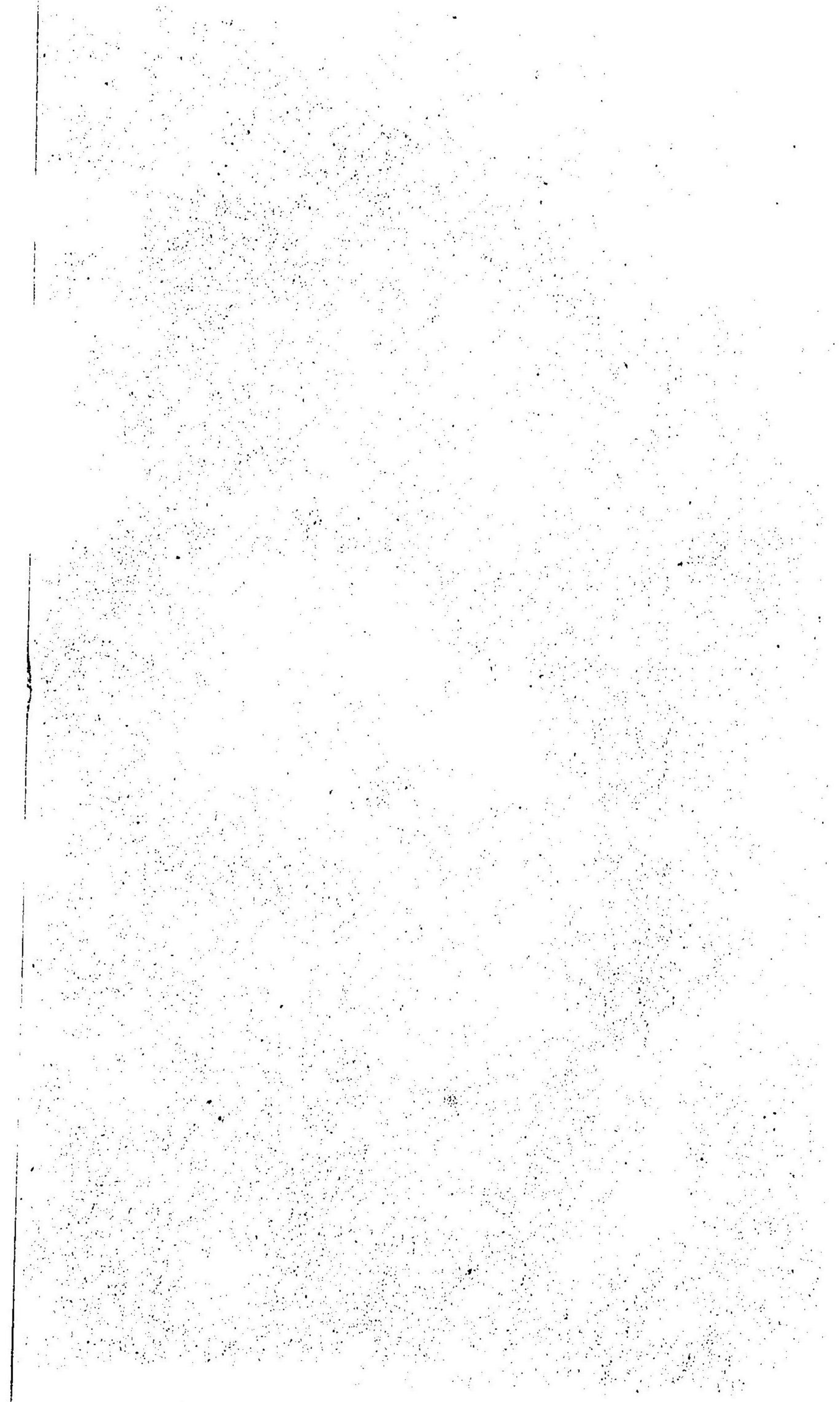
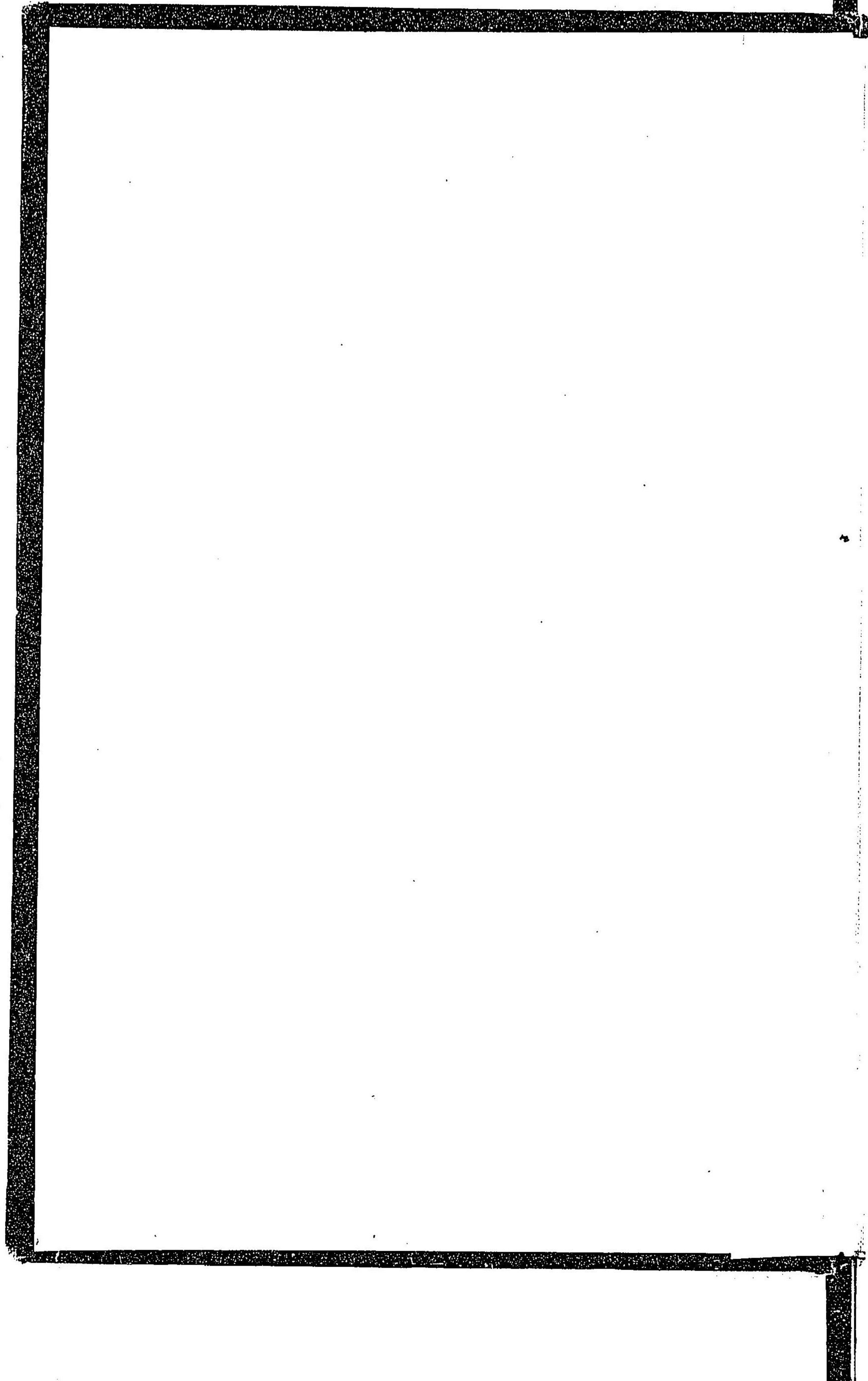
武木信賢

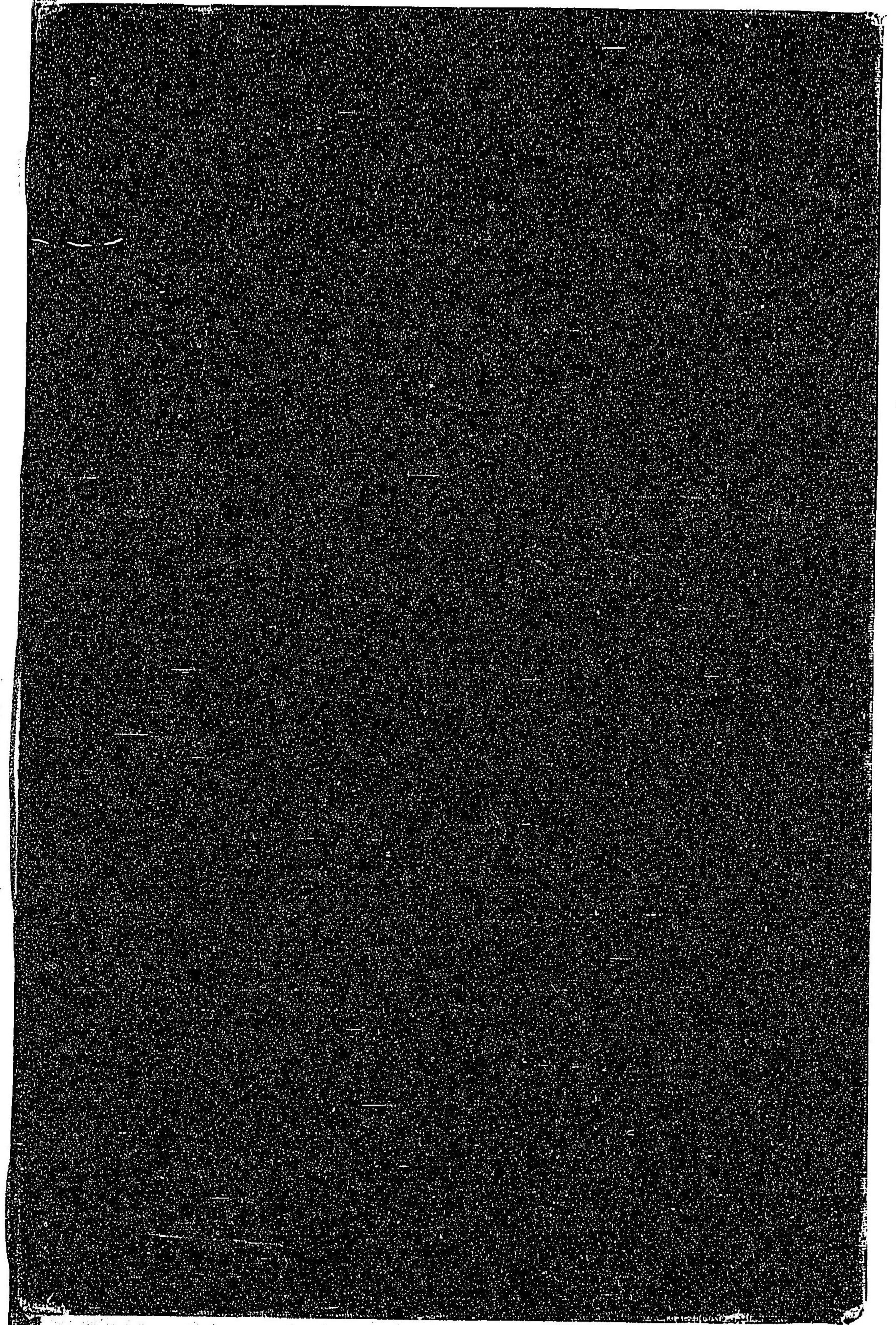
東京市神田區蠟燭町八番地

印刷所

武木印刷所

岡本製





0815
Z34
K

